

2-235-1

環境影響評価書の概要

—東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業—

平成16年4月

日本環境安全事業株式会社

目 次

1. 事業者の名称及び所在地	1
2. 対象事業の名称及び種類	1
3. 対象事業の内容の概略	1
4. 環境に及ぼす影響の評価の結論	2
5. 環境影響評価手続の経過	3
6. 対象事業の目的及び内容	4
6.1 事業の目的	4
6.2 事業の内容	4
6.3 施工計画及び供用の計画	20
6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容	30
6.5 事業計画の策定に至った経過	33
7. 環境影響評価の項目	34
7.1 選定した項目及びその理由	34
7.2 選定しなかった項目及びその理由	36
8. 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	39
8.1 大気汚染	39
8.2 景観	50
8.3 廃棄物	58
8.4 温室効果ガス	65
8.5 その他の項目に係る環境保全のための措置	70
9. 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域 を管轄する特別区の名称及びその地域の町名	71
10. 評価書案の修正の経過及びその内容	73
11. 事業段階関係地域	74
12. 評価書案審査意見書に記載された知事の意見	76
13. 評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の 意見の概要並びにこれらについての事業者の見解	77
13.1 都民の意見と事業者の見解	78
13.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解	97
14. 都民の意見を聴く会の意見の概要	101
15. 調査計画書の修正の経過及びその内容	104
15.1 修正の経過	104
15.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見	106
15.3 調査計画書に対する都民の意見書及び 周知地域区長の意見の概要	107
16. その他	110
16.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	110
16.2 調査等の実施者及び受託者の名称及び所在地	110
16.3 評価書を作成するに当たって参考とした資料の目録	111

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：日本環境安全事業株式会社
代表者：代表取締役社長 宮坂 真也
所在地：東京都港区芝一丁目7番17号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業
種 類：廃棄物処理施設の設置

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内に、一都三県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理施設を建設し、PCBの分解処理を行うものである。

対象事業の内容の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

所 在 地	東京都江東区青海二丁目地先（中央防波堤内側埋立地内）
敷 地 面 積	約30,500m ²
建 築 面 積	約13,000m ²
主 要 用 途	一都三県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の区域内に存するPCB廃棄物（高圧トランス ^{注1} 、高圧コンデンサ ^{注2} 、安定器 ^{注3} 等）を処理し、これに含まれるPCB及び東京都内分の柱上トランス ^{注4} 絶縁油に微量に混入したPCBの分解処理
処 理 能 力	2トン／日（PCB分解量）
工事予定年月	平成16年7月～平成17年10月
運用開始予定年月	平成17年11月

注1）高圧トランス：高圧交流の電圧を変化させる機器（変圧器）

2）高圧コンデンサ：高圧電気を一時的に蓄え、利用効率を高める機器（蓄電器）

3）安 定 器：蛍光灯等の照明器具の電圧安定器

4）柱上トランス：電柱上に設置する変圧用機器

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容、事業計画地とその周辺地域の概況及び調査計画書審査意見書に記載された知事の意見等を考慮のうえ、環境影響評価の項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価の項目	評価の結論
大気汚染	・長期平均値（年平均値） P C B及びダイオキシン類について、予測最高濃度地点の将来予測濃度は、評価の指標を大きく下回る。 ・短期平均値（1時間値） P C B及びダイオキシン類について、濃度が最高となるような気象条件で計算した予測最高濃度は、評価の指標を大きく下回る。 なお、この気象条件が予測地域において出現する頻度は、年間で0.05%程度であることから、予測最高濃度はごくまれにしか発生しないと考えられる。
景 観	・主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 本施設は、建物の形状及び色彩等への配慮により周辺の建物と調和しており、地域景観の特性に変化を与えるものではなく、評価の指標との整合が図られるものと考ええる。 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 本施設で予定している色彩は海の色、空の色に調和し、建物の高さについてもスカイラインに大きな変化をもたらさないものとなっており、極めて良好な眺望を呈するものと考ええる。 また、プラント設備を建屋内に設置し、高さも周辺の施設より突出していないため、周辺施設と一体として認識され、眺望に大きな変化はみられないことから、評価の指標との整合が図られるものと考ええる。
廃 棄 物	工事の施行中は、建設廃棄物及び建設発生土が発生するが、再資源化や縮減を推進し、廃棄物の発生抑制や減量化を図る。また、リサイクルができない廃棄物については、法令に基づき適正に処理する。以上のことから、評価の指標に適合するものと考ええる。 P C B廃棄物の処理後、トランスの躯体やコイル等から得られる鉄、銅等はリサイクルするほか、柱上トランスの絶縁油はP C Bを分解した後、発電用燃料としての利用を図る。 リユースやリサイクルできない残渣物等については、産業廃棄物として処理業者に委託して搬出し、適正処分する。さらに、溶剤の再利用や処理済部材の分別の徹底などにより、廃棄物の発生量の減量に努めるなど、環境保全のための措置を講ずる。以上のことから、評価の指標に適合するものと考ええる。
温室効果ガス	本事業では、太陽光発電設備の利用による自然エネルギーの活用を図る。 また、P C B廃棄物の処理後、トランスの躯体やコイル等から得られる鉄等のリサイクルにより、温室効果ガスの発生の抑制に寄与する。 以上のことから、本事業は評価の指標に適合するものと考ええる。

5. 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過内容は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 環境影響評価手続の経過

環境影響評価調査計画書の提出		平成 15 年 6 月 2 日
提出後の手続経過	公示された日	平成 15 年 6 月 18 日
	縦覧された日	平成 15 年 6 月 18 日～6 月 27 日
	都民の意見	2 件
	周知地域区長の意見	1 件
調査計画書審査意見書が送付された日		平成 15 年 7 月 24 日
環境影響評価項目等選定報告書の提出		平成 15 年 9 月 25 日
環境影響評価書案の提出		平成 15 年 9 月 30 日
提出後の手続経過	公示された日	平成 15 年 10 月 15 日
	縦覧された日	平成 15 年 10 月 15 日～11 月 13 日
	説明会	平成 15 年 11 月 7 日 平成 15 年 11 月 12 日 (計 2 回)
	都民の意見	6 件
	事業段階関係区長の意見	1 件
環境影響評価書案に係る見解書の提出		平成 16 年 1 月 5 日
提出後の手続経過	公示された日	平成 16 年 1 月 21 日
	縦覧された日	平成 16 年 1 月 21 日～2 月 9 日
都民の意見を聴く会が開催された日		平成 16 年 2 月 18 日
評価書案審査意見書が送付された日		平成 16 年 3 月 2 日

6. 対象事業の目的及び内容

6.1 事業の目的

本事業は、一都三県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に存するPCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

6.2 事業の内容

6.2.1 事業の位置

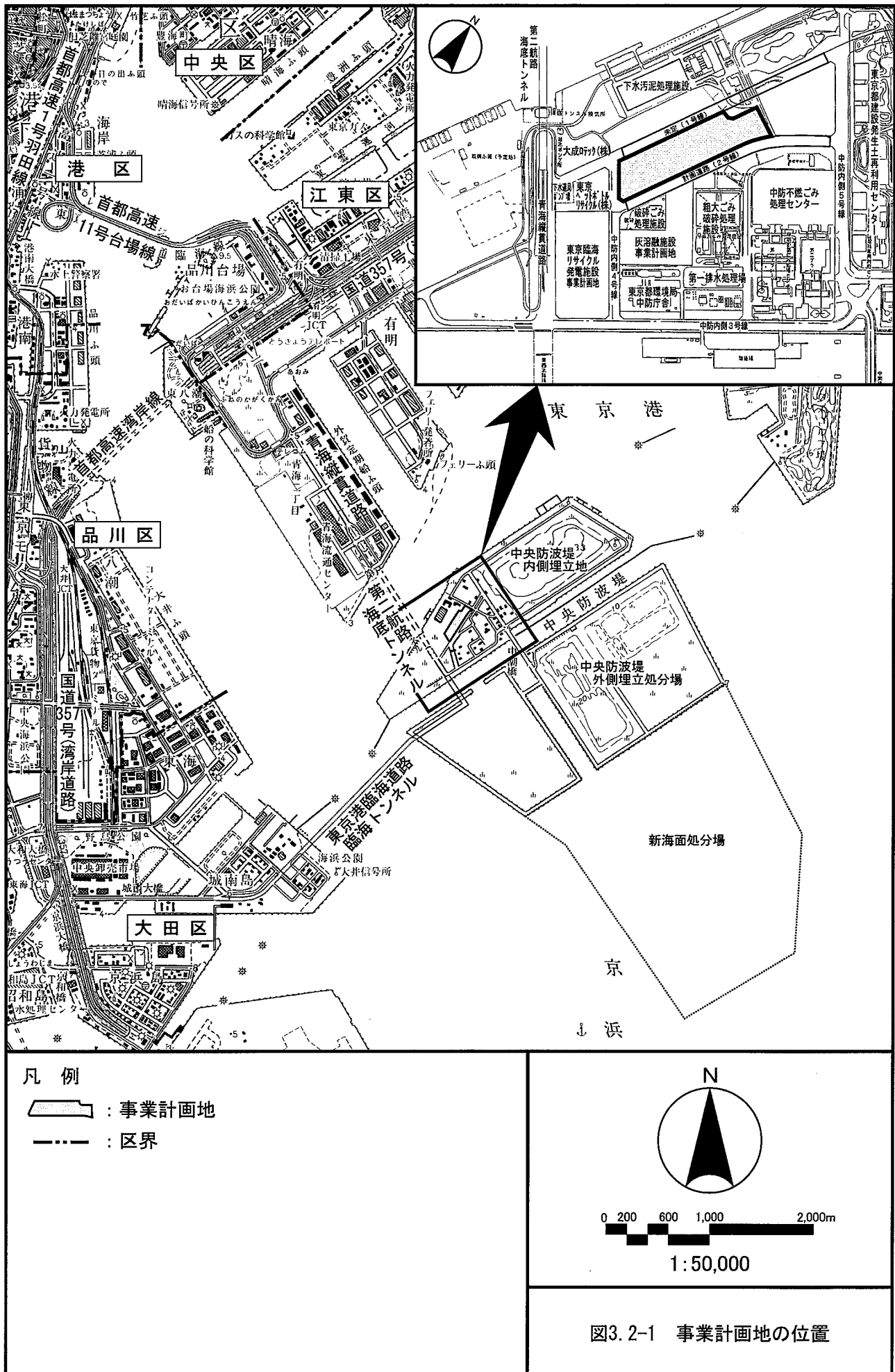
事業計画地の位置は、図 6.2-1 に示すとおりである。

事業計画地は中央防波堤内側埋立地内にあり、その周辺には大井ふ頭、外貿定期船ふ頭及びフェリーふ頭などの港湾施設がある。

中央防波堤内側埋立地は東京港のほぼ中央に位置しており、江東区青海地区と第二航路海底トンネルで、大田区城南島と東京港臨海道路（臨海トンネル）で結ばれている。

事業計画地の周囲には、破碎ごみ処理施設、粗大ごみ破碎処理施設、東京都環境局中防庁舎、第一排水処理場、中防不燃ごみ処理センター及び東京都下水道局下水汚泥処理施設等があり、居住の用に供する施設は存在しない。また、東京港第6次改訂港湾計画においても居住を目的とする施設の計画はない。

なお、事業計画地に隣接して、東京二十三区清掃一部事務組合が「中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業」を、東京臨海リサイクルパワー(株)が「東京臨海リサイクル発電施設建設事業」をそれぞれ計画している。



注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

6.2.2 事業の基本方針

本事業の基本方針は、次のとおりである。

- (1) P C B廃棄物の不適正保管や紛失などに伴う環境汚染のリスクを一刻も早く取り除くため、P C B廃棄物を化学処理方式により安全かつ確実に分解処理する。処理の対象物は、一都三県で保管もしくは使用している高圧トランス・コンデンサ等の電気機器、P C B、P C Bを含む油及び安定器等の電気部品がP C B廃棄物になったもの並びに東京都内で使用されていた柱上トランスに係るP C B微量混入絶縁油とする。
- (2) 処理にあたっては、受入から、前処理、P C B分解、処理済物の払出までの全体工程について、物質収支及び工程上のバランスに留意して、全体としての一貫性を確保し、最適化を図る。
- (3) 処理の安全性を確保するため、施設設計段階で様々なリスクを想定し、それらに対する対策の効果について評価する安全解析を行い、その結果を施設の設計・運転管理に反映させることなどによって、リスクの回避、低減化を図り、フェイルセーフ^{注1)}、セーフティネット^{注2)}の措置を講ずる。

具体的には、処理に用いる設備、配管の密閉性を高めること、オイルパンを設置すること、不浸透性の床とすること、流出防止堤を設置することなどにより、多重の措置を講じ、P C Bの地下浸透防止や流出の防止を図る。

さらに、P C B、溶剤等の環境中への漏洩防止対策として、排ガス規制対象施設ではないが換気を含めた排気の実施を行うとともに、処理済物中のP C Bの確実な分解確認等の措置を講ずる。
- (4) 主要な設備機器には、多重の計測制御装置を設け、異常を検知した場合には反応器へのP C Bの投入を制限するなど安全側に作動するシステムとする。さらに、緊急停止装置を設け、容易に設備が安全に停止できるシステムとする。
- (5) 鉄、銅等の処理済金属等の効率的なリサイクルを可能とするよう配慮する。また、処理困難な残渣が生じないように、残渣の適正処理について十分考慮したシステムとする。
- (6) 運転状況や施設からの排気、排水をモニタリングすることにより、施設の安全操業を確保できるシステムとする。

上記モニタリング情報を含む各種の情報を一元的に管理する設備を設け、必要な情報提供ができるシステムとする。

注1) フェイルセーフ :たとえ一つの誤動作やミスがあっても、それが事故に直結することがないように多重チェックを行うことや、安全側に働くように措置すること。

2) セーフティネット:万一トラブルが起こっても、影響を最小限に抑える措置を講じておくこと。

6.2.3 事業計画の内容

(1) 配置計画

本事業の配置計画は、図 6.2-2 に示すとおりである。

また、基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ① P C B 廃棄物の処理や搬入車両の運行等が効率的かつ安全に実施できるように、施設等を配置する。
- ② 施設周辺においては、できる限り緑化を図る。
- ③ 主要な設備機器は屋内に配置し、使用機器の設置位置等を勘案するなどして、機械等の稼動に伴い生じる騒音、振動等を低減させる。

(2) 建築計画

建築計画の概要は、表 6.2-1、図 6.2-3 及び図 6.2-4 に示すとおりである。

表 6.2-1 建築計画の概要

項 目	内 容
計 画 地	東京都江東区青海二丁目地先 (中央防波堤内側埋立地内)
建 築 面 積	約 1 3 , 0 0 0 m ²
延 床 面 積	約 3 7 , 0 0 0 m ²
高 さ	建物高 約 4 0 m
構 造	鉄骨造
建 物 規 模	地上 5 階
主 要 用 途	P C B の分解処理及びそのための P C B 廃棄物からの P C B 除去

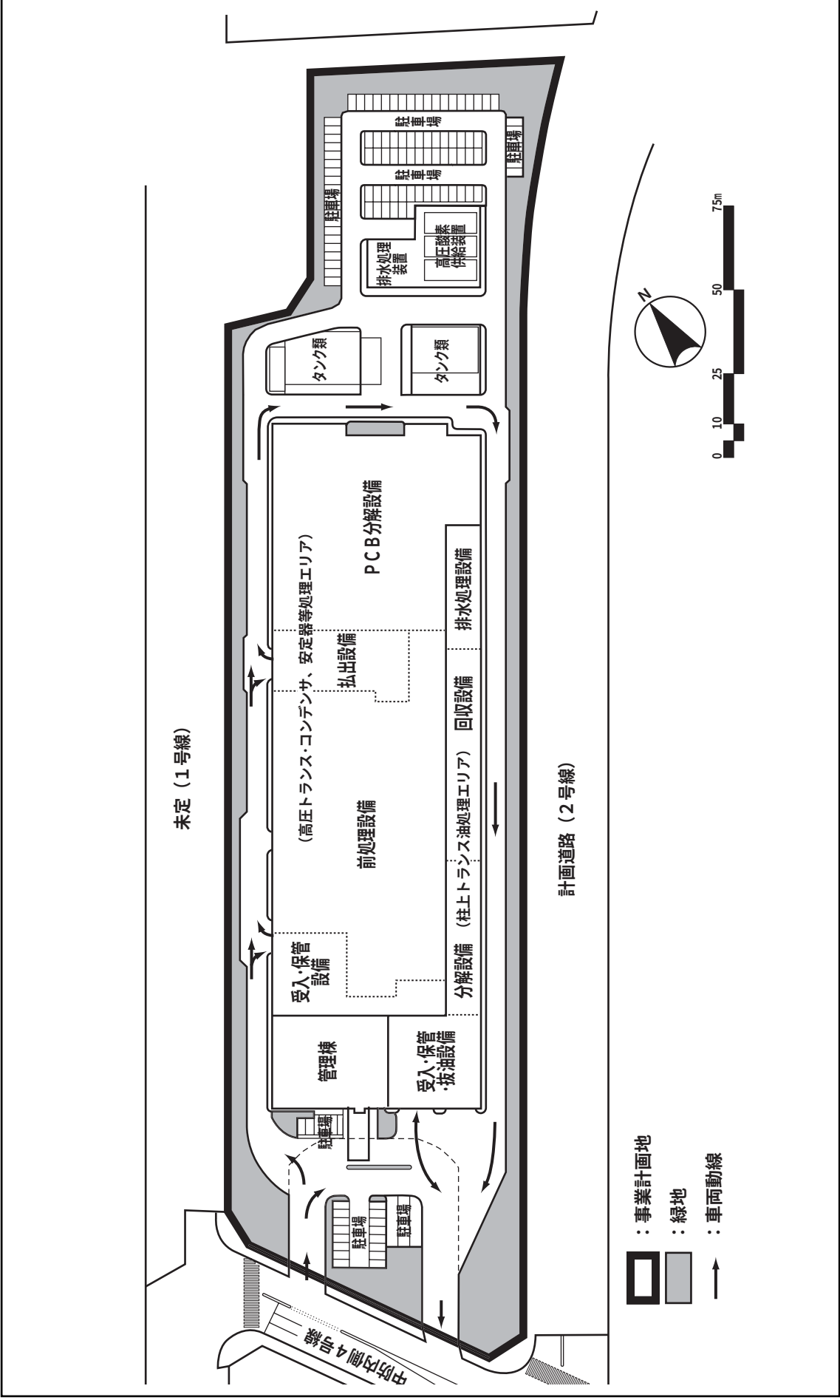
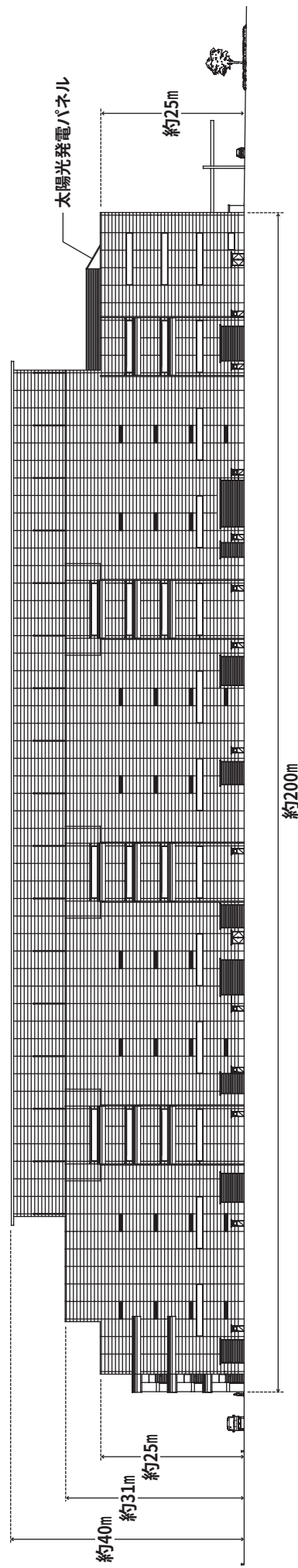
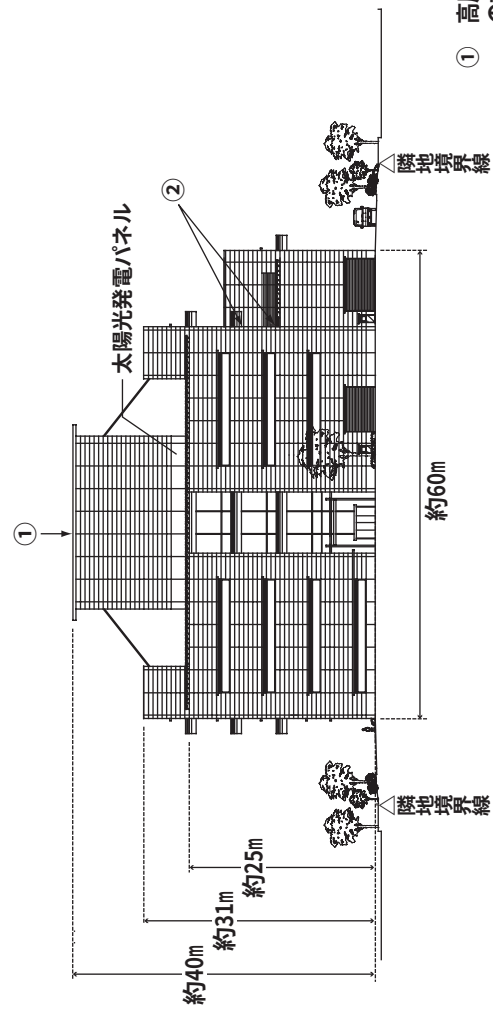


図3.2-2 配置計画



北西立面図



南西立面図

- ① 高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリアの排気（換気も含む）の排出位置
- ② 柱上トランス油処理エリアの排気（換気も含む）の排出位置

図3.2-3 立面図

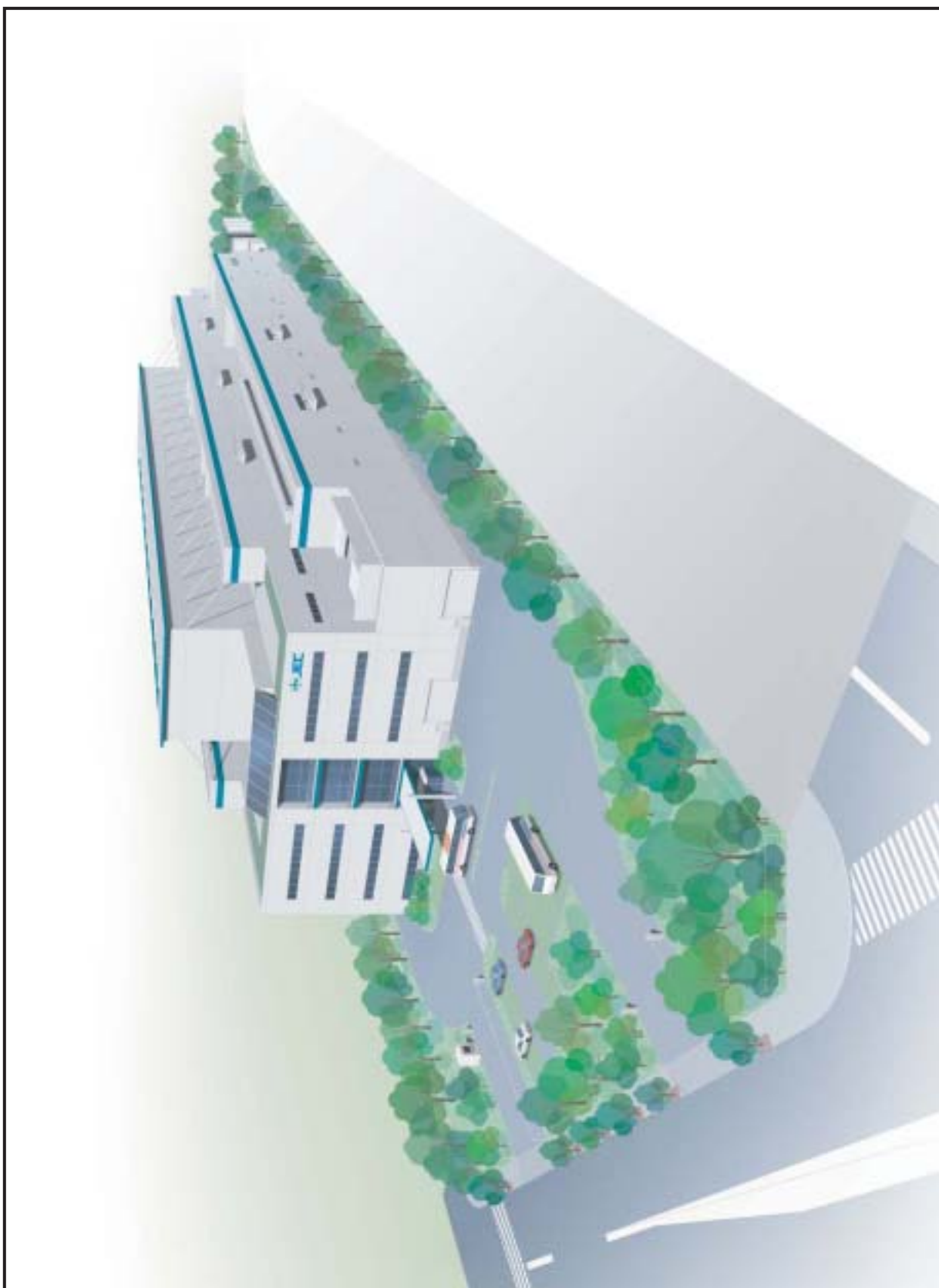


图6.2-4 完成予想図（南方向）

(3) 設備計画

ア. 高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理

高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理に係る主要設備の概要は表 6.2-2(1)、(2)に、処理の流れは図 6.2-5 に示すとおりである。

表 6.2-2(1) 主要設備の概要

設 備	内 容	
受入・保管 設 備	受 入	搬入車両に積載されて持ち込まれる P C B 廃棄物の受入を行う。
	検 査	P C B 廃棄物の外観検査及び漏洩検査を行う。
	保 管	P C B 廃棄物の種類別、形状別保管を行う。
前処理 設 備	(7) 高圧トランス・コンデンサ等の大型電気機器	
	外部洗浄	外部の汚れの著しいトランス等の外部を洗浄する。
	抜 油	トランスは、開口等により P C B 油を抜き取る。 大型コンデンサは水中で、小型コンデンサはグローブボックス ^{注)} 内で容器を切断し、P C B 油を抜き取る。
	予備洗浄	次工程の負荷を軽減するために、容器及び内容物を絶縁油等で洗浄する。
	解体・分別	開蓋、切断、選別等により後段の洗浄処理に適した状態に分別する。
	一次洗浄	親油性の高い炭化水素系溶剤を用いて部材に含浸、付着している P C B を除去する。
	二次洗浄	浸透性の高い溶剤である I P A（イソプロピルアルコール）を用い、P C B を除去して卒業判定基準を満足させる。
	加熱・スラリー化	紙・木等の含浸物を加熱処理した後、ミル（粉砕機）にてスラリー化して水熱酸化分解しやすい性状とする。
	アルカリ 洗 浄	P C B の除去を確実なものとするため、水酸化ナトリウム水溶液により表面を洗浄する。
	(イ) 蛍光灯用安定器等の電機部品	
	破碎・分別	安定器等を破碎し、鉄・銅等の部材別に次工程の洗浄処理に適した状態に分別する。
	予備洗浄	次工程の負担を軽減するために、各部材を炭化水素系溶剤で洗浄する。
	一次洗浄	親油性の高い炭化水素系溶剤を用いて部材に含浸、付着している P C B を除去する。
	二次洗浄	浸透性の高い溶剤である I P A（イソプロピルアルコール）を用い、P C B を除去して卒業判定基準を満足させる。
	加 熱	洗浄だけでは P C B の除去が困難なアルミや安定器充填剤を加熱して、P C B の除去を容易にする。
	アルカリ 洗 浄	P C B の除去を確実なものとするため、水酸化ナトリウム水溶液により表面を洗浄する。

注) グローブボックス：作業者に対する P C B の暴露を防止するため、密閉されたボックスの外からグローブ（ゴム手袋）に手を入れ、間接的に作業ができる装置

表 6.2-2(2) 主要設備の概要

設 備	内 容	
分解設備	受入・貯蔵	前処理設備において P C B 廃棄物から抜油された P C B、洗浄除去され回収された P C B などの受入・貯蔵と、水、水酸化ナトリウム等の受入・貯蔵を行う。
	分 解	水熱酸化分解により P C B を分解する（図 6.2-7 参照）。 温度約 370～380℃、圧力 26.5MPa ^{注)} 程度の水の高い反応性を利用し、酸素を酸化剤として、P C B を二酸化炭素、塩化ナトリウム、水に分解する。
払出設備	払出・保管	処理済物が卒業判定基準*を満足していることを確認した後、払出を行う。

※) 卒業判定：処理済物を施設外に出す際に、当該処理済物が P C B 廃棄物でなくなっていることを確認するために行う試験。卒業判定基準については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「特別管理一般廃棄物及び産業廃棄物に係る基準の検定方法」で示されている（表 6.2-4 参照）。

なお、上記の水熱酸化分解反応は、水を温度約 370～380℃、圧力 26.5MPa 程度の状態にし、その状態の水が持つ高い反応性で P C B 等の有機物を分解するものである。この反応は P C B 等の約 60 倍の量の水中で行わせるため、穏やかで安定している。

また、水熱酸化分解反応器内の温度、圧力の検知を二重化し、温度、圧力が設定値を超えて上昇する場合には緊急停止するシステムとする。

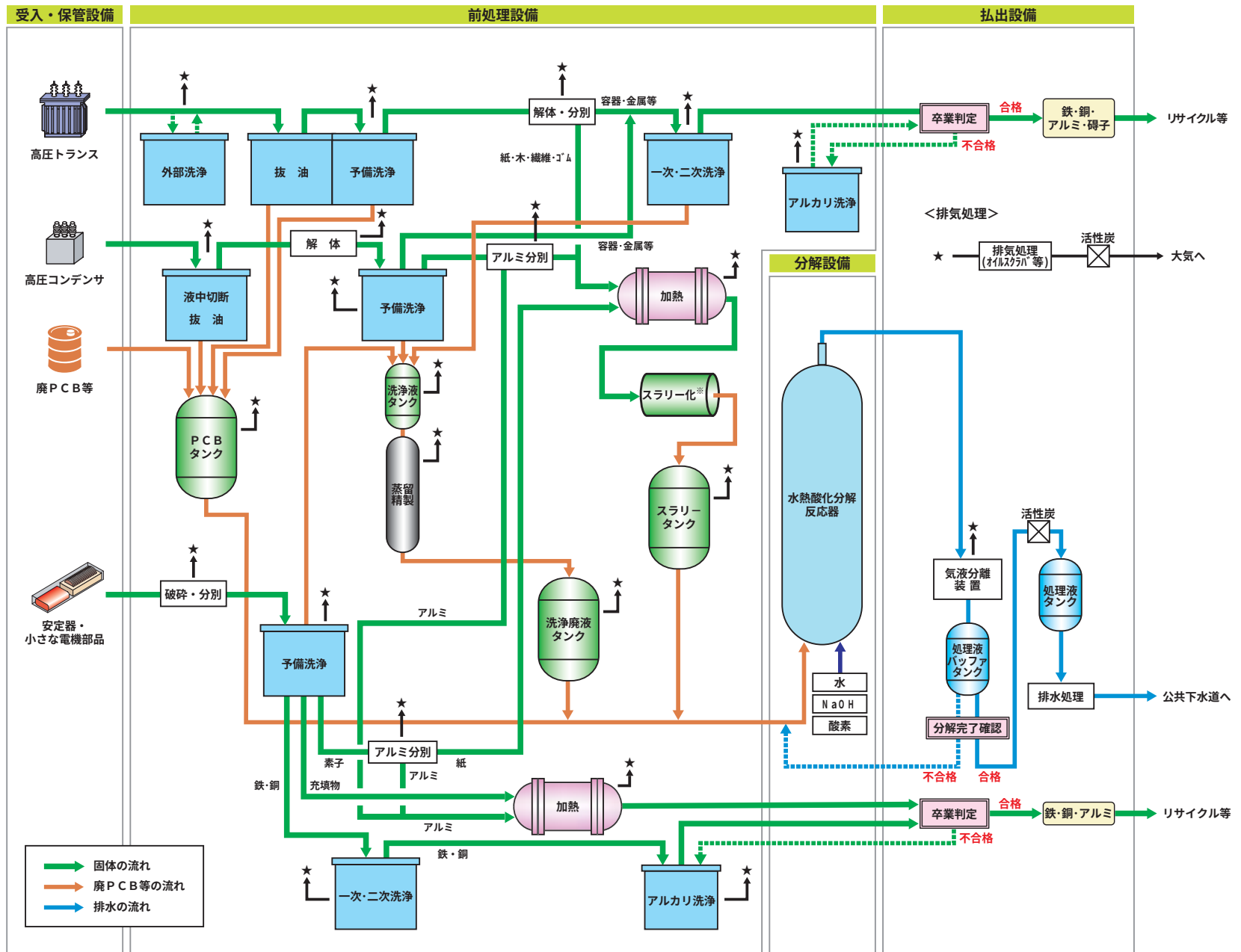
イ. 柱上トランスの処理

柱上トランスの処理に係る主要設備の概要は表 6.2-3 に、処理の流れは図 6.2-6 に示すとおりである。

表 6.2-3 主要設備の概要

設 備	内 容	
受入・保管設備	受入・保管	搬入車両に積載されて持ち込まれる柱上トランス等の受入、保管を行う。
前処理設備	抜 油	開蓋等により P C B 油を抜き取る。
分解設備	分 解	脱塩素化分解により P C B を分解する（図 6.2-7 参照）。 アルカリ剤（NaOH）を利用して、約 200℃、常圧で反応させ、P C B の塩素を水素基と置換して、ビフェニル、塩化ナトリウムに分解する。
	アルカリ分離	反応後の絶縁油から余剰のアルカリ剤を分離する。
回収設備	P C B の分解を確認した絶縁油から溶媒の回収、アルカリ除去を行う。	
払出設備	払出・保管	処理済油については、卒業判定基準を満足していることを確認した後、東京電力(株)が発電燃料として利用する。抜油後のトランス容器は、東京電力(株)が TEPCO 川崎リサイクルセンターで洗浄等の処理を行い、再資源化品として有効利用する。

注) MPa（メガパスカル）：1 MPa = 1×10^6 Pa、26.5MPa は約 262 気圧に相当する。



※)スラリー化：液体と固体粒子との懸濁液

図6.2-5 処理フロー（高圧トランス・コンデンサ、安定器等）

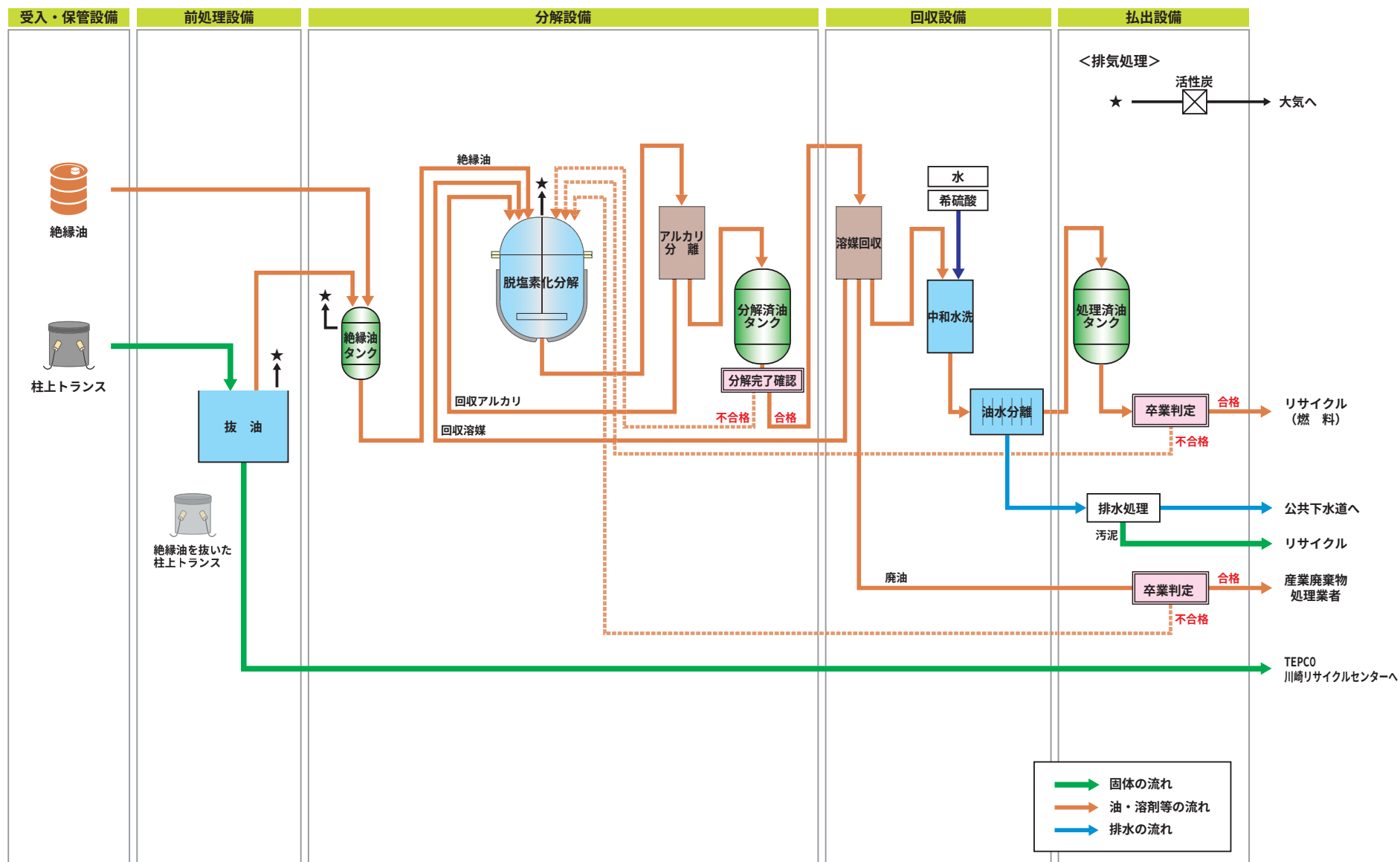
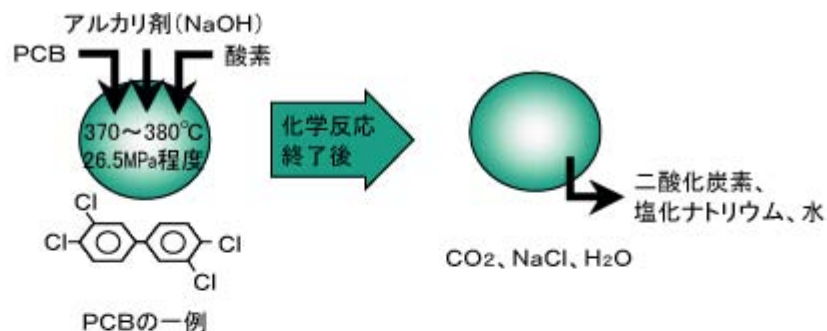


図6.2-6 処理フロー（柱上トランス）

●水熱酸化分解



●脱塩素化分解

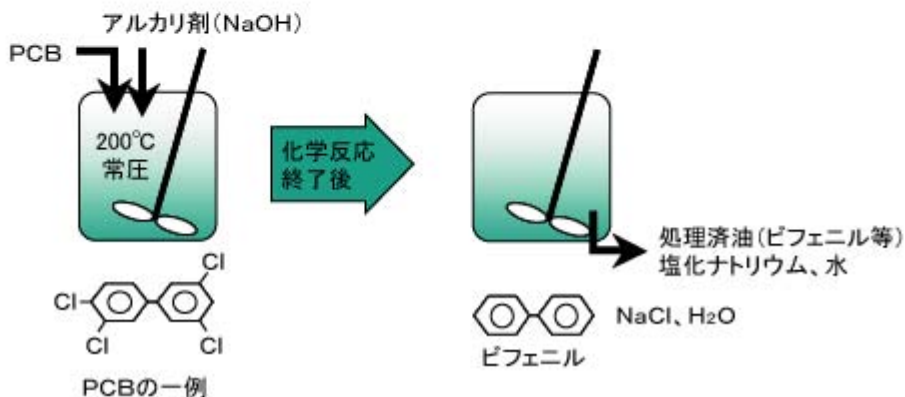


図 6.2-7 PCB分解方法概念図

表 6.2-4 卒業判定基準

区 分	試験方法	判 定 基 準 注)	
廃プラスチック類 ・金属くず	洗浄液試験法	0.5 mg/kg洗浄液	②
	拭き取り試験法	0.1 μg/100 cm ²	②
	部材採取試験法	0.01 mg/kg部材	②
廃 油	—	0.5 mg/kg	①
廃酸・廃アルカリ	—	0.03 mg/L	①
そ の 他	溶出試験法	0.003 mg/L検液	①

注) ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和 46 年 厚生省令第 35 号) 第 1 条の 2 第 4 項

②「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成 4 年 厚生省告示第 192 号)

ウ．その他の設備

その他の設備の概要は、表 6.2-5 に示すとおりである。

表 6.2-5 その他の設備の概要

設備名称	内 容
排気設備	高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程においては、機器排気及び局所排気は排気処理装置（オイルスクラバ^{注）}等）によりPCBを除去し、さらに、セーフティーネットとして活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。 PCBが微量に混入した柱上トランスの処理工程においては、取り扱う絶縁油のPCB汚染濃度が数ppmから数十ppm程度にしかすぎないものの、絶縁油タンク、分解槽からの機器排気及び抜油工程からの局所排気については、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する（図 6.2-5、図 6.2-6 参照）。
排水設備	処理工程からの排水は、下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に放流する（図 6.2-5、図 6.2-6 参照）。また、生活排水についても公共下水道に放流する。 雨水については、公共下水道（雨水管）に放流するが、場内のPCB廃棄物搬入路の雨水排水管は、他の雨水排水路と別系統とする。
換気空調設備	高圧トランス等の高濃度のPCBを含むPCB廃棄物の取扱区域は、区域において設定する管理区域レベルに応じて区域の気圧を負圧に維持し、直接区域外にPCBが漏洩することを防止する。 また、管理区域の換気は、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。 柱上トランス油の処理工程においても、取り扱う絶縁油のPCB汚染濃度が数ppmから数十ppm程度にしかすぎないものの、分解工程については管理区域レベル 1 に相当する措置を施す。
モニタリング設備	（排気） 水熱酸化分解反応器等からの機器排気やグローブボックス等からの局所排気をモニタリング対象とし、排気の性状に応じて排出モニタリングの計測頻度を設定する。 （換気） 高濃度のPCBを含むPCB廃棄物を取り扱う管理区域の室換気についてもモニタリングを行う。 （排水） PCB処理工程の排水については、公共下水道への放流前に、PCBのモニタリングを行う。
分析設備	PCB分解処理済物等のPCB濃度を分析することができる設備。
用役設備	用水、冷却水、圧縮空気等の用役を施設へ供給する。
防災設備	万一の事故、災害に備えて、地震検知器、火災報知器、消火設備等を設置する。
情報公開設備	プレゼンテーションルーム、情報公開室を設ける。
そ の 他	電気設備、計測制御設備、非常用電源、操業データ管理システム、操業管理システム等を設ける。

注）オイルスクラバ：排気中のPCBを油と効率よく接触させて、吸収、除去する装置

(4) エネルギー計画

施設で使用するエネルギーとしては、電力（約 6,200 万 kWh/年）及び灯油（約 17.5kL/年）とする。

なお、太陽光発電設備（約 10 kW）を設置し、自然エネルギーの活用を図る。

(5) 給排水計画

ア. 給水計画

上水は都営水道を利用する。

また、屋上面の雨水を貯留し、外構緑化の散水等に利用する。

イ. 排水計画

施設から発生する排水には、処理排水、冷却塔ブロー排水等がある。

処理工程からの排水は排水処理設備で処理し、下水道法の下水排除基準に適合させて、公共下水道に放流する。また、生活排水についても、公共下水道に放流する。

事業計画地からの雨水は、隣接道路に埋設されている雨水管を通じ、公共用水域に放流する。

(6) 緑化計画

埋立地の緑を増やす観点から事業計画地内の緑化に努め、事業計画地における緑地については、「緑の東京計画」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「江東区みどりの条例」等に基づき敷地内をできる限り緑化する。同時に接道部を緑化することにより周囲への目隠し効果や周辺景観との調和を図る。

(7) 廃棄物処理計画

工事に伴う建設発生土は場内において利用し、又は東京都建設発生土再利用センターに搬入し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再利用化を図る。また、建設廃棄物についても「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再資源化・縮減を推進する。

工事の完了後の事業活動に伴い発生する洗浄済金属や処理済油等は、卒業判定基準を満足していることを確認し、リサイクルに努める。リサイクルできないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適切に処理する。

6.3 施工計画及び供用の計画

6.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概略

工事工程の概略は、表 6.3-1 に示すとおりである。

工事期間は、平成 16 年 7 月～平成 17 年 10 月の約 16 か月を予定している。

表 6.3-1 工事工程の概略

年・月 工 種	平成 16 年						平成 17 年									
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
準備・仮設工事	■															
杭 工 事	■	■														
基礎・掘削工事		■	■	■												
地上躯体工事				■	■	■	■	■	■	■						
プラント工事				■	■	■	■	■	■	■	■					
仕上工事							■	■	■	■	■	■				
外構工事									■	■	■					
試 運 転												■	■	■	■	■

(2) 建設機械及び工事用車両計画

ア. 建設機械

建設機械の最大稼働台数は、工事開始後 7 か月目の地上躯体工事及びプラント工事において、1 日あたり約 30 台である。

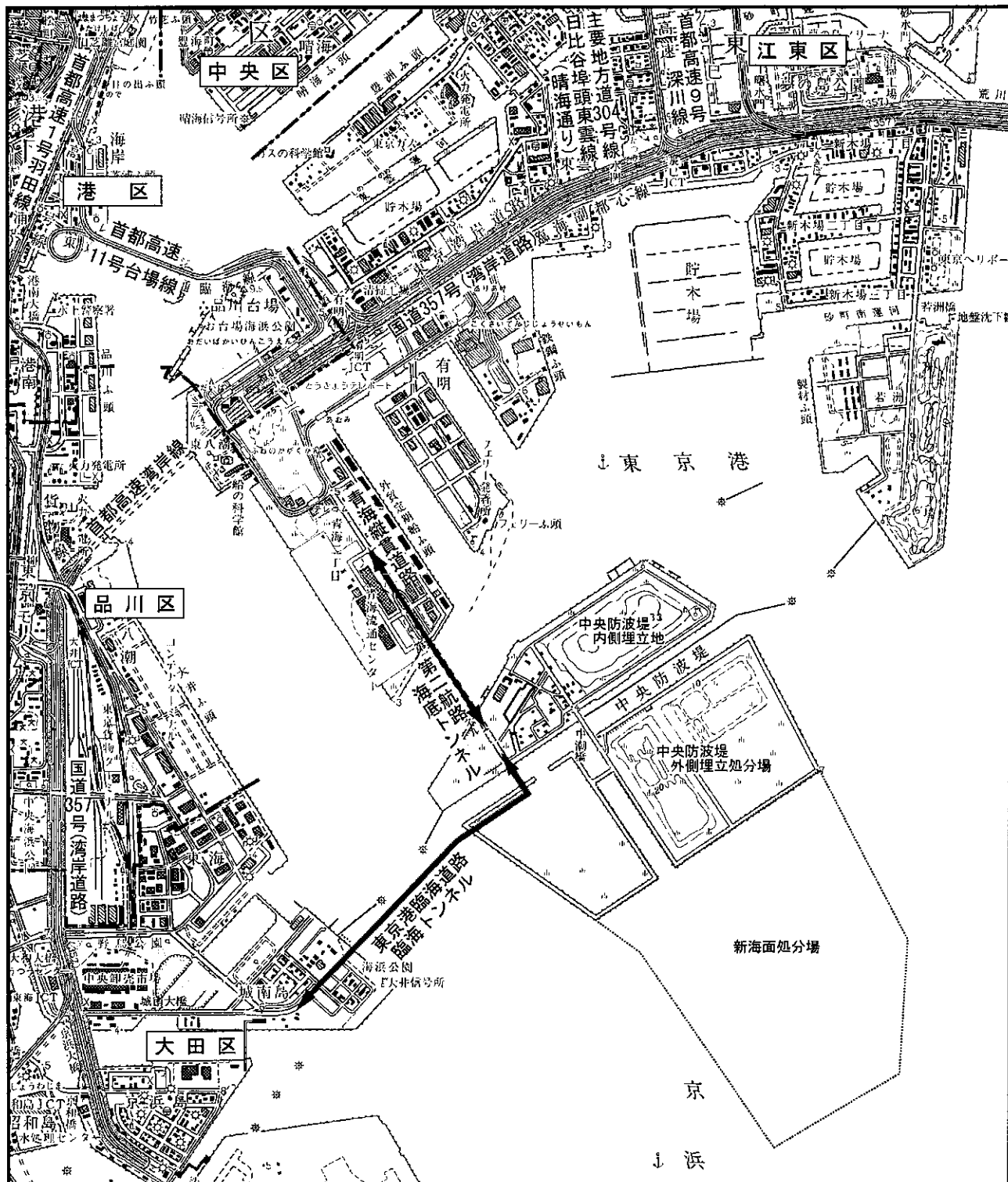
イ. 工事用車両

(7) 走行ルート

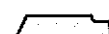
工事用車両は、図 6.3-1 に示すとおり、主に事業計画地周辺の主要幹線道路（青海縦貫道路、東京港臨海道路）を走行する計画である。

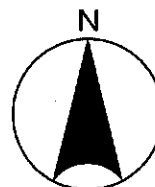
(イ) 車両台数

工事用車両の最大走行台数は、工事開始後 7 か月目の地上躯体工事及びプラント工事において、1 日あたり約 190 台である。



凡 例

-  : 事業計画地
-  : 区界
-  : 工事用車両及びPCB廃棄物運搬車両等の走行ルート



0 200 600 1,000 2,000m

1:50,000

図6.3-1 工事用車両及びPCB廃棄物運搬車両等の主な走行ルート

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

6.3.2 供用の計画

(1) 設備運転計画

高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理は、1日24時間（一部の工程については1日16時間）で年間300日運転の計画である。また、柱上トランス等の処理についても、同様の計画である。

(2) 車両計画

ア. 運搬計画

(ア) PCB廃棄物の搬入

一都三県内で保管もしくは使用している事業者の事業場から搬入される予定であり、日本環境安全事業(株)自らは搬入しない。搬入方法等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規制されるところによる。

柱上トランスについては、東京電力(株)の都内使用分について搬入する。

(イ) 廃棄物等の搬出

a. 処理済物の搬出

洗浄処理等によりPCBを除去した後の高圧トランス等の躯体やコイル等から得られる鉄、銅等は施設外でリサイクルするため払い出す。

そのままではリサイクルできない処理済油については、産業廃棄物として処理業者に委託して搬出し、適正処分する。

b. 柱上トランス容器、処理済油の搬出

柱上トランスについては、抜油した容器は解体せずに東京電力(株)がTEPCO川崎リサイクルセンターに搬出し、東京電力(株)管内の他の地域から集められる容器と合わせて処理する。同センターで処理された後の金属等は、マテリアルリサイクルされる予定である。

処理済油については、東京電力(株)が火力発電ボイラー用の燃料としてリサイクルするため搬出する。

リサイクルできない廃油については、産業廃棄物として処理業者に委託して搬出し、適正処分する。

(ウ) 搬入・搬出日時

搬入・搬出は、平日（月曜日～金曜日）の日中に行うことを予定しているが、例外的にはこれ以外の日時においても搬入・搬出を行うことがあり得る。

(エ) 走行ルート

搬出入車両は、図6.3-1に示すとおり、主に事業計画地周辺の主要幹線道路（青海縦貫道路、東京港臨海道路）を走行する計画である。

(オ) 車両計画

搬入車両計画については表6.3-2に、搬出車両計画については表6.3-3に示すとおりである。

表 6.3-2 搬入車両計画

区 分	車 両		台 数
高圧トランス・コンデンサ、 安定器等処理エリア	処理対象物搬入車両	2tトラックなどの小型車両 }	15台／日程度
		20tトレーラなどの大型車両	
		20kLローリー（大型）	5台／年程度
柱上トランス油 処理エリア	柱上トランス搬入車両	10tトラック（大型）	6台／日程度
	絶縁油搬入車両	20kLローリー（大型）	15台／年程度

表 6.3-3 搬出車両計画

区 分	車 両		台 数
高圧トランス・コンデンサ、 安定器等処理エリア	鉄・銅等搬出車両	4tトラック（小型）	13台／日程度
	金属類混合物・ けい砂等搬出車両	11tトラック（大型）	2台／週程度
柱上トランス油 処理エリア	処理済油搬出車両	20kLローリー（大型）	1台／3日程度
	廃油搬出車両	10kLローリー（大型）	1台／週程度
	柱上トランス搬出車両	10tトラック（大型）	6台／日程度

イ．車両構造

P C B廃棄物の搬入にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準に従い、廃棄物が飛散し、流出しないような運搬車両及び運搬容器の利用を確保する。

(3) 排気の性状及び量

本施設によるPCB廃棄物処理工程からは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の規制対象となる排出ガスは生じないが、換気排気を含めて施設内で生ずる排気については、それらに含まれるおそれがあるPCB等の程度に応じて、法令による規制対象の排出ガスと同等の厳しい管理を行う。

施設の排気等の諸元は、表 6.3-4(1)～(4)に示すとおりである。

表 6.3-4(1) 施設からの排出ガス

東京PCB廃棄物処理施設	
大気汚染防止法に関する排出ガス	該当なし
ダイオキシン類対策特別措置法に関する排出ガス	該当なし

表 6.3-4(2) 高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリアの排気量と管理目標値

高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリア	
排気量	92,700Nm ³ /h
管理目標値	PCB：0.1 mg/Nm ³ ダイオキシン類：100pg-TEQ/Nm ³
排気温度	約 40℃

表 6.3-4(3) 高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリアの換気量と管理目標値

高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリア	
換気量	382,400Nm ³ /h
管理目標値	PCB：0.001 mg/Nm ³ ダイオキシン類：5pg-TEQ/Nm ³
換気温度	約 40℃

表 6.3-4(4) 柱上トランス油処理エリアの排気量と管理目標値

柱上トランス油処理エリア	
排気量	1,753 Nm ³ /h
管理目標値	PCB：0.0001 mg/Nm ³
排気温度	約 30℃

なお、上記の排気、換気中のPCB及びダイオキシン類濃度の設定根拠は、以下のとおりである。

PCB廃棄物の化学処理工程からは排出ガス規制の対象となる排出ガスが生じないため、施設の排気、換気に含まれるPCB及びダイオキシン類についての法令による基準は設けられていない。そのため、焼却処理の場合の基準^{注)}を管理目標値とするなどとした。詳細は、以下のとおり設定した。

ア．高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程

- ①管理レベルの高い区域の排気中や洗浄設備等の排気中のPCB及びダイオキシン類の濃度については、焼却処理の場合の基準に準じて管理目標値（PCB：0.1 mg/Nm³、ダイオキシン類：100pg-TEQ/Nm³）を設定した。
- ②換気系統の排気中のPCB及びダイオキシン類の濃度については、実証試験時の測定値を基にそれぞれ0.001 mg/Nm³、5 pg-TEQ/Nm³と設定した。

イ．柱上トランスの処理工程

- ①排気中のPCBの濃度については、東京電力(株)の同種の施設における設定値を勘案して0.0001 mg/Nm³と設定した。
- ②排気中のダイオキシン類の濃度並びに換気中のPCB及びダイオキシン類の濃度については、処理する絶縁油に含まれるPCBの濃度が極めて低く、東京電力(株)の同種の施設同様設定しない。

(4) 安全対策

ア．PCBに係る安全対策

(7) 取扱区域及び管理区域の設定

PCB廃棄物を取り扱う工程は、受入、保管、処理、判定まで建屋内で行う。

また、高圧トランス等の高濃度のPCBを含むPCB廃棄物の取扱区域は他の区域と区別し、取扱区域には管理区域を設定して、管理区域レベルに応じた対策をとる。建屋内のPCB取扱区域については図 6.3-2 に、管理区域の設定の考え方及び対策については表 6.3-5 に示すとおりである。

PCBが微量に混入した絶縁油を含む柱上トランスの処理工程については、取り扱う絶縁油に含まれるPCBの濃度が数 ppm から数十 ppm 程度にしかすぎないものの、抜油及び分解工程については、高濃度のPCBを含むPCB廃棄物の処理工程における管理区域レベル1と同じ考え方で、区域内の負圧維持、換気の活性炭処理等の措置を施す。

(イ) 排気、換気対策

本施設によるPCB廃棄物処理工程からは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の規制対象となる排出ガスは生じないが、換気排気を含めて施設内で生ずる排気については、それらに含まれるおそれがあるPCB等の程度に応じて、法令による規制対象の排出ガスと同等の厳しい管理を行う。

具体的には、高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程において、高濃度のPCBを取り扱うこととなる区域又は設備内の空気の管理を強化する。

その管理レベルの高い区域の室内換気並びに機器排気及び局所排気については、排気処理装置（オイルスクラバ等）によりPCBを除去し、さらにセーフティーネットとして活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。管理レベルの低い区域の換気についても、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。

注) PCBの排出基準：PCB焼却施設の燃焼排ガス中の暫定排出許容限界（昭和47年環境庁大気保全局長通知）
ダイオキシン類の排出基準：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で設定される廃棄物焼却炉の燃焼排ガスの基準

柱上トランス絶縁油の処理工程においては、絶縁油に含まれるPCBの濃度がもともと低い（高圧トランス等の100万分の1～10万分の1のオーダー）ため、高圧トランス等の処理区域のうち管理レベルの低い区域の換気と同様の考え方で、絶縁油タンク、分解槽からの機器排気及び抜油工程からの局所排気については、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。

(ウ) 排水対策

高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理においては、前処理工程で発生する排水は、すべて水熱酸化分解により処理する。水熱酸化分解から発生する排水はバッファタンクに一旦貯蔵して、PCB濃度が下水排除基準（0.003 mg/L 以下）に適合していることを確認したのち、空調機ドレーン排水及び冷却塔ブロー排水等の用役排水等と合わせて排水処理を行い、下水排除基準に適合させて公共下水道に放流する。

柱上トランスの処理工程においても、分解反応が終了し、PCBが分解されていることを確認したのち、発生する排水は中和処理等の排水処理を行い、下水排除基準に適合させて、公共下水道に放流する。

なお、排水は、高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程から約 220 トン／日、柱上トランスの処理工程から約 45 トン／日排出される。

このほか、生活排水についても公共下水道に放流する。

(エ) PCBの漏洩防止対策

PCB廃棄物の取扱区域においては、密閉性の高い槽類や配管を用い、主要な設備にはオイルパンを設けること、さらに床に不浸透性塗装を施すこと、流出防止堤を設置すること等、多重の地下浸透防止及び流出防止のための措置を講ずる（図 6.3-3 参照）。

流出防止堤は、万一、区域内のPCBが溢れた場合でも、室外に流出しない防液高さを確保する。流出防止堤で囲まれた床は、ライニング材により不浸透性の塗装を施す。

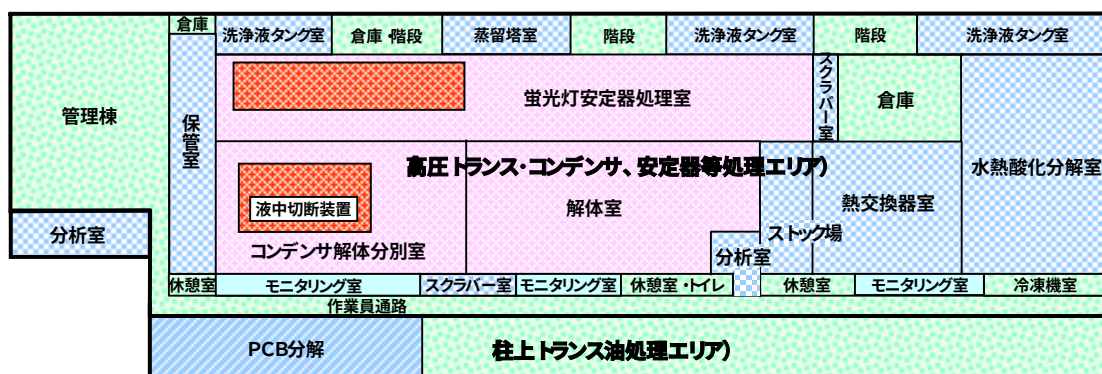
また、場内のPCB廃棄物搬入路は、万一の事故でもPCBが地下浸透しないよう不浸透措置を施すとともに回収できるようにする。

イ. ダイオキシン類に係る安全対策

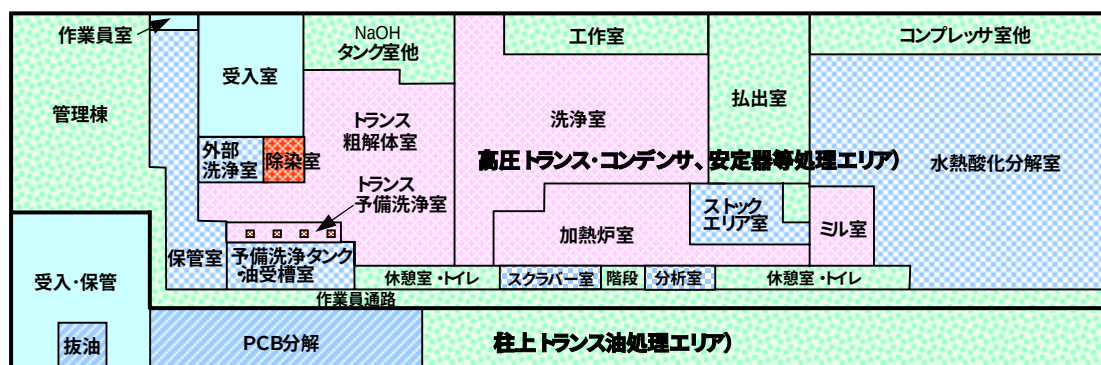
ダイオキシン類対策特別措置法で規制の対象となっているダイオキシン類には、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とともに、PCBの異性体であるコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）が含まれている。Co-PCBは、PCBの異性体のうち扁平構造のものであり、そのうちの一部のものについてダイオキシン類としての毒性等価換算係数（TEF）が定められている。TEFが定められているCo-PCBのダイオキシン類としての毒性は、ダイオキシン毒性が最も高い2,3,7,8-PCDDの10分の1から10万分の1程度である。

本施設においてPCBの分解処理に用いる水熱酸化分解法や脱塩素化分解法はCo-PCB、PCDD、PCDFをも分解する。

なお、できるだけ温度の上がらない方法を採用して解体・分別を行うこと、加熱装置内部の酸素濃度を常時監視し低酸素雰囲気中で加熱することにより、新たにダイオキシン類が生成されるリスクを極小化する。



3 階



1 階

- ：管理区域レベル 3
- ：管理区域レベル 2
- ：管理区域レベル 1
- ：柱上トランス油処理エリアのうち、
P C B の分解工程及び抜油工程に
ついては、高圧トランス等処理エ
リアの管理区域レベル 1 と同じ考
え方で換気処理を行う。
- ：一般 P C B 廃棄物取扱区域
- ：非管理区域

図6.3-2 P C B 取扱区域

表 6.3-5 管理区域の考え方及び対策

区 域			区域の考え方	関係する主な工程	主な対策
P C B 取 扱 区 域	P C B 管 理 区 域	管理区域 レベル3	通常操業下でP C Bによる作業環境の汚染の可能性があるため、レベルの高い管理が必要な区域	・ トランス予備洗浄 (グローブボックス内) ・ 安定器等破碎、予備洗浄 ・ コンデンサ切断、予備洗浄 ・ 除染室	・ 区域内の負圧維持 (− 7 mmAq^{注)} 程度) 及び強制換気 ・ 排気処理装置 (オイルスクラバ等) 及び活性炭による換気処理 ・ 局所排気による作業環境の維持 ・ P C Bの浸透防止、流出防止措置
		管理区域 レベル2	工程内のP C Bはグローブボックス等により隔離されているため、通常操業下ではP C Bによる作業環境の汚染はないが、工程内の作業で間接的にP C Bを取り扱うため、相応の管理が必要な区域	・ 予備洗浄後の部材処理 (解体・分別) 工程 ・ 洗浄室 (一次・二次) ・ 加熱炉室	・ 区域内の負圧維持 (− 4 mmAq 程度以上) 及び強制換気 ・ 活性炭による換気処理 ・ 局所排気による作業環境の維持 ・ P C Bの浸透防止、流出防止措置
		管理区域 レベル1	工程内のP C Bは設備内に密閉されているため、通常操業下ではP C Bによる作業環境の汚染はなく、最小限の管理で対応できる区域	・ P C B分解工程 (水熱酸化分解・脱塩素化分解とも) ・ 洗浄溶剤回収工程 ・ 分析室 ・ 検査室	・ 区域内の負圧維持 (− 2 mmAq 程度以上) 及び強制換気 ・ 活性炭による換気処理 ・ P C Bの浸透防止、流出防止措置
	一般P C B廃棄物 取扱区域		上記を除くP C B廃棄物の取扱区域	・ 受入・保管室 ・ モニタリング室	・ 一般換気 ・ P C Bの浸透防止、流出防止措置

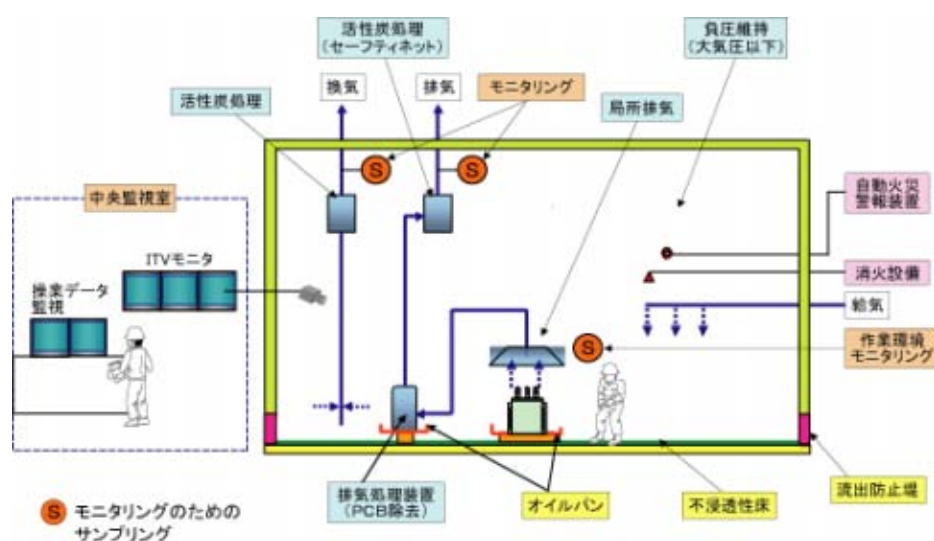


図 6.3-3 安全対策概念図

注) mmAq (水柱ミリメートル): 1 mmAq 約 9.8Pa (約 9.68×10^{-5} 気圧)。

(5) 廃棄物の処分先

P C B廃棄物の処理後、トランスの躯体やコイル等から得られる鉄、銅等はリサイクルを図る。リサイクルできない残渣物等については、産業廃棄物として処理業者に委託して搬出し、適正処分する。

また、高圧トランス等の処理工程で用いる洗浄溶剤等は、施設内で最大限リユースする。

抜油後の柱上トランスは、東京電力(株)がTEPCO川崎リサイクルセンターで洗浄等の処理を行う。

P C B分解処理後の柱上トランス絶縁油は、東京電力(株)が火力発電ボイラー用の燃料としてリサイクルする。それらのリユースやリサイクルができない廃油については、産業廃棄物として処理業者に委託し、適正処分する。

排水処理の過程で生じる汚泥については、性状に応じて適正処理する。

(6) 施設の監視制御

施設の安全操業の確認及び操業運転の効率的な管理を行うために、排気、排水のオンライン及びオフラインモニタリングを予定している。

また、これらの排気、排水モニタリングデータに加えて、各設備のプロセスデータ(温度、圧力、流量、排ガス量等)、作業環境モニタリングデータ等の情報を集約してデータベースを構築し、これをもとに安全操業及び環境安全を確実に確保する。

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する環境保全に関する計画等には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」、「東京構想 2000」、「東京都環境基本計画」及び「東京都廃棄物処理計画」等がある。

本事業において、これらの計画に基づき環境に配慮した事項は、表 6.4-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 6.4-1(1) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画等の名称	計画等の内容	配慮事項
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (平成 15 年 4 月)	○環境事業団の拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向 1 環境事業団の拠点的広域処理施設の整備 2 環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進のための国、地方公共団体の措置 3 処分を環境事業団に委託する保管事業者の責務	日本環境安全事業(株)が事業主体となり、一都三県に存する PCB 廃棄物を広域的に処理する。
東京構想 2000 (平成 12 年 12 月)	○都市における環境を改善し、都民の環境を守る 《戦略 19: PCB の無害化を進める》 (1)適正保管の徹底 保管している事業者の保管状況について、調査・公表するとともに、使用中の事業者も含め、立入指導を強化し、処理完了まで、環境への漏出防止を徹底する。 (2)手続きの整備と安全の確保 都民の理解の下で、安全に処理が進められるよう、都内での施設の建設や処理についての手続きの基準の明確化を図る。 ・法令で定められた環境基準や処理基準に加え、PCB 運搬に係る安全基準など、法令の基準のないものについても、独自に基準を設定 ・日常の維持管理や緊急時におけるマニュアルや体制の整備 ・環境モニタリングの結果の提供など、円滑なリスクコミュニケーションを行うためのシステムを明確化 (3)PCB 処理施設の整備の推進 用地の確保、貸与など、都が積極的に関与して、処理施設整備を推進する。 2004 (平成 16) 年度を目途に、都内に処理施設を整備し、都内にある PCB 廃棄物約 800 t の処理を、今後 10 年間で完了させる。	○安全確保体制の構築 ・本施設の設置及び操業にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、日本環境安全事業(株)内に学識経験者から構成する検討委員会「ポリ塩化ビフェニル廃棄物事業検討委員会東京事業部会」が設置され、施設に求められる処理システムとシステムが満足すべき条件を取りまとめ、施設の整備計画に反映させている。 ・本施設の運営にあたって、住民代表、専門家、地元区、東京都等で構成する「環境安全委員会(仮称)」に、施設の稼働状況、事故・故障・災害への対応マニュアルなどの確実な履行などについて説明を行い、安全性の確保等について理解を得る。

表 6.4-1(2) 環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の内容	配慮事項
東京都環境基本計画 (平成 14 年 1 月)	<u>○分野別目標</u>	
	有害廃棄物の適正管理及び適正処理の体制を整備する。P C B 廃棄物については、2010（平成 22）年度までに無害化処理を完了する。	本施設は、平成 17 年 11 月から供用開始し、平成 26 年度末を処理完了予定としている（事業の完了は平成 27 年度末）。 なお、東京都の区域内に存する P C B 廃棄物（柱上トランスを除く）については、平成 22 年度までに処理する計画とする。
	<u>○環境の確保に関する配慮の指針</u>	
	・施設の稼動に伴う大気汚染物質の排出を極力削減する。 ・有害化学物質の使用に当たっては、環境中への放出の防止を図るとともに、より安全な物質への転換を図る。	高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程の機器排気及び局所排気は排気処理装置（オイルスクラバ等）により P C B を除去する。さらに、セーフティーネットとして活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。 換気については、管理区域の各室は負圧を維持し、P C B が直接外部に漏洩しないようにするとともに、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。
	汚水処理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。	処理工程からの排水は、排水処理を行い、下水排除基準に適合させて、公共下水道に放流する。
	・再生資材やリサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建設副産物のリサイクルに努める。	・環境事業団が定める「環境事業団の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械の調達を推進するものとする。
	設備の省エネルギー化、壁や屋根の断熱など、建物の熱負荷抑制性能の向上、自然エネルギーの利用等により、省エネルギーを進める。	太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーの活用を図る。
	緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。	埋立地の緑を増やす観点から事業計画地内の緑化に努め、「東京における自然の保護と回復に関する条例」等に基づき敷地内をできる限り緑化する。同時に接道部を緑化することにより周囲への目隠し効果や周辺景観との調和を図る。

表 6.4-1(3) 環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の内容	配慮事項
東京都環境基本計画 (平成 14 年 1 月)	地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。	施設の設置にあたっては、敷地内及び接道部の緑化により周辺の景観との調和を図る。 また、主要なプラント設備は建屋内に収容して直接見えないようにするとともに、周囲の景観と調和するような外観デザインや色彩計画とする。
	トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。	屋上面の雨水を貯留し、外構緑化等の散水に再利用する。
緑の東京計画 (平成 12 年 12 月)	ヒートアイランド現象を緩和するため、公共施設はもとより、民間施設に対し誘導策などを講じることにより、屋上等の緑化を推進する。	敷地内の緑地はできる限り確保する計画とする。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 15 年 5 月)	<u>戦略 3 建設泥土を活用する。</u> ・建設泥土の活用、都内処理率向上、個別指定制度の活用等 <u>戦略 4 建設発生土を活用する。</u> ・建設発生土・しゅんせつ土砂の活用、適正処理の確保、土壌汚染対策等 <u>戦略 5 廃棄物を建設資材に活用する。</u> ・一般廃棄物、上水スラッジ、下水焼却灰等の活用等 <u>戦略 6 建設グリーン調達を実施する。</u> ・再生建設資材等の使用など建設グリーン調達を実施	・環境事業団が定める「環境事業団の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械の調達を推進するものとする。 ・掘削した残土を盛土に利用し、建設発生土の削減に努める。
東京都廃棄物処理計画 (平成 14 年 1 月)	<u>産業廃棄物に関する施策 8</u> ・PCBの使用段階からの登録、使用状況の報告等 ・PCB廃棄物処理計画の策定 ・PCB処理施設整備及び運営のためのガイドライン策定・公表 ・PCB廃棄物無害化処理施設整備の促進 ・PCB処理に関するリスクコミュニケーション	○情報公開型施設 ・主要な工程を安全に見学できるような見学ルート、施設概要や処理の安全性などの情報について分かりやすく紹介できるプレゼンテーションルーム、リアルタイムで各工程の運転状況やモニタリングの状況などを表示する情報公開ルームを設ける等、住民に対して情報公開に配慮した施設とする。

6.5 事業計画の策定に至った経過

昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を機に P C B の有害性が大きな社会問題となり、昭和 49 年に施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、P C B の製造、輸入、使用が禁止された。

しかし、その後 P C B 廃棄物は処理施設の整備が進まず、約 30 年の長期間にわたり事業者による保管が続いてきた。この間、保管中の P C B 廃棄物が紛失し、又は行方不明となったことなどから、P C B 廃棄物による環境汚染の拡大が懸念され、早急な処理施設の整備と適正管理の徹底が求められている。

そのため、平成 13 年 6 月「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、保管されている P C B 廃棄物について、保管事業者に対し一定期間内の処理を義務付けるなど、P C B 廃棄物の処理を推進するための法が整備された。

これと同時に「環境事業団法」が改正され、国の機関である環境事業団が広域的な P C B 廃棄物を受け入れる拠点的な処理施設を整備し、処理にあたる仕組みが設けられた。

このような状況のもと、国は東京都に広域的な P C B 廃棄物処理施設の受入れについて要請を行い、平成 14 年 4 月、東京都知事はスーパーエコタウン事業^{注)}の一環として、P C B 廃棄物処理施設を受け入れることを表明した。これを受け、環境事業団は同年 11 月 8 日、環境省より「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」の事業実施計画の認可を受け、首都圏一都三県に存する P C B 廃棄物を処理する施設の整備、運営を行うこととなった。事業計画地は、東京都がスーパーエコタウン事業用地としている中央防波堤内側埋立地内の所有地とされた。

本事業では、P C B が封入されているトランス・コンデンサ等の処理に加えて、小学校において P C B が飛散し社会問題化した蛍光灯用安定器についても処理すること、さらに、東京電力(株)が都内で使用していた P C B が微量に混入した柱上トランス絶縁油についても処理する。

なお、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業は、平成 27 年度末を完了予定としている。

環境事業団が業務を行ってきた本事業は、「日本環境安全事業株式会社法」(平成 15 年 5 月 16 日 法律第 44 号)に基づき、平成 16 年 4 月 1 日から日本環境安全事業株式会社に承継された。

注) スーパーエコタウン事業：東京都が、国の進める都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部においてリサイクル、廃棄物処理施設の整備を進めている事業。P C B 廃棄物処理施設のほか、ガス化溶融等発電施設、建設廃棄物リサイクル施設等の整備が計画されている。

7. 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7.1-1 に示すとおりである。

対象事業の計画内容をもとに、環境に影響を及ぼすおそれがある環境影響要因を抽出した。その後、調査計画書の手続の中で地域の概況を把握し、さらに、調査計画書審査意見書に記載された知事の意見及び都民の意見書並びに周知地域区長の意見を勘案して、環境影響評価の項目を選定した。

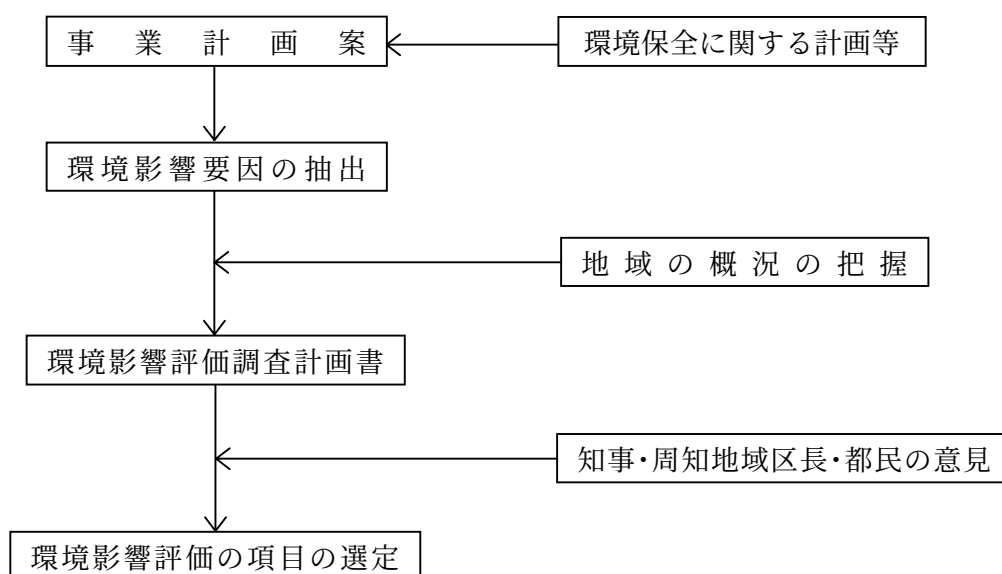


図 7.1-1 環境影響評価の項目の選定手順

選定した項目は、表 7.1-1に示すとおり、大気汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの4項目である。また、選定した理由は、表 7.1-2に示すとおりである。

表 7.1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

(対象事業の種類) 廃棄物処理施設の設置

環境影響評価の項目	区 分 環境影響要因 予測する事項	工事の 施行中	工事の完了後	
		施設の 建 設	施設の 稼 動	施設の 存 在
大 気 汚 染	施設の稼動に伴う P C B 及びダイオキシン類の 大気中における濃度		○	
悪 臭				
騒音・振動				
水 質 汚 濁				
土 壌 汚 染				
地 盤				
地形・地質				
水 循 環				
生物・生態系				
日 影				
電 波 障 害				
風 環 境				
景 観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその 改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度			○
史跡・文化財				
自然との触れ合い活動の場				
廃 棄 物	・ 施設の建設に伴う建設廃棄物及び建設発生土 の排出量 ・ 施設の稼動に伴う廃棄物の排出量	○	○	
温室効果ガス	温室効果ガスの排出量及び削減量		○	

注) ○は予測・評価項目を示す。

表 7.1-2 選定した項目及びその理由

項 目	理 由
大気汚染	工事の完了後においては、施設の稼動に伴い排気等が環境中へ排出されるため、大気中有害物質濃度への負荷が考えられる。 ただし、搬出入車両の走行による影響は、搬出入車両台数が約70台/日程度（往復）と想定され、その割合は0.1%未満※と一般交通量に比べ極めて少ないと想定されることから予測対象としない。PCB廃棄物の搬入にあたっては、廃棄物が飛散し、流出しないような運搬車両及び運搬容器を採用する。 工事の施行中については、次の理由により予測対象としない。 ・ 建設機械の稼動については、ピーク時の稼動台数が約30台/日程度と少ないと想定される。また、工事期間が限られていることから、影響は小さいと考えられる。 ・ 工事用車両の走行については、工事用車両台数がピーク時でも約380台/日程度（往復）と想定され、その割合は0.6%未満※と一般交通量に比べて極めて少ないことから、工事用車両の走行による影響は小さいと考えられる。 なお、予測・評価物質については、処理対象物及び処理工程を勘案して、PCB及びダイオキシン類を選定した。二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、燃焼処理は行わないことから選定しなかった。光化学オキシダントについては、反応二次生成物質であるため予測が困難であることから選定しなかった。また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、これらを処理に使用せず、また処理工程で生成しないことから、予測対象としない。
景 観	事業計画地周辺には海上公園や眺望施設等があることから、本事業の施設が景観を構成する新たな要素となることが考えられる。
廃 棄 物	工事の施行中においては、建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物が発生する。また、工事の完了後においては、施設の稼動に伴い、金属類及び処理済油等が発生する。
温室効果ガス	施設の稼動に伴う電力の使用量が多い。

注）表中の「※」を付した数値は、「中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業 環境影響評価書 資料編」（平成15年1月 東京二十三区清掃一部事務組合）に記載の平成17年度時点における第二航路海底トンネル地点と城南島地点の交通量予測結果の合計値(69,119台/12h)を参考に算出した。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の13項目であり、その理由は表7.2-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
悪 臭	事業計画地は中央防波堤内側埋立地内にあり、居住施設はない。また、今後の港湾計画においても、居住を目的とした施設の計画はない。 処理工程で悪臭物質は生成しない。作業は負圧に保たれた建屋内で行い、臭気の発生や漏洩のおそれはない。
騒音・振動	事業計画地は中央防波堤内側埋立地内にあり、居住施設はない。また、今後の港湾計画においても、居住を目的とした施設の計画はない。 事業計画地は、騒音規制法及び振動規制法の規定に基づく、騒音及び振動を規制する地域の指定はない。 工事の施行中の建設機械の稼働台数は、ピーク時で約 30 台/日程度と少ないと想定され、工事期間も限られている。また、工事用車両台数及び工事の完了後の搬出入車両台数の割合は、それぞれ 0.6%未満、0.1%未満と一般交通量に比べて極めて少ないと想定される。 なお、本施設から周辺に影響を及ぼすような低周波音は発生しない。
水質汚濁	工事の施行中に発生する排水等は、沈砂槽等を設け処理設備で処理した後、公共下水道に放流する。 工事の完了後は、工程排水、用役排水等は、排水処理施設において下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に放流する。 地下への有害物等の浸透がないよう、主要な設備へのオイルパンの設置、施設の床の不浸透性塗装を行うとともに、防油堤により屋外への流出を防止する。また、処理対象物は速やかに建屋内に搬入し、受入及び保管は建屋内で行う。これらの措置により水質汚濁は発生しない。
土壌汚染	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条第 1 項の規定により、土地利用の履歴等の調査を行った結果、事業計画地はしゅんせつ土砂等により造成され、表面は数メートルの覆土で覆われており、それを汚染させる原因となるような有害物取扱事業所を設置した事業活動が行われた履歴はなく、また、事業計画地は廃棄物処分場の範囲から外れている。 この調査結果に対し、東京都から「調査は、東京都土壌汚染対策指針（平成 15 年 2 月 14 日 東京都告示第 150 号）に従って実施されており、土壌汚染のおそれはないものと認められる」との審査結果を得た。 工事の施行中においては、土壌汚染を発生させる行為・要因はない。 また、工事の完了後においては、水質汚濁の項で述べた地下浸透防止及び流出防止措置を講じるため、土壌汚染は発生しない。
地 盤	工事の施行中及び工事の完了後とも、地盤沈下を起こすような地下水の汲み上げは行わない。 本事業の地下構造物は、事業計画地の一部を数m掘削する程度であり、工事にあたっては必要に応じて剛性の高い山留め壁を施し、地盤の変形を防止する。
地形・地質	事業計画地は未利用の平坦な埋立地であり、事業の実施による大規模な切土・盛土、建築物の設置はないことから、土地の安定性に影響は生じない。 また、事業計画地はしゅんせつ土砂等により埋め立てられた土地であることから、特異な地形・地質はない。

表 7.2-1(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
水 循 環	本事業においては、大規模な地下構造物の計画はなく、掘削は建物の基礎工事程度であることから、地下水位に影響を与えることはなく、地下水の循環機能に障害が生じることはない。
生物・生態系	事業計画地及びその周辺は埋立地であり、すでに廃棄物処理施設、倉庫・運輸関係施設等に利用されていることから、本事業による生物・生態系への著しい影響はない。
日 影	事業計画地は中央防波堤内側埋立地内にあり、居住施設はない。また、今後の港湾計画においても、居住を目的とした施設の計画はない。 なお、事業計画地及びその周辺には日影規制指定区域はない。
電波障害	計画建物の出現によって、新たに電波障害範囲が出現すると考えられる。しかし、計画建物は約40m程度であり、障害は狭い範囲に限定され、また、周辺には居住施設がないことから、生活環境への影響はないと考えられる。
風 環 境	計画建物は地上約 40m程度であり、一般に風害が発生するといわれる地上約 50～60m以上の建物規模ではないため、風圧、風速の変化は小さくその範囲も狭いことから、風環境に影響を及ぼすおそれはない。
史跡・文化財	事業計画地は埋立地であり、国、都、区指定の史跡・文化財及び周知の埋蔵文化財は存在しない。
自然との触れ合い活動の場	事業計画地は中央防波堤内側埋立地内にあり、居住施設はない。 事業計画地周辺は、廃棄物処理施設等であり、自然公園等の自然との触れ合い活動の場は存在しない。

8. 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

8.1 大気汚染

8.1.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

大気汚染の現況調査における調査事項及びその選択理由は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 調査事項及びその選択理由

調 査 事 項	選 択 理 由
ア. 大気質の状況 イ. 気象の状況 ウ. 地形及び地物の状況 エ. 土地利用の状況 オ. 発生源の状況 カ. 法令による基準等	工事の完了後における施設の稼動に伴う排気等により、大気質への影響が予想される。

なお、大気質の状況における調査項目は、表 8.1-2 に示すとおりとした。

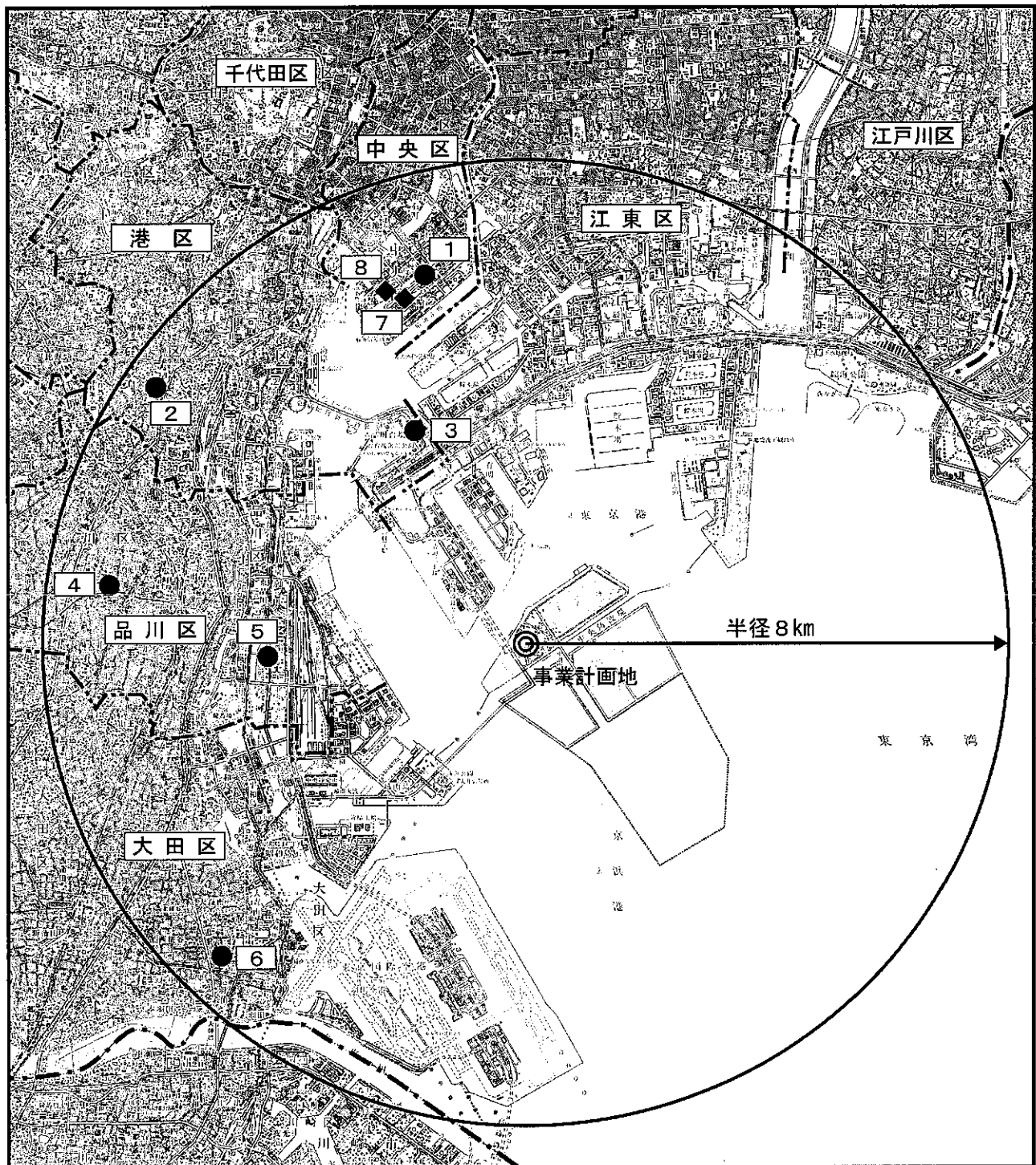
表 8.1-2 大気質の状況における調査項目

調査項目	既存資料調査	現地調査
P C B	○	○
ダイオキシン類 ^{注)}	○	○

(2) 調査地域

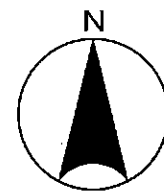
大気汚染の調査地域は、現地調査については、図 8.1-1 に示すとおり、事業計画地周辺の地域を代表する 1 地点とした。既存資料調査については、P C B は東京都内及び近隣県、ダイオキシン類は図 8.1-1 に示すとおり、隣接する区を概ね含む、事業計画地を中心とする半径約 8 km の範囲（ただし、他県は除く。）とした。

注) ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（P C D D）、ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（C o - P C B）の総称。



凡 例

- ◎ : 事業計画地 (現地調査地点)
- : 都県界
- : 区界
- : 一般局 (都設置)
- ◆ : 一般局 (区設置)



0 500 1000 2500 5000m

1:100,000

図8.1-1 大気質調査地点
(現地調査及び既存資料)

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

(3) 調査結果

ア. 大気質の状況

(7) 既存資料調査

既存資料調査結果は、表 8.1-3、表 8.1-4 に示すとおりである。

表 8.1-3 既存資料調査結果（P C B）

所 管	No	測定局名等	測定結果 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	暫定目標値 適合状況 ○：適 合 ×：不適合	暫定目標値
東京都	A	世田谷区世田谷局	0.00081	○	0.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 (0.0005 mg/m^3 以下) 「P C B等を焼却処分する 場合における排ガス中のP C Bの暫定排出許容限界に ついて」に示す環境大気中の 暫定目標値
	B	大田区東糀谷測定局	0.00036	○	
	C	立川市錦町	0.00050	○	
	D	西多摩郡檜原局	0.00015	○	
国	E	市原市内	0.00012	○	
	F	神奈川県環境科学センター	0.00032	○	

注) No A～Dについては四季平均値、No E, Fについては秋季の測定結果である。

資料：「平成 13 年度 都内環境中のダイオキシン類調査結果」(平成 14 年 6 月 東京都)

「平成 14 年度 化学物質と環境」(平成 15 年 2 月 環境省)

表 8.1-4 既存資料調査結果（ダイオキシン類）

所 管	No	測定局名等	年平均値 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	環境基準 適合状況 ○：適 合 ×：不適合	環境基準
東京都	2	港区白金測定局	0.12	○	0.6 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下 (年間平均値) 「ダイオキシン類による大 気汚染、水質汚濁(水底 の底質汚染を含む。)及び 土壌汚染に係る環境基準 について」
	6	大田区東糀谷測定局	0.11	○	
中央区	7	中央清掃工場	0.12	○	
	8	豊海小学校	0.10	○	

注) 測定期間は、No 2、6 は 12 回/年、No 7、8 は 2 回/年である。

資料：「平成 14 年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」(平成 15 年 3 月 東京都)

「平成 14 年度 有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」(平成 15 年 2 月 東京都)

「中央区の環境 平成 14 年版」(平成 14 年 11 月)

(イ) 現地調査

現地調査結果は、表 8.1-5 に示すとおりである。

表 8.1-5 現地調査結果

調査地点	期間平均値				四季平均
	夏季	秋季	冬季	春季	
P C B ($\mu\text{g} / \text{m}^3$)	0.00057	0.00036	0.00025	0.00041	0.00040
ダイオキシン類 (pg-TEQ m^3)	0.064	0.14	0.065	0.11	0.095

イ. 気象の状況

(7) 既存資料調査

一般局の平成 14 年度における調査結果は、図 8.1-2 に示すとおりである。

各測定局における最多風向は、港区台場を除いて北よりの風が卓越しており、平均風速は 1.5～3.3 m/s であった。

(イ) 現地調査

現地調査結果は、図 8.1-2 に示すとおりである。

風向は、夏季に南よりの風が卓越し、秋季、冬季及び春季に北よりの風が卓越する傾向がみられ、四季では北北東の風が卓越していた。

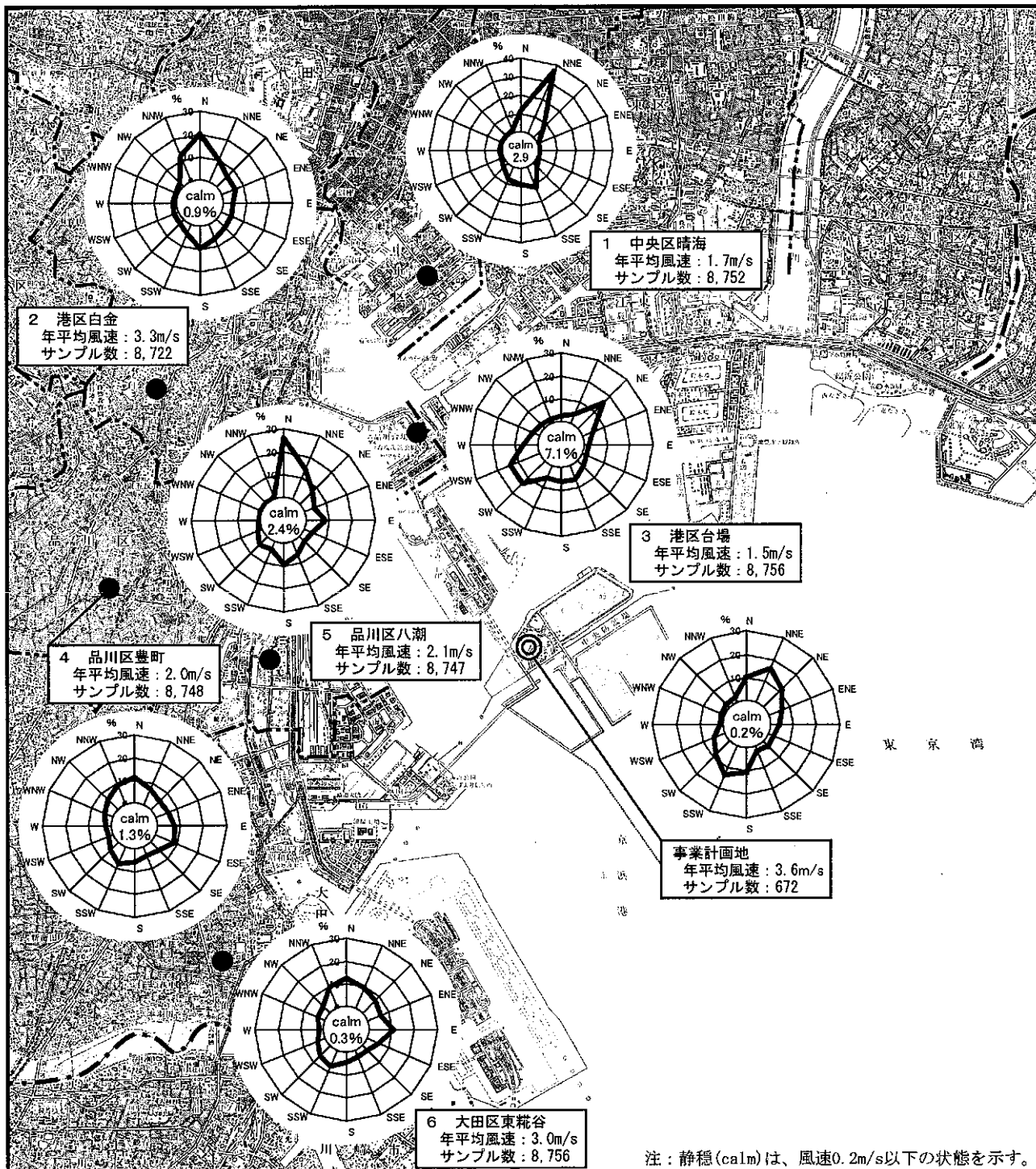
平均風速は 3.3～4.0 m/s の範囲であり、四季平均値では 3.6 m/s であった。

カ. 法令による基準等

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 法律第 105 号）及び P C B に関する環境庁通知に基づいて定められた大気汚染に係る環境基準等は、表 8.1-6 に示すとおりである。

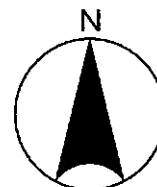
表 8.1-6 大気汚染に係る環境基準等

汚染物質	環境上の条件	備 考
P C B	0.0005 mg / m^3 以下 (0.5 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下)	「P C B 等を焼却処分する場合における排ガス中の P C B の暫定排出許容限界について」に示す環境大気中の暫定目標値 (昭和 47 年 12 月 22 日 環大規第 141 号 各都道府県知事あて 環境庁大気保全局長通知)
ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ m^3 以下 (年間平均値)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成 11 年 環境庁告示第 68 号)



凡 例

- ◎ : 事業計画地
- : 都県界
- : 区界
- : 一般局 (都設置)



0 500 1000 2500 5000m

1 : 100,000

図8.1-2 風配図

注 : 本図は、国土地理院発行 1 : 50,000地形図を用いて作成したものである。

8.1.2 予測

(1) 予測事項

大気汚染に係る環境影響要因及び予測物質は、表 8.1-7 に示すとおりである。

工事の完了後の P C B 廃棄物処理施設からの排気等による大気質の変化の程度について、長期平均値（年平均値）及び短期平均値（1 時間値）を予測した。

表 8.1-7 環境影響要因と予測物質

環境影響要因		予測物質
工事の完了後	施設の稼動	P C B、ダイオキシン類

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、P C B 廃棄物処理施設の稼動が通常の状態に達した時点の 1 年間とした。

(3) 予測地域

予測地域は調査地域を含む 10 km 四方の範囲とし、予測地点は現地調査地点と同じとした。

(4) 予測結果

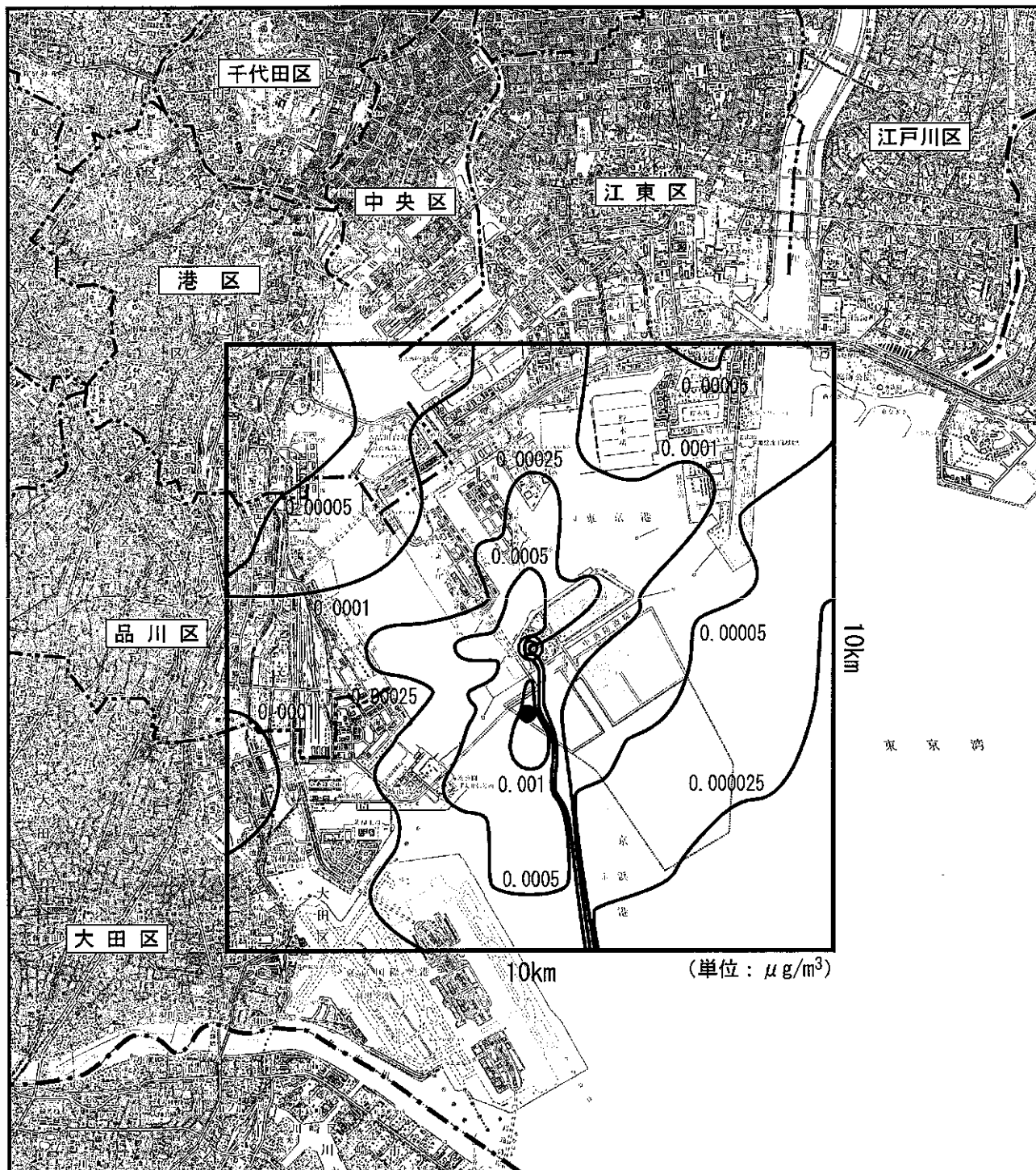
ア．長期平均値（年平均値）

施設から排出される P C B 及びダイオキシン類の予測結果は、表 8.1-8、図 8.1-3 及び図 8.1-4 に示すとおりである。

予測最高濃度地点は、P C B 及びダイオキシン類ともに事業計画地の南、約 1 km 地点である。

表 8.1-8 予測結果

項 目		事業計画地	予測最高濃度地点
P C B ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	付加する影響濃度	0.00021	0.00133
	バックグラウンド濃度	0.00040	0.00040
	将来予測濃度	0.00061	0.00173
	環境大気中の暫定目標値	0.5	
ダイオキシン類 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	付加する影響濃度	0.00024	0.00155
	バックグラウンド濃度	0.098	0.098
	将来予測濃度	0.09824	0.09955
	環境大気中の環境基準	0.6	



凡 例

- ◎ : 事業計画地
- : 都県界
- : 区界
- : 予測地域 (10km×10km)
- 〰 : 等濃度線
- : 最大濃度着地地点

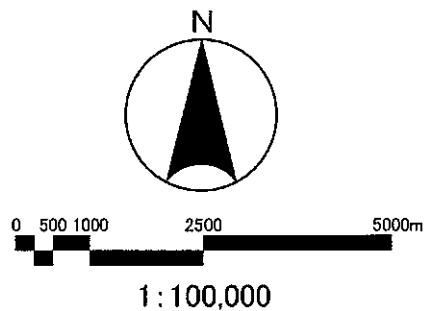
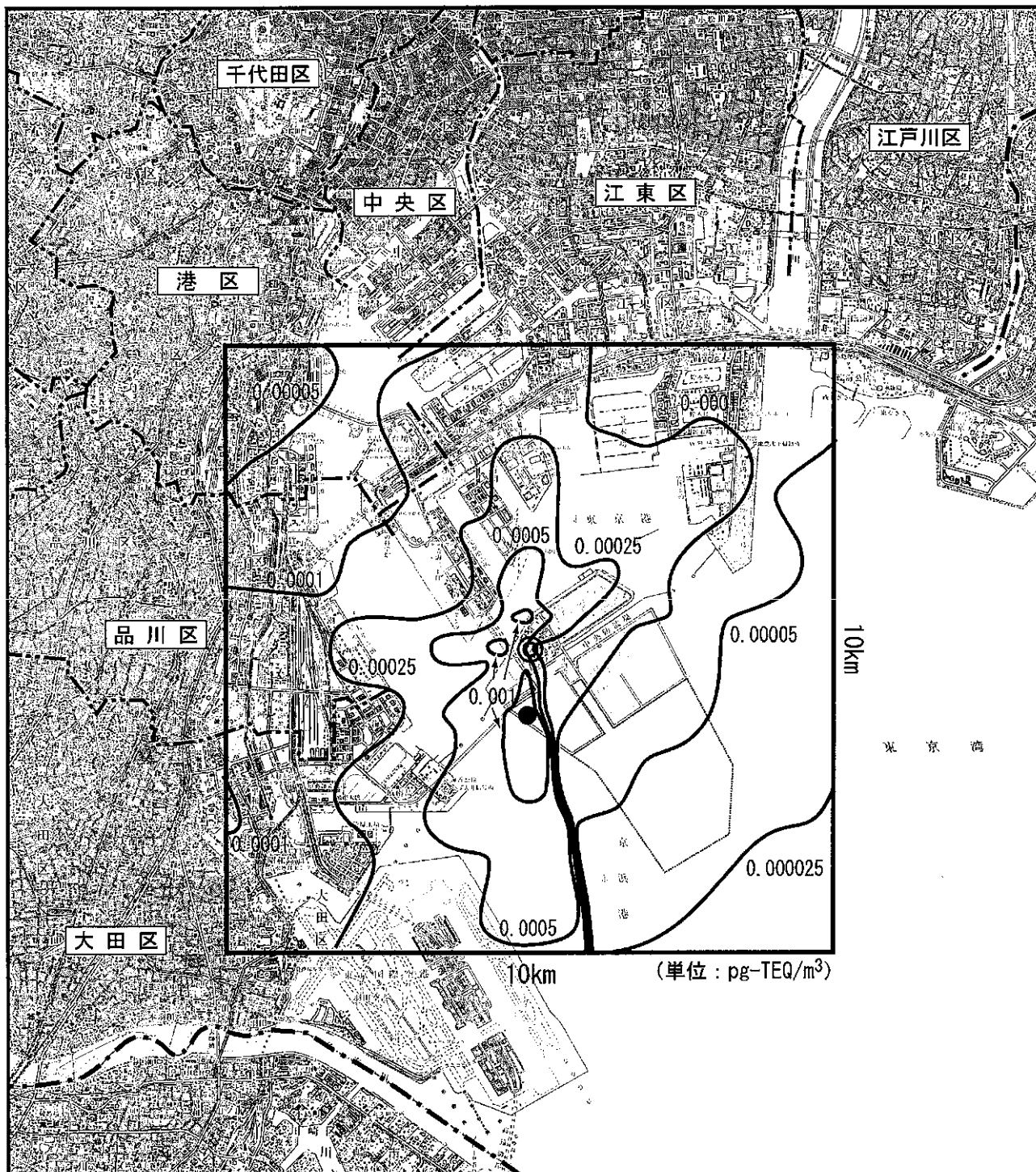


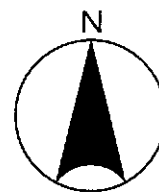
図8.1-3 PCB予測結果

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。



凡 例

- ◎ : 事業計画地
- : 都県界
- · - · : 区界
- : 予測地域 (10km×10km)
- ~ : 等濃度線
- : 最大濃度着地地点



0 500 1000 2500 5000m

1:100,000

図8.1-4 ダイオキシン予測結果

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

イ．短期平均値（１時間値）

施設からの排気等による短期平均値（１時間値）予測結果は、表 8.1-9 に示すとおりである。

予測最高濃度が出現するのは、大気安定度 A、風速 1.0m/s、混合層高度と有効煙突高が同じ条件のときである。

表 8.1-9 予測結果（短期平均値）

予測物質	予測最高濃度	大気安定度 条 件	風速条件	年間出現 頻 度	出現距離
P C B	0.0737 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	A	1.0m/s	0.05%	370m
ダイオキシン類	0.0786pg-TEQ/ m^3	A	1.0m/s	0.05%	370m

[参 考]

地上気象調査結果（現地調査）のとおり、事業計画地周辺では夏季の南風が卓越風となることから、事業計画地北側に位置する住宅地への影響が考えられる。

このため、事業計画地に最も近い住宅地として江東区東雲二丁目付近について、夏季現地調査で得られた気象条件（南風、風速 4m/s）を用いて、夏季期間の P C B 及びダイオキシン類の影響を予測した。

予測物質	影響濃度	評価の指標
P C B	0.00038 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ダイオキシン類	0.00044 pg-TEQ/ m^3	0.6 pg-TEQ/ m^3

当該地への影響濃度は、P C B 及びダイオキシン類ともに評価の指標を大きく下回っている。また、P C B 及びダイオキシン類の長期予測における予測最高濃度（P C B：0.00133 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ダイオキシン類：0.00155 pg-TEQ/ m^3 ）をも下回っている。

8.1.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

ア. 工事車両について、排出ガスによる大気環境への影響の低減を図るため、待機車両のアイドリングストップを指導する。

イ. 建設機械について、排出ガスによる大気環境への影響の低減を図るため、施工計画を十分に検討し、効率的な稼動に努める。

(2) 工事の完了後

ア. 高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程においては、機器排気及び局所排気は排気処理装置（オイルスクラバ等）によりPCBを除去し、さらに、セーフティーネットとして活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。

PCBに微量に汚染された絶縁油を含む柱上トランスの処理工程においては、取り扱う絶縁油のPCB汚染濃度が数ppmから数十ppm程度にしかすぎないものの、絶縁油タンク、分解槽からの機器排気及び抜油工程からの局所排気については、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。

イ. 排気風量については、可能な限り極小化し、環境に与える負荷の低減を図る。

ウ. 高圧トランス等の高濃度のPCBを含むPCB廃棄物の取扱区域は、区域において設定する管理区域レベルに応じて区域の気圧を負圧に維持し、直接区域外にPCBが漏洩することを防止する。

また、管理区域の換気は、活性炭による吸着処理装置を通して大気へ放出する。柱上トランスの処理工程においても、取り扱う絶縁油のPCB汚染濃度が数ppmから数十ppm程度にしかすぎないものの、分解工程については管理区域レベル1に相当する措置を施す。

エ. 搬出入車両について、排出ガスによる大気環境への影響の低減をはかるため、反復継続して施設に出入りすることが予想される車両について、規制速度の遵守、過積載の禁止等を求める。

8.1.4 評価

(1) 評価の指標

ア. 長期平均値（年平均値）

PCBの長期平均値については、「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限度について」（昭和47年12月 環境庁大気保全局長通知）における環境大気中の暫定目標値を評価の指標とした。

ダイオキシン類の長期平均値については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）の環境基準を評価の指標とした。

イ. 短期平均値（1時間値）

評価の指標として用いる、長期平均値より高い値を設定すべきものである短期平均値の基準等は、PCB及びダイオキシン類については設定されていない。ここでは、目標

値及び環境基準は設定されていないものの、より安全側に評価する観点から、長期平均値と同じ評価の指標とした。

(2) 評価の結果

ア. 長期平均値

(7) P C B

事業計画地における将来予測濃度は $0.00061 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、予測最高濃度地点における将来予測濃度は $0.00173 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれも評価の指標とした $0.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を大きく下回る。

評価の指標と事業計画地における将来予測濃度を比較すると、将来予測濃度は評価の指標とした値の 0.12% であり、予測最高濃度地点における将来予測濃度と比較しても将来予測濃度は評価の指標とした値の 0.35% と極めて低い値である。

(1) ダイオキシン類

事業計画地における将来予測濃度は 0.09824pg-TEQ m^3 、予測最高濃度地点における将来予測濃度は 0.09955pg-TEQ m^3 であり、いずれも評価の指標とした 0.6pg-TEQ m^3 を大きく下回る。評価の指標と事業計画地における将来予測濃度を比較すると将来予測濃度は評価の指標とした値の 16.4% であり、予測最高濃度地点における将来予測濃度と比較しても将来予測濃度は評価の指標とした値の 16.6% と極めて低い値である。

イ. 短期平均値

大気汚染の濃度が最高となるような気象条件は、大気安定度 A、風速 1.0m/s であり、この条件のもとで計算した予測最高濃度は、以下のとおりであった。

この大気安定度、風速の気象条件が予測地域において出現する頻度は、年間で 0.05% 程度であることから、予測最高濃度はごくまれにしか発生しないと考えられる。

(7) P C B

予測最高濃度は $0.0737 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、安全側に立った評価の指標とした $0.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を大きく下回る。

(1) ダイオキシン類

予測最高濃度は 0.0786pg-TEQ m^3 であり、安全側に立った評価の指標とした 0.6pg-TEQ m^3 を大きく下回る。

8.2 景観

8.2.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

景観の現況調査における調査事項及びその選択理由は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-1 調査事項及びその選択理由

調 査 事 項	選 択 理 由
ア. 地域景観の特性 イ. 代表的な眺望地点及び眺望の状況 ウ. 土地利用の状況 エ. 景観の保全に関する方針等 オ. 法令による基準等	事業計画地周辺には海上公園や眺望施設等があることから、本事業の施設が景観を構成する新たな要素となることが考えられる。

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地及びその周辺地域とした。

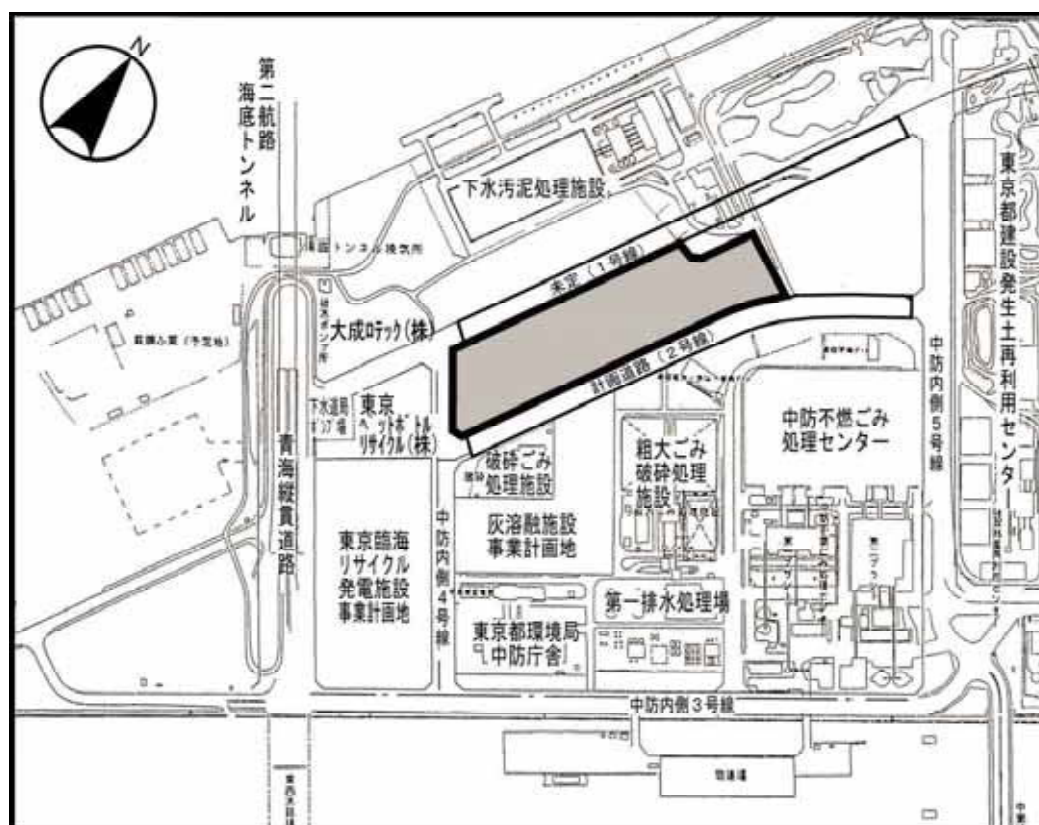
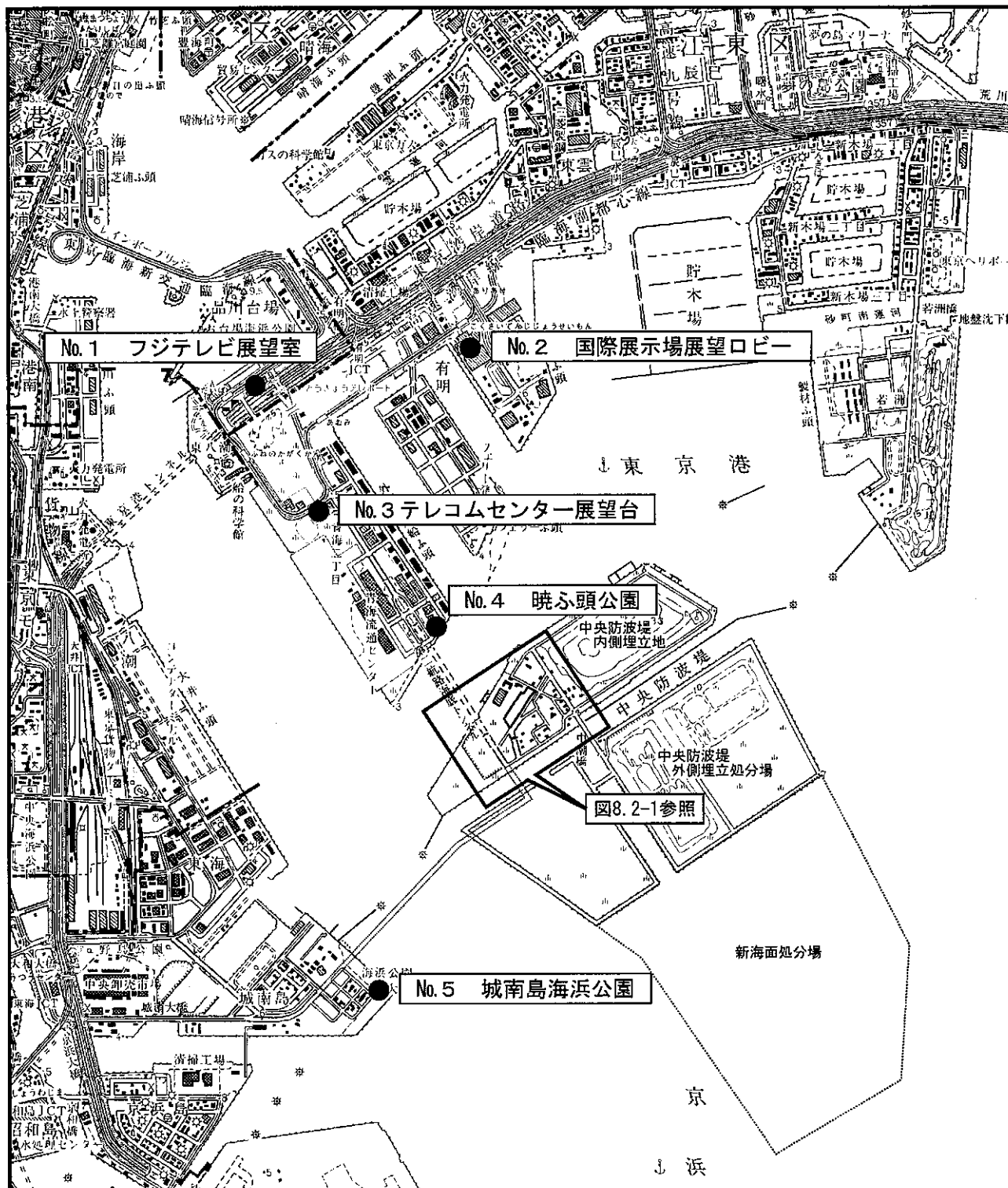
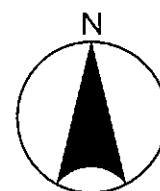


図 8.2-1 事業計画地の周辺図



凡 例

- : 事業計画地
- : 区界
- : 景観写真撮影地点



0 200 600 1,000 2,000m

1 : 50,000

図8. 2-2 景観写真撮影地点

注：本図は、国土地理院発行 1 : 50, 000地形図を用いて作成したものである。

(3) 調査結果

ア. 地域景観の特性

事業計画地周辺の景観特性は、南側及び東側は広大な埋立処分場を中心とした景観を呈しており、北側及び西側は倉庫・物流施設に代表される港湾景観が形成されている。さらに、事業計画地周辺には一部に高層建築物があるが、海辺が広がっているため、開放的な空間が形成されている。

また、事業計画地の北西に位置する江東区青海地区、港区台場地区の高層ビルや、東京港第一、第二航路を隔てた対岸にある暁ふ頭公園等、事業計画地周辺を眺望できる地点が多く存在する。

事業計画地周辺の建築物等は、これらの地点から眺望される臨海部の景観を形成している。

さらに、事業計画地近傍における主な景観の構成要素としては、図 8.2-3 に示すとおり、中防不燃ごみ処理センター、破碎ごみ処理施設、粗大ごみ破碎処理施設、ペットボトル処理施設、下水汚泥処理施設、東京都環境局中防庁舎等がある。また、事業計画地の北西側には江東区青海地区とを結ぶ第二航路海底トンネルの換気塔が、南西側には大田区城南島とを結ぶ東京港臨海道路（臨海トンネル）の換気塔があり、この地域におけるランドマークとなっている。さらに、事業計画地の北側には、外貨定期船ふ頭、フェリーふ頭の港湾施設がある。

イ. 代表的な眺望地点及び眺望の状況

代表的な眺望地点の状況は表 8.2-2 に、選定地点のうち、№ 3、№ 4 及び № 5 からの眺望の状況は写真 8.2-1～8.2-3 の現況写真に示すとおりである。

表 8.2-2 代表的な眺望地点の状況

地点 №	眺望地点	眺望地点 高さ (m)	所在地	事業計画地からの	
				距離(km)	方位
1	フジテレビ展望室	約 100	港区台場二丁目	3.5	北北西
2	国際展示場展望ロビー	約 40	江東区有明三丁目	2.9	北
3	テレコムセンター展望台	約 100	江東区青海二丁目	2.3	北西
4	暁ふ頭公園	(地上)	江東区青海二丁目	0.9	北西
5	城南島海浜公園	(地上)	大田区城南島四丁目	2.5	南南西

注) 地点番号は、図 8.2-2 の番号に対応する。

ウ. 土地利用の状況

事業計画地のある中央防波堤内側埋立地は、廃棄物処理施設用地として利用されており、中防不燃ごみ処理センター、破碎ごみ処理施設、粗大ごみ破碎処理施設等がある。また、事業計画地南側には、中央防波堤外側埋立処分場があり、東京港臨海道路の第一期事業が完了し、城南島と結ばれている。さらに南側には、新海面処分場（平成 8 年工事着工）が整備中であり、一部供用されている。

エ．景観の保全に関する方針等

景観の保全に関する方針等としては、「景観づくり基本方針」（東京都）、「臨海景観基本軸基本計画」（東京都）、「臨海景観基本軸の景観づくり基準」（東京都）及び「江東区臨海景観基本軸の景観づくり基準」（江東区）がある。

オ．法令による基準等

景観に係る条例等としては、「東京都景観条例」及び「江東区都市景観条例」がある。

8.2.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、表 8.2-3 に示すとおりである。

表 8.2-3 環境影響要因と予測事項

環境影響要因		予測事項
工事の完了後	施設が存在	ア．主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 イ．代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の完了後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査を行った地域及び地点と同じとした。

(4) 予測結果

ア．主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
本施設は、煙突等の突出した構造物はなく、また、建物の形状及び色彩等への配慮により周辺の建物との違和感がなく、さらにプラント設備は建屋内に収容してあるため、景観の改変の程度は小さく、地域景観の特性に変化はないと予測する。

イ．代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

本施設で予定している色彩は海の色、空の色に調和し、建物の高さについてもスカイラインに大きな変化をもたらさないものとなっており、極めて良好な眺望を呈しているものとする。

また、プラント設備を建屋内に設置し、高さも周辺の施設より突出していないことから、周辺施設と一体として認識され、眺望に大きな変化はみられないと予測する。

代表的な眺望地点のうち、№3、№4及び№5からの眺望の変化の程度は、写真 8.2-1～8.2-3 に示すとおりである。



(現況)

事業計画地から約 2.3 km の北西方向に位置するテレコムセンター展望台からみた眺望である。

青海地区側には港湾施設や倉庫・物流施設、コンテナ等が並び、第二航路の両岸には第二航路海底トンネル換気塔が眺望できる。また、事業計画地近傍には、破砕ごみ処理施設、東京都環境局中防庁舎、下水汚泥処理施設が眺望できる。



(将来)

同じ方向の№1 地点のフジテレビ展望室より約 1 km 事業計画地に接近しているため、本施設ははっきりと確認できるが、建物は周辺施設と同様の形状で、かつ、周辺の建物群や空と海に溶け込むグレーとブルーの色彩を採用する予定であり、周辺景観と調和するものと考えられる。

写真 8.2-1 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (№3 テレコムセンター展望台)



(現況)

事業計画地から約 0.9 km の北西方向に位置する暁ふ頭公園からみた眺望である。

下水汚泥処理施設の後方に破碎ごみ処理施設及び東京都環境局中防庁舎が、第二航路海底トンネル換気塔の左後方にペットボトル処理施設が眺望できる。



(将来)

建物の量感は増加するが、本施設の高さは破碎ごみ処理施設、東京都環境局中防庁舎、第二航路海底トンネル換気塔等と同程度の高さであることから、スカイラインの大きな変化はない。また、プラント設備は建屋内に収容され、周囲から直接見えることはない。さらに、周辺施設と同様の形状やグレーを基調としブルーのラインが入った色彩を採用する予定であり、臨海部の景観と調和するものとする。

写真 8.2-2 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (№ 4 暁ふ頭公園)



(現況)

事業計画地から約 2.5 km の南南西方向に位置する城南島海浜公園からみた眺望である。

第一航路を前面に、東京港臨海道路臨海トンネル換気塔、中防不燃ごみ処理センター、破碎ごみ処理施設、東京風ぐるま（東京臨海風力発電所）が眺望できる。



(将来)

第一航路をはさんで、破碎ごみ処理施設の左側に本施設が確認されるが、建物は周辺施設と同様の形状で、かつ、高さも突出したものではないため、周辺施設と一体として認識される。このため、眺望に大きな変化はみられない。

写真 8.2-3 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 (№5 城南島海浜公園)

8.2.3 環境保全のための措置

- (1) 建物の外観は、背景に溶け込みやすいグレーを基調とし、海や空をイメージしたブルーのストライプを配色するなど、周囲の建物や周辺の景観に調和する色彩を採用する予定である。
- (2) 建物の形状は、高さは周辺の建物と同程度以下の約 40mであり、上部にスカイラインを乱す煙突等の突出した構造物は配置しない。
- (3) プラント設備は建屋内に収容するので、施設の外部から見えなくなる。
- (4) 埋立地の緑を増やす観点から、事業計画地内をできる限り緑化する。同時に接道部を緑化することにより、周囲への目隠し効果や周辺景観との調和を図る。

8.2.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、東京都の「臨海景観基本軸の景観づくり基準」及び江東区の「江東区臨海景観基本軸の景観づくり基準」の共通事項のうち、「臨海部らしさを生かすための自然への配慮事項」の「水域の自然特性を生かした眺望づくり」とし、建築物の建築に関する配慮として、高さ、色彩、形状を重点的に評価の指標とした。

(2) 評価の結果

ア．主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
本施設は、建物の形状及び色彩等への配慮により周辺の建物と調和しており、地域景観の特性に変化を与えるものではなく、評価の指標との整合が図られるものとする。

イ．代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

本施設で予定している色彩は海の色、空の色に調和し、建物の高さについてもスカイラインに大きな変化をもたらさないものとなっており、極めて良好な眺望を呈するものとする。

また、プラント設備を建屋内に設置し、高さも周辺の施設より突出していないため、周辺施設と一体として認識され、眺望に大きな変化はみられないことから、評価の指標との整合が図られるものとする。

8.3 廃棄物

8.3.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

廃棄物の現況調査における調査事項及びその選択理由は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表 8.3-1 調査事項及びその選択理由

調 査 事 項	選 択 理 由
ア. 建設発生土の状況 イ. 特別管理廃棄物の状況 ウ. 廃棄物の処理の状況 エ. 法令による基準等	工事の施行中においては、建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土が発生する。また、工事の完了後においては、施設の稼動に伴い、金属類及び処理済油等が発生する。

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地内とした。

(3) 調査結果

ア. 建設発生土の状況

事業計画地の土の含水比は、25.7～67.0%の範囲にある。土質はシルト及び粘土を多く含み、礫分及び砂分が少ない土質である。

また、事業計画地は昭和 41 年以降、しゅんせつ土砂により造成され、表面は数メートルの覆土で覆われている。また、それを汚染させる原因となるような有害物取扱事業所を設置した事業活動が行われた履歴はなく、さらに事業計画地は廃棄物処分場の範囲から外れている。

イ. 特別管理廃棄物の状況

「中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業 環境影響評価書」（平成 15 年 1 月 東京二十三区清掃一部事務組合）によると、事業計画地南側の破碎ごみ処理施設において発生する集じん灰が特別管理一般廃棄物となる。この集じん灰は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成 4 年 厚生省告示第 194 号）に従って処理した後、中央防波堤外側埋立処分場で埋立処分している。

ウ. 廃棄物の処理の状況

「清掃事業年報 平成 13 年度版」（平成 14 年 東京二十三区清掃協議会）によれば、不燃ごみは、中防不燃ごみ処理センターにおいて再資源化のための選別処理が行われており、処理後に排出される廃棄物は、不燃物 437,481 トン、焼却物 2,735 トン、鉄分 24,275 トン、アルミ 2,099 トンである。

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設において選別処理されており、処理後に排出される廃棄物は、不燃物 70,430 トン、焼却物 77,129 トン、鉄分 8,092 トンである。

これらの廃棄物のうち、不燃物は中央防波堤外側埋立処分場で埋立処分され、焼却物は清掃工場に移送した後、焼却処理されている。また、鉄分及びアルミは売却され、資源化が図られている。

エ．法令による基準等

関係する法令等としては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年 6 月 法律第 65 号）、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 法律第 110 号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 法律第 104 号）、「東京都廃棄物条例」（平成 4 年 6 月 東京都条例第 140 号）等があり、廃棄物の適正処理及び発生抑制・減量や資源の循環利用に係る事業者の責務が示されている。

また、廃棄物に関する国や東京都の計画等としては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成 15 年 4 月 環境省）、「建設リサイクル推進計画 2002」（平成 14 年 5 月 国土交通省）、「東京都廃棄物処理計画」（平成 14 年 1 月 東京都）、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 15 年 5 月 東京都）等があり、目標・施策等が示されている。

8.3.2 予測

(1) 予測事項

ア. 工事の施行中

建設廃棄物及び建設発生土の排出量とし、表 8.3-2 に示す廃棄物の種類ごとに予測した。

表 8.3-2 環境影響要因と廃棄物の種類（工事の施行中）

発生要因 廃棄物の種類	産業廃棄物及び再資源化物										建設発生土
	コンクリート塊	コンクリート塊	注) ガラスくず及び陶磁器くず アスファルト・	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	繊維くず	その他	建設汚泥	
施設の建設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) ガラスくず及び陶磁器くずには、レンガくず、石膏ボード、コンクリート片なども含まれる。

イ. 工事の完了後

事業計画地内から排出する廃棄物の排出量とし、表 8.3-3 に示す廃棄物の種類ごとに予測した。

表 8.3-3 環境影響要因と廃棄物の種類（工事の完了後）

廃棄物の種類 発生要因		産業廃棄物及び再資源化物									
		鉄	銅	アルミ	碍子等の無機物	混合物 鉄・銅・アルミ	その他の残渣物	処理済油	廃油	汚泥	柱上トランス容器
施設の稼動	高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリア	○	○	○	○	○	○				
	柱上トランス油処理エリア							○	○	○	○

(2) 予測の対象時点

ア. 工事の施行中

建設廃棄物及び建設発生土を排出する期間（平成 16 年度～平成 17 年度）とした。

イ．工事の完了後

施設の稼動が通常の状態に達した時点の１年間とした。

(3) 予測地域

予測地域は、事業計画地内とした。

(4) 予測結果

ア．工事の施行中

(7) 建設廃棄物の排出量

a. 建設廃棄物の総発生量

工事に伴う建設廃棄物の総発生量は、表 8.3-4 に示すとおり、約 1,050 トンである。

表 8.3-4 建設廃棄物の総発生量（工事の施行中）

発生 の 要 因	発生原単位 (kg/㎡)	延床面積 (㎡)	建設廃棄物 総発生量 (トン)
施設の 建 設	28.3	37,000	1047.1

b. 混合廃棄物の排出量及び種類

工事に伴う建設廃棄物のうち、混合廃棄物の排出量及び種類は、表 8.3-5 に示すとおりである。

混合廃棄物の排出量は、ガラスくず及び陶磁器くず約 326 トン、木くず約 62 トン、金属くず約 47 トン、廃プラスチック類約 44 トン、紙くず約 39 トンなどである。

表 8.3-5 混合廃棄物の排出量、種類及び処理方法（工事の施行中）

発生 の 要 因	混 合 廃棄物 原単位 (kg/㎡)	延床面積 (㎡)	混 合 廃棄物 排出量 (トン)	内 訳			
				種 別	重量割合 (%)	排出量 (トン)	処分方法
施設の 建 設	14.5	37,000	536.5	ガラスくず及び 陶磁器くず ^{注)}	60.7	325.7	中間処理等
				廃プラスチック類	8.1	43.5	〃
				金属くず	8.7	46.7	〃
				木くず	11.6	62.2	〃
				紙くず	7.3	39.2	〃
				繊維くず	0.5	2.7	〃
				その他	3.1	16.6	〃

注) ガラスくず及び陶磁器くずには、レンガくず、石膏ボード、コンクリート片なども含まれる。

c. 混合廃棄物以外の建設廃棄物の排出量

工事の施行に伴う建設廃棄物のうち、混合廃棄物以外の建設廃棄物の排出量は、表 8.3-6 に示すとおりである。

混合廃棄物以外の建設廃棄物の種類は、コンクリート塊、金属くず、木くず等及びアスファルト・コンクリート塊である。

表 8.3-6 混合廃棄物以外の建設廃棄物の種類及び発生量

発生の要因	種 類	混合廃棄物以外の建設廃棄物排出量 (トン)	利用方法
施設の建設	コンクリート塊 金属くず 木くず等 アスファルト・ コンクリート塊	510.6	再資源化・縮減

(イ) 建設汚泥の排出量

掘削工事、杭工事等に伴い発生する建設汚泥の排出量は、約 5,500m³である。

(ウ) 建設発生土の排出量

工事の施行に伴う建設発生土の発生量は、約 5,000m³である。

イ. 工事の完了後

施設の稼動に伴い発生する処理済物の発生量及びその利用方法等は、表 8.3-7 に示すとおりである。

処理済物等の年間発生量は、鉄約 470 トン、鉄・銅・アルミ混合物約 430 トン、アルミ約 110 トンなどである。

表 8.3-7 処理済物等の発生量及びその利用方法等

発生の要因	処理済物等		排出量	利用方法・処理方法
施設の稼動	高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理エリア	鉄	約 470 トン/年	リサイクル
		銅	約 90 トン/年	
		アルミ	約 110 トン/年	
		碍子等の無機物	約 30 トン/年	リサイクル又は埋立
		鉄・銅・アルミ混合物	約 430 トン/年	
		その他の残渣物 ^{注)}	約 220 トン/年	
	柱上トランス油処理エリア	処理済油	約 1,500 kL/年	東京電力(株)の火力発電所で発電用燃料として利用
		廃油	約 420 kL/年	産業廃棄物として処理
		汚泥	約 360 トン/年	活性炭を多く含むため、セメント焼成用の燃料としてリサイクルを計画
		柱上トランス容器	約 22,000 台/年	TEPCO 川崎リサイクルセンターで処理

注) その他の残渣物とは、安定器充填材のけい砂(約 185 トン/年)及び水熱酸化解装置残渣物(約 35 トン/年)である。

8.3.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表 8.3-8 に示すとおりである。

工事の施行中においては、建設廃棄物の再資源化・縮減を推進し、廃棄物の排出抑制、減量化を図る。

表 8.3-8 環境保全のための措置（工事の施行中）

項 目	環境保全のための措置の内容
建設廃棄物の排出抑制	・建設廃棄物の再資源化・縮減を図る。 ・環境事業団が定める「環境事業団の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械の調達を推進するものとする。 ・建設廃棄物の発生の抑制、減量化に配慮した施工計画を施工業者に立案させる。
建設廃棄物の有効利用及び適正処理	・ガラスくず及び陶磁器くず等の混合廃棄物については、産業廃棄物の処理の許可を持った中間処理施設へ運搬し、適切に処理・処分を行う。 ・コンクリート塊については、場内でリユースに努め、場内でリユースできないものについては、リサイクル施設に搬入する。 ・建設汚泥については、産業廃棄物の処理の許可を持った処理施設へ運搬し、適切に処理・処分を行う。
建設発生土の有効利用及び処理	・場内の地盤高は、建設発生土ができる限り場内利用できるように設定する。 ・建設発生土受入機関の定める受入要領等に基づき、必要に応じて土壌分析を実施し、受入基準を超えた場合は関係法令を遵守し、管理型処分場などへの搬出処理を行うなど、適切に処理・処分を行う。

(2) 工事の完了後

工事の完了後における環境保全のための措置は、表 8.3-9 に示すとおりである。

表 8.3-9 環境保全のための措置（工事の完了後）

項 目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	・PCB廃棄物の処理工程で用いる洗浄用溶剤の再使用を行い、廃棄物の排出を抑制する。 ・処理の工程において部材等の分別を徹底することにより、処理済物のリサイクルを推進し、廃棄物の排出を抑制する。 ・ウエス等の二次汚染物はスラリー化し、水熱酸化分解にて処理する。
処理済物の有効利用	・鉄、銅等は、リサイクルを図る。 ・処理済油は、東京電力(株)により発電用燃料として利用する。

8.3.4 評価

(1) 評価の指標

ア. 工事の施行中

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の発注者の責務、「東京都廃棄物条例」の事業者の基本的責務、「東京都建設リサイクル推進計画」の「戦略1 都市鉱山を活用する。」「戦略4 建設発生土を活用する。」を評価の指標とした。

イ. 工事の完了後

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」及び「江東区清掃リサイクル条例」の事業者の責務を評価の指標とした。

(2) 評価の結果

ア. 工事の施行中

工事の施行中は、施設の建設に伴い建設廃棄物及び建設発生土が発生するが、再資源化や縮減を推進することにより、廃棄物の発生抑制や減量化を図る。

また、埋立処分する廃棄物については、法令に基づき適正に処理する。

以上のことから、評価の指標である「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の発注者の責務等に適合するものとする。

イ. 工事の完了後

本事業は、一都三県に存するPCB廃棄物及びPCBが微量に混入した東京都内分の柱上トランス絶縁油等を処理する施設を整備するものであり、適正かつ確実に処理を行うことにより、PCB廃棄物の廃絶を図るものである。

その処理の過程で使用された洗浄用溶剤等は、処理施設内でできるだけ再使用する。また、排気処理系統に用いた廃活性炭やウエス等の二次汚染物については、水熱酸化分解施設の特徴を生かしてスラリー化して分解処理する。さらに、PCBを除去した鉄、銅等はリサイクルする。柱上トランス絶縁油の処理から発生する処理済油は、東京電力(株)において発電用燃料として利用する。

このようにして廃棄物の排出抑制、減量化を図ったうえで、リサイクルできない残渣物等については、産業廃棄物として処理業者に委託して搬出し、適正処分する。

以上のことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」及び「江東区清掃リサイクル条例」に適合するものとする。

8.4 温室効果ガス

8.4.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

温室効果ガスの現況調査における調査事項及びその選択理由は、表 8.4-1 に示すとおりである。

表 8.4-1 調査事項及びその選択理由

調 査 事 項	選 択 理 由
ア．原単位の把握 イ．対策の実施状況 ウ．法令による基準等	施設の稼働に伴う電力の使用量が多い。

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地内とした。

(3) 調査結果

ア．原単位の把握

P C B 廃棄物処理施設から発生する温室効果ガスについては、原単位が計算された類似事例がないため、ここではエネルギーの使用等の活動の区分に係る排出係数を整理した。

単位エネルギー消費量当たりの排出係数は、表 8.4-2 に示すとおりである。

表 8.4-2 二酸化炭素排出係数

活動の区分		二酸化炭素 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	資 料
電力の使用	一般電気事業者の供給による電気の使用	0.357	「東京都地球温暖化対策指針」 (平成 14 年 3 月 東京都)

イ．対策の実施状況

本事業と同種又は類似事業としては、環境事業団による北九州 P C B 廃棄物処理施設（平成 16 年 12 月処理開始予定）及び東京電力(株)の TEPCO 川崎リサイクルセンター（平成 16 年 9 月高圧トランス処理開始予定）が計画されている。これらの施設においては温室効果ガス排出量の削減に効果がある対策として、高圧トランス・コンデンサの処理から発生する金属類の資源の回収が予定されている。これらをリサイクルすることで、原料から製造する場合に比べてエネルギー使用量は少なくて済むため、温室効果ガスの削減に貢献できる。

なお、事業計画地に隣接する中央防波堤内側埋立地灰溶融施設及び東京臨海リサイクル発電施設における温室効果ガスの削減対策等については、表 8.4-3(1)、(2)に示すとおりである。

**表 8.4-3(1) 中央防波堤内側埋立地灰溶融施設における
温室効果ガスの排出量及び削減量**

(単位：t- CO_2 /年)

	活動の区分	二酸化炭素排出量
排出量	灰の溶融	6,452
	都市ガスの使用	119,743
	電力の使用	15,922
	計	142,117
	削減対策	二酸化炭素削減量
削減量	太陽光発電	12
	廃熱利用	793
	計	805

資料：「中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業 環境影響評価書」
(平成 15 年 1 月 東京二十三区清掃一部事務組合)

**表 8.4-3(2) 東京臨海リサイクル発電施設における
温室効果ガスの排出量及び削減量**

(単位：t- CO_2 /年)

	活動の区分	二酸化炭素排出量
排出量	灯油の燃焼	2,405
	プロパンの燃焼	2
	電力の使用	18,278
	廃棄物の燃焼	264,000
	計	284,685
	削減対策	二酸化炭素削減量
削減量	廃熱利用（発電）	65,802
	廃熱利用（蒸気熱）	21,558
	資源回収（鉄、アルミの回収）	18,150
	計	105,510

資料：「東京臨海リサイクル発電施設建設事業 環境影響評価書」
(平成 15 年 9 月 東京臨海リサイクルパワー(株))

ウ．法令による基準等

地球温暖化対策に係る法令としては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 法律第 117 号）があり、事業者の責務が示されている。

また、地球温暖化対策に係る国や東京都の策定する計画等としては、「地球温暖化対策に関する基本方針」（平成 11 年 4 月 総理府告示第 23 号）、「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針」（平成 5 年 7 月 通産省告示第 361 号）、「新エネルギー利用等の促進

に関する基本方針」(平成9年9月 通産省告示第546号)、「地球環境保全東京アクションプラン」(平成10年3月 東京都)、「東京エネルギービジョン」(平成11年3月 東京都)、「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針(温暖化阻止東京作戦 第二ステージ)」(平成14年11月 東京都)があり、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本事項、エネルギーの有効利用の推進、省エネルギー行動の促進及び新エネルギーの導入促進などが示されている。

8.4.2 予測

(1) 予測事項

本事業はPCB廃棄物に伴う環境汚染リスクを一刻も早く取り除くために実施するものであり、処理工程のエネルギー源等として電力の使用が不可欠である。処理の安全性を確保するために必要な電力を削減することは困難であるが、処理済物のリサイクルを推進することなど、実行可能な温室効果ガスの削減策がある。

そのため予測事項は、施設の稼動に伴って排出される温室効果ガスの排出量の程度及び温室効果ガスの削減策による温室効果ガスの削減の程度とした。

環境影響要因と温室効果ガスの種類は、表8.4-4に示すとおりである。

表 8.4-4 環境影響要因と温室効果ガス

環境影響要因	温室効果ガスの種類	
	活動の区分	二酸化炭素 (CO ₂)
施設の稼動	電力の使用	○
	PCB及び絶縁油 ^{注1)} 等の分解	○

注1) この絶縁油とは、高圧トランスの予備洗浄工程においてPCBの洗浄剤として用いる絶縁油で、PCBと共に水熱酸化分解される。

2) P.19(4)エネルギー計画に記載した灯油は、水熱酸化分解開始時の炭素源とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の完了後については施設の稼動が通常の状態に達した時点とした。

(3) 予測地域

予測地域は、事業計画地内とした。

(4) 予測結果

ア. 温室効果ガス排出量

施設の稼動に伴う温室効果ガスの排出量は、表 8.4-5 に示すとおりである。

施設の稼動に伴う二酸化炭素の総排出量は年間約 25,000 トンであり、そのうち、電力の使用による排出量が約 22,100 トン、P C B 及び絶縁油等の分解による排出量が約 2,800 トンと予測される。

表 8.4-5 施設の稼動に伴う温室効果ガス排出量

活動の区分	活 動 量	二酸化炭素排出量 ^{注 1)} (t- CO_2 /年)	二酸化炭素排出量 ^{注 2)} (炭素換算) (t-C/年)
電力の使用	62,000,000 kWh/年	22,134	6,037
P C Bの分解	588 t/年	2,831	772
絶縁油等の分解	593 t/年		
合 計	—	24,965	6,809

注 1) 電力の使用における二酸化炭素排出量は、活動量に表 8.4-2 に示す排出係数（一般電気事業者の供給による電気）を乗じて算出した。

2) 二酸化炭素排出量（炭素換算）は、二酸化炭素排出量（二酸化炭素換算）に（炭素分子量）／（二酸化炭素分子量）（=12/44）を乗じて算出した。

イ. 温室効果ガス削減量

太陽光発電及び資源回収による温室効果ガス削減量は、表 8.4-6 に示すとおり、合計して年間約 1,400 トンと予測され、都内の家庭約 540 世帯分から排出される温室効果ガス量に相当する。

表 8.4-6 温室効果ガス削減量

項 目		二酸化炭素削減量 (t- CO_2 /年)	二酸化炭素削減量 (炭素換算) (t-C/年)
削減量	太陽光発電による温室効果ガス削減量 (a)	3.5	1.0
	資源回収による温室効果ガス削減量 (b)	1,399.2	381.6
	削減量合計 (c) = (a) + (b)	1,402.7	382.6
都内の家庭一世帯あたりの年間平均二酸化炭素排出量 (d) ^{注)}		2.6	0.7
本事業における削減量に相当する世帯数 ((c)/(d))		540	—

注) 「都における温室効果ガス排出量総合調査 2000 年度実績」(平成 15 年 3 月 東京都) 及び「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成 13 年 1 月 1 日現在 東京都) より算出した。

8.4.3 環境保全のための措置

温室効果ガスに係る環境保全のための措置は、表 8.4-7 に示すとおりである。

表 8.4-7 環境保全のための措置

項 目	環境保全のための措置の内容
発電設備	太陽光発電による自然エネルギーの活用を図る。
資源回収	鉄、アルミ等のリサイクルを図る。
緑 化	事業計画地における緑地面積は、「緑の東京計画」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「江東区みどりの条例」等に基づき、敷地内をできる限り緑化し、二酸化炭素の固定量の増加に寄与する。

8.4.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、関係法令等に基づく方針、計画の内容のうち、「地球温暖化対策に関する基本方針」の基本的事項、「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針（温暖化阻止東京作戦 第二ステージ）」の基本方針等とした。

(2) 評価の結果

本事業では、太陽光発電による自然エネルギーの活用を図る。また、PCB処理後のトランスの躯体やコイルなどから得られる鉄、アルミ等をリサイクルする。さらに、敷地内をできるだけ緑化する。

以上のことから、本事業は、施設の稼動に伴い排出される温室効果ガスを可能な限り削減するように努めるため、評価の指標である「地球温暖化対策に関する基本方針」、「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」等に適合するものとする。

8.5 その他の項目に係る環境保全のための措置

8.5.1 水質汚濁

(1) 工事の施行中

工事の施行中に発生する排水等は、沈砂槽等を設け処理設備で処理した後、公共下水道に放流する。

(2) 工事の完了後

ア．処理工程から発生する排水については、排水処理施設で処理し、下水排除基準に適合させて公共下水道に放流する。

イ．公共下水道への放流前に、定期的にPCBのモニタリングを行う。

ウ．PCB廃棄物の搬入路及び処理済油の搬出路の雨水排水路は、他の雨水排水路と別系統とし、万一の場合には油水分離・貯留ができる貯留槽を持つ構造とする。

また、本施設から雨水排水管に放流する雨水を定期的に直接モニタリングし、基準を満たしていることを確認する。

エ．地下への有害物等の浸透がないよう、主要な設備へのオイルパンの設置、施設の床の不浸透性塗装を行うとともに、防油堤により屋外への流出を防止する。

オ．処理対象物は速やかに建屋内に搬入し、受入及び保管は建屋内で行う。

8.5.2 騒音

(1) 工事の施行中

工事施工業者には、低騒音型の建設機械の使用、工事用車両のアイドリングストップの励行を求める。

(2) 工事の完了後

屋外に設置される機器については、できるだけ低騒音型を採用するなど、騒音レベルの低減化に努める。

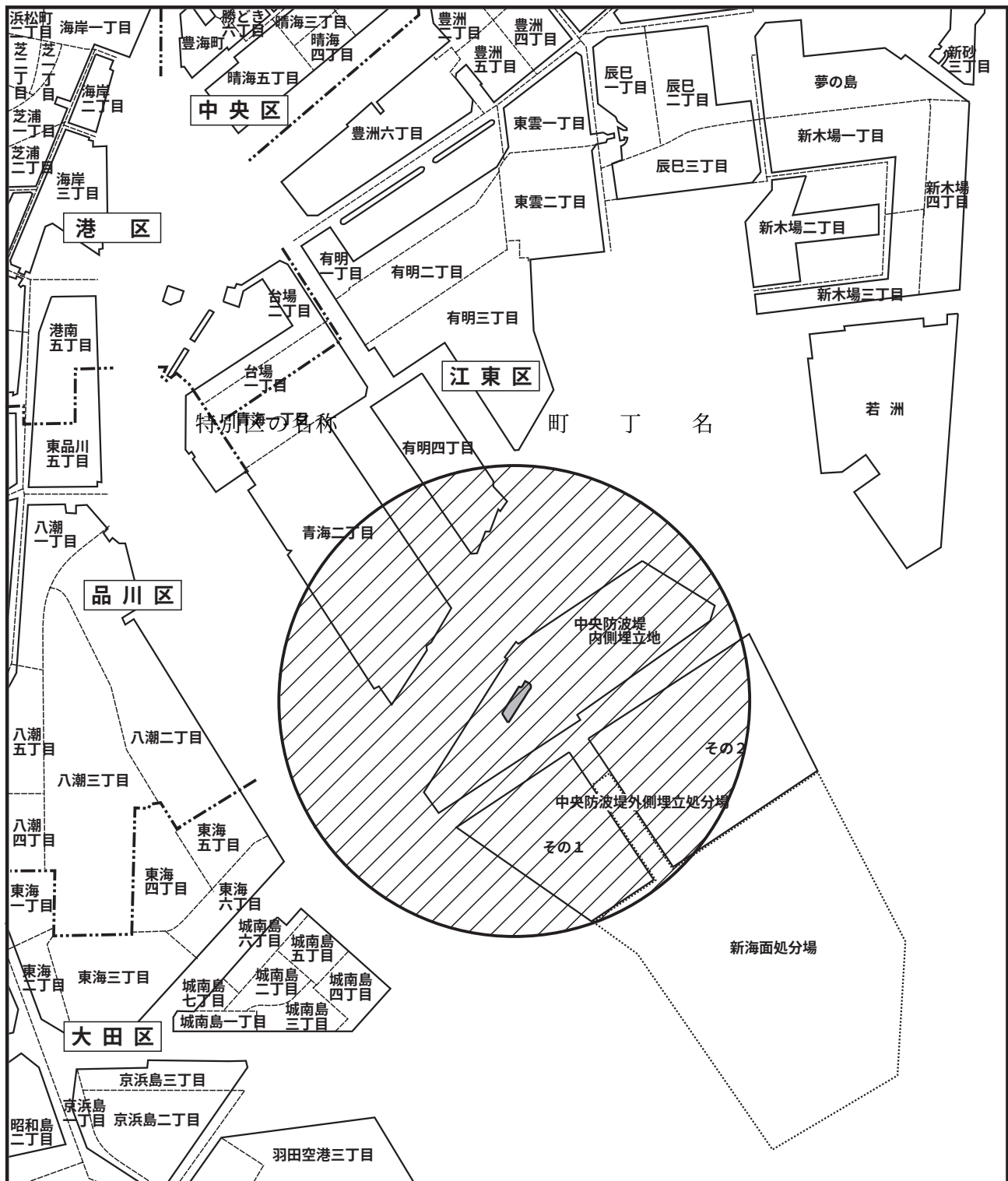
9. 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染が環境に影響を及ぼすおそれがある地域は、図 9-1 に示す範囲とする。

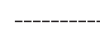
当該地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町丁名は、表 9-1 のとおりである。

表 9-1 環境に影響を及ぼすおそれがある地域の町丁名

特別区の名称	町 丁 名
江 東 区	青海二丁目の一部、有明四丁目の一部
所属未定	中央防波堤内側埋立地 中央防波堤外側埋立処分場その 1 中央防波堤外側埋立処分場その 2 の一部



凡 例

-  : 事業計画地
-  : 区界
-  : 町丁界
-  : 環境に影響を及ぼすおそれがある地域
(事業計画地を中心とする半径約2.0kmの範囲)



0 200 600 1000 2,000m

1 50,000

図9-1 環境に影響を及ぼすおそれがある地域

10. 評価書案の修正の経過及びその内容

東京都環境影響評価条例第 57 条第 1 項の定めによる評価書案に対する知事審査意見書（P.76 参照）並びに条例第 54 条において準用する条例第 18 条第 1 項の都民の意見書及び条例第 54 条において準用する条例第 19 条第 1 項の求めに応じて提出された事業段階関係区長（江東区長）の意見を勘案し、評価書案の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、以下に示すとおりである。

表 10-1 修正した箇所及び修正内容

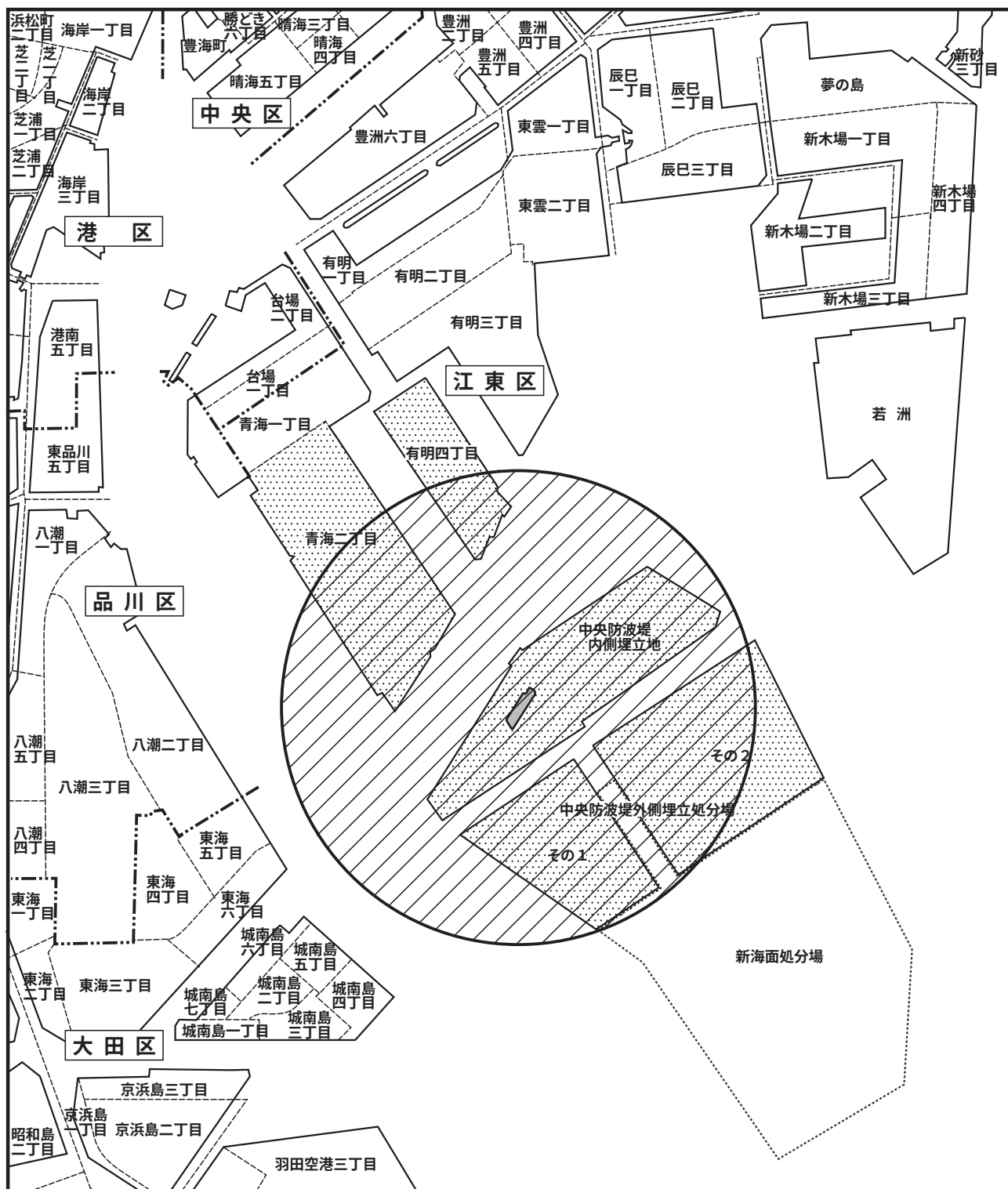
修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
1. 事業者の名称及び所在地	名称、代表者及び所在地	環境事業団が業務を行ってきた本事業は、平成 16 年 4 月 1 日から日本環境安全事業株式会社に承継されたことから、事業者の名称、代表者及び所在地を変更した。
6. 対象事業の目的及び内容		
6.2 事業の内容		
6.2.3 事業計画の内容		
図 6.2-7 処理フロー (柱上トランス)	処理済物等の流れ	排水処理後に発生する汚泥の流れを追加した。 また、卒業判定で不合格である場合の流れを追加した。
8. 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
8.4 温室効果ガス		
(4) 調査結果	調査結果の追加	事業計画地に隣接する廃棄物処理施設における温室効果ガスの削減対策の内容等について追加した。
8.5 その他の項目に係る環境保全のための措置		
「8.5 その他の項目に係る環境保全のための措置」の追加		「8.5 その他の項目に係る環境保全のための措置」を追加した。
[資料編]		
1. 対象事業の目的及び内容		
1.1 事業の内容		
1.1.1 事業計画の内容		
(1) 設備計画	卒業判定方法の追加	各処理済物に対する卒業判定方法及び選定根拠を追加した。
	モニタリング計画の追加	排気及び換気モニタリングについて、測定項目、方法及び頻度等を追加した。
		排水モニタリングについて、分析項目、方法及び頻度等を追加した。
(2) エネルギー計画	エネルギー計画の追加	電気使用量の大きい機器等の諸元を追加した。
1.2 施工計画及び供用の計画		
1.2.2 供用の計画		
(2) 排気の性状及び量	排気濃度等の設定根拠の追加	P C B 及びダイオキシン類濃度の管理目標値の設定根拠とした実証試験データ等を追加した。

11. 事業段階関係地域

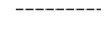
東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（平成 15 年 9 月 30 日決定）は、表 11-1 及び図 11-1 に示すとおりである。

表 11-1 事業段階関係地域

特別区の名称	町 丁 名
江 東 区	青海二丁目、有明四丁目
所属未定	中央防波堤内側埋立地 中央防波堤外側埋立処分場その 1 中央防波堤外側埋立処分場その 2



凡 例

-  : 事業計画地
-  : 区界
-  : 町丁界
-  : 環境に影響を及ぼすおそれがある地域
(事業計画地を中心とする半径約2.0kmの範囲)
-  : 事業段階関係地域



0 200 600 1000 2,000m

1 50 000

図11-1 事業段階関係地域

12. 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

評価書案審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民等が一層理解しやすいものとするよう努めるべきである。

13. 評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案については、都民からの意見書が6件、事業段階関係区長として江東区長からの意見が提出された。

評価書案について提出された意見等の件数の内訳は、表 13-1 に示すとおりである。

都民からの意見書は項目別に分類を行い、意見の要約を記載し、これらについての事業者の見解を述べる。

また、事業段階関係区長である江東区長の意見については、全文を記載し、これらについての事業者の見解を述べる。

表 13-1 意見等の件数の内訳

意 見 等	件 数（件）
都民からの意見書	6
江東区長からの意見	1
合 計	7

13.1 都民の意見と事業者の見解

項 目	大気汚染
意見の内容	事業者の見解
①「水熱酸化分解」の前処理で使用するイソプロピルアルコール（引火性液体・急性毒性物質）の安全対策を具体的データで示してください。 ・IPAで洗浄した後に、どのようにして容器・部材を除去するのか。その時のIPAの残留量の予測はいくらか。 ・施設内でIPAなどの対策をとっている範囲はどこか。そこでのIPAの濃度を下げるとの対策は何か。予想されるIPAの濃度はいくらか。 ・蒸発したIPAは施設から排出されることになるが、その抑制対策は何か。予想されるIPAの排出量はいくらか。	イソプロピルアルコール（IPA）はその高い浸透力を利用して、高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程において、特に二次洗浄以降の洗浄に用います。 IPAの洗浄後の除去については、洗浄直後の洗浄ユニット内での液切により、IPA付着量は部材重量の数%以下となります。その後、さらに洗浄ユニット内で数時間、判定待機場所において3日間自然乾燥を行うため、部材に付着して施設外に持ち出されるIPA量は、ほぼゼロに近いものと想定しています。 IPAの対策及びIPA濃度については、洗浄ユニット内は局所排気により、また、洗浄室等の施設内は室換気により、IPA濃度が400ppm以下となるような換気量を確保します。 IPAの排出抑制対策については、局所排気は、オイルスクラバー等の排気処理装置にてIPAを回収後、セーフティネット（万一トラブルが起こっても、影響を最小限に抑えること）としての活性炭吸着装置を通して施設外に放出されます。その時の排出濃度は40ppm以下と予想しています。 室換気についても、活性炭を通して施設外に放出します。
② PCB分解装置の安全対策は地震・停電・事故等でも安全に停止することが前提になっていますが、想定している最悪の事故は何で、またその対策はどのようになっており、施設外へのPCBの放出量はいくらか。さらにそれを超える事故はあり得ないか。その事故が起こった場合に予想されるPCBの放出量はいくらでしょうか。	想定している最悪のケースとして、反応器に接続する配管に亀裂が生じた場合が考えられます。 このような場合であっても、反応器及びその周辺機器は隔壁に囲まれており、また、その隔壁内を常に換気し、活性炭吸着装置を通すことで建屋外へのPCB漏洩を防止します。
③ 第一回目のアセス説明会で「テロで攻撃された場合はどうなるのか」の質問をした人がいましたが、現実問題としてあらゆる想定と対策が必要に思います。多重の安全対策が講じてあっても、IPAによる爆発の危険性は皆無ではありません。また、IPAによるPCBを含む高温、高圧水の配管が腐食により弱くなり、地震などにより破断するということも想定できます。あらゆる最悪の事故を想定して絶対に二次災害を起こさない対策を求めます。PCBのオンラインモニタリングと年一回のダイオキシン測定だけで大気の安全は図れません。	処理の安全性を確保するため、施設設計段階で様々なリスクを想定し、それらに対する対策の効果について評価する安全解析を行い、その結果を施設の設計・運転管理に反映させることなどによって、リスクの回避、低減化を図り、フェイルセーフ（たとえ一つの誤作動やミスがあっても、それが事故につながらないように多重チェックを行うことや、安全側に働くようにすること）、セーフティネットの措置を講じます。 IPAが燃焼するには十分な空気とともに着火源が必要となりますが、処理プラント内では火気は使用せず、また、溶剤を取り扱う個所では必要な防爆対策をとります。

項 目	大気汚染
意見の内容	事業者の見解
	万が一火災が起きた場合でも、油類の火災に対して有効な消火設備を設置し、速やかに消火できるようにいたします。 また、処理にあたっては特段腐食性の物質は使いませんが、配管等は日常もしくは定期点検時に検査を行い、腐食等による事故を未然に防止いたします。 なお、建物のみならずプラント類についても、阪神淡路大震災規模の地震にも耐えられるよう耐震設計を行うとともに、震度5を超える地震を感知した場合には、安全に自動停止するシステムといたします。
④ P C Bの活性炭吸着特性、活性炭の交換時期は確立されたデーターに基づいているのでしょうか。活性炭の取り替えは、排気は2年に1回、換気は10年ということでしたが、有害物質吸着状況は定期的に検査をし、そのデーターも公開して下さい。	本施設で使用する活性炭吸着装置は、実験値をもって作成された吸着容量計算図をもとに設計しております。 活性炭の交換頻度については、排気系統では1～2年に1回、換気系統では操業期間中1～2回程度交換の予定です。交換の時期については、出口P C B濃度及び装置前後の差圧の変化をもとに判断します。
⑤ 廃棄物処理施設の集中する江東湾岸地域は、個々の事業での形骸化した環境アセスメントにより、環境の悪化はひどくなるばかりです。現状でも、江東区湾岸地域は二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。本事業の走行車両台数は僅かだとはいえども、環境負荷が加算されることは事実です。確実に工事車両の排ガス対策なども徹底させてください。収集運搬のガイドライン策定にも、安全性はもとより車両の排ガス抑制などの対策も求める働きかけをしてください。	ご指摘のように、本事業の工事用車両及びP C B廃棄物等運搬車両台数は、一般交通量に比べて、それぞれ0.6%未満、0.1%未満と小さな比率ですが、排出ガスによる大気環境への影響を軽減するため、東京都が進めるディーゼル車に対する規制を遵守することはもちろん、アイドリングストップの励行、規制速度の遵守、過積載の禁止等の徹底を求めるなどの環境保全対策を講じます。
⑥ 施設からの排気ガス中のダイオキシン類濃度については、ごみ焼却炉の排出基準値を管理目標値としているが、首都圏全体のP C B廃棄物の処理施設であることと、周辺海域の魚に含まれるダイオキシン類濃度が現状でも他海域と比較して高いことが指摘されていることから、厳しい管理目標値を設定し、排出するP C B・ダイオキシンの総量の削減に努めていただきたい。	本施設の処理工程からは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の規制対象である排ガスは生じませんが、換気排気を含めて施設内で生ずる排気については、それらに含まれるP C B等に関して、法令による規制対象の排ガスと同等の管理を行うという、厳しい自主規制を行います。 また、周辺海域の魚に含まれるダイオキシン類濃度についてのご指摘についてですが、本施設の排水はダイオキシン類対策特別措置法に定める基準に適合させて公共下水道に放流します。一方、長期にわたって保管されているP C B廃棄物が紛失したり不法投棄されると大きな環境リスクがあるため、早期にかつ適正にP C B廃棄物を処理することが必要であると考えます。

項 目	水質汚濁
意見の内容	事業者の見解
① 事業者の実証プラントでのこれまでの排水の具体的試験データを出させて下さい。微量であれ未分解のPCBや水酸化PCB、ダイオキシンは基準値に対してどの程度のレベルで検出されているのでしょうか。また、30年間という長期保存を経た容器や部材からの重金属（銅、鉛、亜鉛、アルミ、クロム等）類も排水に含まれて排出されてしまいます。これらの実証プラントのデータも事業者に出させてください。	水熱酸化分解からの排水については、三菱重工業(株)の実証試験では、PCBが0.0005以下～0.0026mg/L、ダイオキシン類が0.57～4.3pg-TEQ/Lであり、下水排除基準（PCB:0.003ng/L、ダイオキシン類：10pg-TEQ/L以下）を下回る結果を得ています。 また、このとき排水中には重金属類は検出されておられません。 脱塩素化分解工程については、東京電力(株)が千葉、横浜、川崎ですでに操業している施設と同じ方式で同じ対象物を処理します。これらの施設について、千葉市等が報告させている実績データでは、PCBがND（検出限界値0.0005mg/L）、ダイオキシン類が0.00011～1.2pg-TEQ/Lであり、基準値を満足しております。
② 試運転時は重金属を含むすべての項目を実施し、試験結果データを公開するとのことでしたが、必ず第三者機関での分析、データ開示をお願いいたします。 事業者による試運転時又は公定法による通常の試験のみではなく、東京都による監視的な立場での検査は随時必要に思いますので実施をお願い致します。	水酸化PCBに関しては、水熱酸化分解処理では、有機物を水と二酸化炭素と塩に分解するため、原理的には水酸化PCBは生成するものではありません。また、柱上トランス絶縁油に微量に含まれるPCBの脱塩素化分解処理においては、「難分解性有機化合物処理技術検討・評価委員会 平成8年度報告書」において、処理後の絶縁油から水酸化PCBが検出されなかったことが報告されております。
③ 処理水が公共下水道へ流されるが、その流される処理水が無害なものかのチェックデータ等は、常時公開していただきたい。	いずれにしても、水酸化PCBはPCBが生体内で摂取された際の主要な代謝物であることから、PCBによる環境汚染リスクを早期に除去することが必要であり、その点からもPCBの処理を推進することが重要と考えております。
④ 今回の事業が計画通り操業され、PCBの排出も基準値以下でごく微量であったとしても、2,000 kg/日の処理を300日/年で10年間行うわけですから、総量としては大変な量となります。総量規制も必要に思います。	試運転は、施設の能力が発注仕様を満足し、PCB廃棄物が計画のとおり適切に処理されることを確認するものであり、排水の水質についても計量証明が発行される第三者機関による分析を組み入れて確認します。 このとき、重金属を含む下水排除基準のすべての項目について確認を行います。この確認データについては、東京都（下水道局）、江東区に報告するとともに、公開いたします。 処理工程から発生する排水については、排水処理施設で処理し、下水排除基準に適合させて公共下水道に放流します。 また、排水のデータは公開いたします。 なお、事後調査報告書においても、排水のデータを記載します。

項 目	水質汚濁	
	意見の内容	事業者の見解
⑤	P C B搬入路の雨水排水管については、他の雨水排水路とは別系統にするとあるが、事故等で漏洩したP C Bが海域に流出しないように万全の対策をとるとともに、海域への放流口部分での定期的な水質及び底質のモニタリングを実施していただきたい。	P C B廃棄物の搬入路及び処理済油の搬出路の雨水排水路は、他の雨水排水路と別系統とし、万一の場合には油水分離・貯留ができる貯留槽を持つ構造とします。 この貯留槽は約 10m³の容量とし、最大級のトランスに含まれる絶縁油が万が一漏洩しても貯留できる機能を持っています。 なお、雨水排水の海域への放流口では近隣の施設の雨水排水と合流しているため、事故時等特別な場合を除いては、放流口部分の水質や放流口付近の底質の調査を行っても、本事業からの影響を把握することは難しいものと考えられるため、本施設から雨水排水管に放流する雨水を定期的に直接モニタリングし、基準を満たしていることを確認する予定です。

項 目	土壌汚染	
	意見の内容	事業者の見解
	土壌汚染は評価対象項目とされていないが、大気系に漏出したP C B及びダイオキシン類のフォールアウトによって土壌への沈積が考えられると思うが、見解を伺いたい。	本施設からは、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる排出ガスは生じませんが、排気、換気に含まれるP C B及びダイオキシン類について、管理区域レベルに応じて排気処理装置や活性炭吸着装置により処理し、法令による燃焼排ガスと同等の厳しい管理を行います。 この結果、排気、換気が大気環境へ与える影響は、P C Bについては大気環境中の暫定目標値を、ダイオキシン類については環境基準を大きく下回っています。 このようなことから、雨水を通した土壌汚染は評価対象項目としておりませんが、本施設から雨水排水管に放流する雨水を定期的にモニタリングし、その結果を公表することによって、局地的な汚染を引き起こしていないことを明らかにしつつ事業を進めてまいります。 なお、より広域的な視点でのP C Bに係る環境問題については、P C B廃棄物の保管は 30年以上の長期にわたっておりますので、紛失や不法投棄などにより引き起こされる環境リスクの対策として、早期かつ適正な処理が必要であると考えます。 (参考) 環境省の「P C B廃棄物処理事業評価検討会」の平成 15 年 3 月の「中間とりまとめ」では、「今後さらに検討すべき事項や不確実性があるとされているものの、事業を実施する場合

項 目	土壌汚染
意見の内容	事業者の見解
	と保管を継続する場合を比較して、事業を実施することでP C Bの環境中への放出量を減らすことができること、P C Bの人への暴露量を減らすことができることを定量的に示しうることが確認された。」とされ、また、ダイオキシン類対策としての効果についても「P C B廃棄物処理事業は、ごみ焼却施設におけるダイオキシン類対策と比べ、十分に効率的な事業であることが確認された。」とされております。

項 目	生物・生態系
意見の内容	事業者の見解
大気系へ漏出したP C B及びダイオキシン類が降雨水中に溶け込んで雨水排除ルートで東京湾に流出し、生物連鎖によって魚介類中に濃縮する可能性を否定できないが、このことについての評価の記述がないので、見解を示されたい。	本施設からは、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる排出ガスは生じませんが、排気、換気に含まれるP C B及びダイオキシン類について、管理区域レベルに応じて排気処理装置や活性炭吸着装置により処理し、法令による燃焼排ガスと同等の厳しい管理を行います。 この結果、排気、換気が大気環境へ与える影響は、P C Bについては大気環境中の暫定目標値を、ダイオキシン類については環境基準を大きく下回っています。 このようなことから、雨水を通した生物濃縮は評価対象項目としておりませんが、本施設から雨水排水管に放流する雨水を定期的にモニタリングし、その結果を公表することによって、局地的な汚染を引き起こしていないことを明らかにしつつ事業を進めてまいります。 なお、より広域的な視点でのP C Bに係る環境問題については、P C B廃棄物の保管は30年以上の長期にわたっておりますので、紛失や不法投棄などにより引き起こされる環境リスクの対策として、早期かつ適正な処理が必要であると考えます。 (参考) 環境省の「P C B廃棄物処理事業評価検討会」の平成15年3月の「中間とりまとめ」では、「今後さらに検討すべき事項や不確実性があるとされているものの、事業を実施する場合と保管を継続する場合を比較して、事業を実施することでP C Bの環境中への放出量を減らすことができること、P C Bの人への暴露量を減らすことができることを定量的に示しうることが確認された。」とされ、また、ダイオキシン類対策としての効果についても「P C B廃

項 目	生物・生態系
意見の内容	事業者の見解
	棄物処理事業は、ごみ焼却施設におけるダイオキシン類対策と比べ、十分に効率的な事業であることが確認された。」とされております。

項 目	廃棄物
意見の内容	事業者の見解
① 柱上トランスは、抜油した後の「容器洗浄」「卒業判定」はないまま容器搬出となっておりますが、そうしますと低濃度といえどもPCBを含む廃棄物の搬出となります。東京電力㈱の川崎リサイクルセンターで金属等のリサイクルが行われると聞いていますが大丈夫なのでしょうか。	抜油後の柱上トランス容器は、東京電力㈱により、TEPCO川崎リサイクルセンターに運搬されます。TEPCO川崎リサイクルセンターは廃棄物処理法に基づきPCB廃棄物の処理施設としての許可を受けて操業している施設であり、抜油後の柱上トランス容器は適正に処理された後、金属等はリサイクルされます。
② PCBが付着したままの容器・部材が廃棄又はリサイクルに回されてしまいます。そのままリサイクルして大丈夫だとは思えません。	東京電力㈱では、柱上トランスの処理については、TEPCO 千葉リサイクルセンター及びTEPCO横浜リサイクルセンターにおいて、それぞれ千葉県分と神奈川県分の柱上トランス絶縁油の抜油及び分解処理を行っております。いずれの施設でも、抜油後のトランス容器は密閉して、TEPCO川崎リサイクルセンターに搬出してあります。 TEPCO川崎リサイクルセンターでは、専用の施設で容器の解体、洗浄処理を行っております。 東京事業においても、千葉、神奈川と同様に、抜油後の容器は TEPCO 川崎リサイクルセンターに搬出することが、施設の重複を避ける意味からも最も合理的であるものと考えております。
③ 施設から排出される処理済物のリサイクル方法について、より詳細な説明をお願いしたい。	高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程については、トランス・コンデンサの躯体、コイル等の内容物等から発生する鉄、銅及びアルミニウムはPCBが残留していないことを確認してリサイクルされます（年間約 670 t）。 柱上トランス絶縁油の処理工程からは、PCBを分解したあとの処理済絶縁油が発生し、東京電力㈱の火力発電所の発電用燃料油としてリサイクルされます（年間約 1,500KL）。 抜油後の柱上トランス容器は、東京電力㈱のTEPCO川崎リサイクルセンターに搬出され、洗浄されてPCBを除去したのち、鉄、銅等がリサイクルされます（年間約 22,000 台）。 さらに、柱上トランス絶縁油の処理工程からは、活性炭を多量に含んだ汚泥が発生しますが、これもセメント焼成用の燃料としてリサイクルする予定です（年間約 360 t）。

項 目	廃棄物
意見の内容	事業者の見解
④ 排気、排水などを活性炭にて、処理することですが、活性炭の交換の期間、使用済活性炭の処理が説明されておられません。	活性炭は炭素を主成分とした、微細な孔を無数に有する（ポーラス構造）物質で、冷蔵庫の吸着剤や防毒マスクなどに使われているように、様々な物質を効率よく吸着、除去する能力をもっております。
⑤ 活性炭吸着装置の設置が計画されているが、その性能に関するデータと保持期間、回収した活性炭の処置について記述がないので、説明されたい。	本施設における活性炭吸着装置によるPCBの除去率は、実験値を基にした設計数値として、入口濃度が0.1mg/m³の場合で約90%以上と高い数値を示しています。
⑥ 排水部分の活性炭の取り替え頻度はどのようなのでしょうか。	また、PCBに含まれるコプラナーPCBはダイオキシン類としての性格を持ちますが、焼却施設排ガスのダイオキシン類対策としても活性炭吸着は有効な方法としてすでに確立された技術であり、本施設の活性炭吸着装置はダイオキシン類の95%以上を除去するものとして設計しております。 このように、本施設では排気、換気中のPCB、ダイオキシン類に有効な除去方法である活性炭吸着装置を用いることとしております。 活性炭の交換頻度については、排気系統では1～2年に1回、換気系統では操業期間中1～2回程度交換の予定です。交換の時期については、出口PCB濃度及び装置前後の差圧の変化をもとに判断します。 水熱酸化分解工程からの排水については、セーフティーネットの考えから活性炭吸着装置を通します。PCBの吸着量の観点からは、操業期間中において活性炭の交換は必要ないものと考えられますが、排水中の浮遊成分等による目詰まりなど物理的な条件もあり、5年程度で一度交換することを計画しております。 使用済みの活性炭は、スラリー化して水熱酸化分解装置により処理する予定です。 なお、事業終了後に残る使用済みの活性炭については、廃棄物処理法に基づき、適正に処理いたします。

項 目	事業計画	小項目	事業の目的
	意見の内容		事業者の見解
	高圧トランス、柱上トランス、コンデンサ、安定器、等の発生源は電力会社からのものであり、その他の企業等からは極少数と思われる。ちなみに東京電力は既に川崎市、横浜市、千葉市において、P C B 処理施設を操業している。そのような状況で如何して、このような危険な施設を多数建設しなければならないのか、建設目的を明確に御回答願います。		柱上トランスについては電力会社のみが保有するものでありますが、東京事業の主たる処理対象である高圧トランス、高圧コンデンサは、電気を使用する様々な工場やビル等で広く使用されたことから、約 12,000 事業場から保管の届出があります。高圧トランス・コンデンサ、安定器等は、電力会社以外の事業者が保管するもののほうがはるかに多いのが実情です。ちなみに、東京事業で処理するもののうち、東京電力㈱が保有するものは台数で、高圧トランスが 9 % 弱、高圧コンデンサが 4 % 強程度です。 このように、幅広く数多い事業者が 30 年以上の長きにわたり保管し続けてきた P C B 廃棄物を、保管事業者の如何を問わず処理することができるようにするため、国の特殊法人である環境事業団が全国 5 か所で P C B 廃棄物処理施設の整備を進めているものです。

項 目	事業計画	小項目	立地選定
	意見の内容		事業者の見解
	江東区民として、私一個人としては江東区にはすでに多数の廃棄物の処理施設があり、そのうえ、また、超危険な施設である P C B 処理施設が建設されるのは納得できない。別の場所に設置して欲しい。それらがあっても江東区民への補助は何もない。たとえば、原子力発電所の設置場所にあっては電力料金の補助がある。危険と隣り合わせであるにもかかわらず、その恩恵がない。これ以上の廃棄物処理施設はいらない。かならず何らかのトラブルは 100 % 発生する。そのトラブルが区民に影響を与えるような事故でないことを祈るのみ。		P C B 廃棄物の処理は、日本にとってぜひ行わなければならないことであり、国際条約からも P C B の根絶の義務があります。 日本を代表する都市である東京都内にある P C B 廃棄物の量は全国的にみても大きな割合を占め、平成 12 年には八王子の小学校で P C B 入りの蛍光灯用安定器が破裂して児童の頭上に降りかかる事件がおきました。このような中、東京都は、P C B による環境汚染のリスクを一刻も早く取り除くため、今回の事業計画地における P C B 処理施設の受入を決断されました。 P C B 廃棄物の処理施設が立地されることには様々な思いがあるかと思いますが、次の世代に 20 世紀の負の遺産を残さないため、この事業の必要性和社会的意義をご理解いただくことが極めて肝要と考えております。 P C B 廃棄物処理事業を実施するにあたっては、その安全性の確保が重要であることから、環境事業団では、日本を代表する学識経験者により構成される P C B 廃棄物処理事業検討委員会を設置し、処理方式の検討の段階から、施設の設計段階、運転段階に至るまで、様々な技術的検討、助言、指導、評価をいただきながら進めております。 具体的には、処理の安全性を確保するため、

項 目	事業計画	小項目	立地選定
意見の内容		事業者の見解	
		施設設計段階で様々なリスクを想定し、それらに対する対策の効果について評価する安全解析を行い、その結果を施設の設計・運転管理に反映させることなどによって、リスクの回避、低減化を図り、フェイルセーフ、セーフティネットの措置を講じます。また、処理に用いる設備、配管の密閉性を高めること、オイルパンを設置すること、不浸透性の床とすること、流出防止堤を設置することなどにより、多重の措置を講じ、P C Bの地下浸透防止や流出の防止を図ります。さらに、P C B、溶剤等の環境中への漏洩防止対策として、排ガス規制対象施設ではありませんが、換気を含めた排気の処理を行うとともに、処理済物中のP C Bの確実な分解確認等の措置を講じます。 主要な設備機器には多重の計測制御装置を設け、異常を検知した場合には反応器へのP C Bの投入を制限するなど、安全側に作動するシステムとします。さらに、緊急停止装置を設け、容易に設備が安全に停止できるシステムとします。また、施設の運転状況などの情報は、積極的に公開していくこととしております。	

項 目	事業計画	小項目	処理対象地域
意見の内容		事業者の見解	
東京以外の埼玉県、神奈川県、千葉県処理施設となっていますが、なぜ、栃木県、茨城県、群馬県等は除外されているのか、その理由は。神奈川県、千葉県にはすでに東京電力の処理施設が操業しているではないか。どうして、神奈川県、千葉県を入れて、栃木県、茨城県、群馬県を除外しているのか疑問です。御回答願います。		環境事業団では国の指導・監督のもとで、P C B廃棄物処理特別措置法に基づき環境大臣が定めたP C B廃棄物処理基本計画に従って、P C B廃棄物の広域的な処理施設の整備を進めております。 東京事業については、国（環境省）の要請を東京都が受け入れ、一都三県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に存する高圧トランス・コンデンサ、安定器等及び東京都分の柱上トランスを処理することとされました。	

項 目	事業計画	小項目	処理能力
意見の内容		事業者の見解	
たかだか処理能力 12 kg/ 日の実証プラントのデーターだけで、2,000 kg/ 日の施設を作ってしまうのは危険です。実証プラントの各種検査データを厳然にチェックしていただきたい。		本施設において、高圧トランス・コンデンサ、安定器等に含まれるP C Bの分解方式として採用する水熱酸化解法は、受注業者である三菱重工業(株)で、処理能力 12kg/ 日の実証プラントにより延べ約 4,500 時間の実証試験が行われ、そのデータをもとに設計されているものです。	

項 目	事業計画	小項目	処理能力
	意見の内容		事業者の見解
			本施設の水熱酸化分解装置は、約 650kg/ 日の処理能力を 3 機、あわせて約 2 t / 日の処理能力を有するものです。 したがって、実証試験からのスケールアップは約 54 倍となりますが、このスケールアップの割合は、一般に化学プラントの設計の観点から特に問題になるものではなく、実証試験で得られた知見を十分に実機に反映できる範囲です。 また、環境事業団が P C B 処理事業を実施するにあたっては、安全対策、環境保全対策に万全を期す所存であり、具体の技術的な方策については、日本を代表する学識経験者により構成される P C B 廃棄物処理事業検討委員会を設置し、さらに各地の事業ごとに事業部会を設けます。各事業の処理方式を検討する際にはメーカーから実証試験データを提出させて、専門家によるヒアリングを行っているところです。

項 目	事業計画	小項目	処理方式
	意見の内容		事業者の見解
	① 水熱酸化分解法及び脱塩素分解法に関する技術的検証がまだ十分に行われていないのではないか。実証的なデータ（分解率、未分解生成物質の有無、システムの安定性、連続運転時間の実績等）があるのであれば、明示されたい。		水熱酸化分解法及び脱塩素化分解法は、旧環境庁、旧通商産業省及び旧厚生省それぞれが書類審査や実証試験に基づき専門家による技術的評価を加えたうえで、廃棄物処理法で基準化されたものであります。 本事業で採用する水熱酸化分解法については、三菱重工業(株)において約 4, 500 時間（連続運転約 280 時間）の実証試験が行われており、高濃度 P C B の分解率 99. 99996% 以上の能力が確認されています。 本事業で採用する脱塩素化分解法については、東京電力(株)が千葉、横浜及び川崎において同種の実施設を設置し、すでに約 2 年の安定した運転実績があります。
	② 高圧トランス、コンデンサ、廃 P C B、安定器類については「水熱酸化分解」方式であり、柱上トランスについては「脱塩素化分解」処理となっていますが、なぜ、分ける必要があるのか。同じ方法では如何していけないのか。同じ P C B 入りの廃油処理と考えますが、なぜ、2 系列になっているのか御回答願います。		高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理で対象とされる P C B の濃度は概ね数十%以上と高濃度であるのに対して、柱上トランス絶縁油に含まれる P C B は最大でも数十 ppm 以下とごく微量であるため、各々の P C B 廃棄物の特性に応じた処理技術を採用いたしました。 高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理については、水熱酸化分解法を含む化学処理方法を対象に、メーカーから技術提案書を提出さ

項 目	事業計画	小項目	処理方式
意見の内容		事業者の見解	
		せ、一定の技術審査を経て、入札により受注業者を決定しました。 柱上トランス絶縁油の処理については、既に東京電力(株)が千葉、横浜等で処理実績があり、さらに、処理後の絶縁油については、東京電力(株)の火力発電所において発電燃料としてリサイクルさせる計画のため、東京電力(株)が採用している脱塩素化分解法を採用しました。	

項 目	事業計画	小項目	卒業判定
意見の内容		事業者の見解	
① P C Bが付着したままの容器・部材が廃棄又はリサイクルに回されてしまいます。 事業者に洗浄液試験法と拭き取り試験法・部材採取試験法との相関性、及び試験方法の合理性を示すデータを出させて下さい。		内部のP C Bを抜き取った後のトランス等の躯体やコイルから得られる鉄、銅は、溶剤による洗浄によりP C Bを除去し、廃棄物処理法で定める卒業判定基準により、P C Bが残留していないことを確認した後払い出し、リサイクルいたします。金属等の卒業判定基準としては、洗浄液試験法、拭き取り試験法及び部材採取試験法がありますが、本施設では、多量の試料全体を最も代表できる試験方法として、洗浄液試験法を用いる予定です。 ただし、試運転時には洗浄液試験法と他の試験方法を合わせて実施し、他の試験方法でも合格できることを確認します。 また、「第三者機関での分析、データ開示」を行うこととしております。 なお、本施設は情報公開型施設として、主要な工程を安全に見学できるような見学ルート、施設概要や処理の安全性などの情報について分かりやすく紹介できるプレゼンテーションルーム、リアルタイムで各工程の運転状況やモニタリングの状況などを表示する情報公開ルームを設ける等、積極的に情報公開を行うことができる施設とします。	
② 「廃棄物処理法新処理基準に基づくP C B処理技術ガイドブック」によりますと、「検定方法を選定するには、処理するものの性状（大きさ、形、材質等）や実施する処理方法、及び各検定方法の特徴を考慮しなければならない。」となっていますが、処理するものの性状はそれぞれ異なっているにもかかわらず洗浄液試験法のみを採用なのでしょうか。「洗浄液試験法は洗浄工程で洗浄溶剤へP C Bが溶出しにくくP C B溶出が不十分な場合にも、洗浄溶剤中のP C B濃度が低くなって基準値以下であると誤って判定される可能性がある」とP C B処理技術ガイドブックにも明記してあります。二次洗浄で不合格の場合のみアルカリ洗浄となっていますが、二次洗浄後の判定も洗浄液試験法なわけですから、そこで誤って判定されてしまえば、P C Bが残っていてもアルカリ洗浄は出来ません。洗浄液試験法のみでの卒業判定はなく、拭き取り試験法、部材採取試験法等でも合格できるという確実な洗浄条件が不可欠です。また、洗浄液試験法のみの場合は、拭き取り試験法・部材採取試験法との相関性も不可欠です。 試運転時は各試験法を実施し、試験結果データを公開するとのことでしたが、必ず第三者機関での分析、データ開示をお願い致します。 事業者による試運転時又は通常の試験のみではなく、東京都による監視的な立場での検査は随時必要に思いますので実施をお願い致します。			

項 目	事業計画	小項目	安全性
	意見の内容		事業者の見解
	① 環境影響評価に「安全性」の項目がないことは大変に問題だと思います。安全であるはずの施設が最近では次々と事故を起こしています。今回のPCB処理事業は、その処理技術の安全性によって環境に与える影響評価は全く違ってきます。 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会」で処理の安全性や確実性をいかに確保するかについて十分な検討をおこなっているとのことですが、その検討内容にも不安なものがあります。先日環境事業団でお聞きしましたところ、検討委員会では今回事業の実証プラントとなる三菱重工業の各種検査データ（液処理試験、水質試験等）を取り寄せて検討を進めているわけではないとのことでした。実証プラントの安全性の裏付けもなく、三菱重工業の処理技術の安全性を前提にした環境影響評価（大気汚染はPCBとダイオキシンのみ、水質の評価項目は無し）になっています。処理能力12 kg/日の実証プラントから、いきなり処理能力2,000 kg/日という巨大な施設計画なのですから、あらゆることを想定した環境影響評価を行っていただきたいと思います。		環境事業団では、PCB処理にあたって、安全性の確保と情報公開が最も重要と考えています。 本施設の計画にあたっては、処理の安全性を確保するため、施設設計段階で様々なリスクを想定し、それらに対する対策の効果について評価する安全解析を行い、その結果を施設の設計・運転管理に反映させることなどによって、リスクの回避、低減化を図り、フェイルセーフやセーフティーネットの措置を講じます。 このような施設の作り方は、日本を代表する学識経験者により構成されるPCB廃棄物処理事業検討委員会により検討された結果に基づくものであり、上記の安全解析の方法についての検討結果を含めて、全ての報告書は公開しております。 なお、これらの検討に際しては、必要に応じてメーカーから実証試験データを提出させ、また、技術的なヒアリングを繰り返し行っているところであります。 実証試験からのスケールアップは約54倍となりますが、このスケールアップの割合は、一般に化学プラントの設計の観点から、特に問題になる割合ではなく、実証試験で得られた知見を十分に実機に反映できる範囲です。 なお、PCB廃棄物処理事業検討委員会は常設のものであり、その下に東京事業部会も設け、操業段階においても、処理の安全性確保の状況の専門的検証、技術的な助言、指導をいただく体制としております。
	② 処理方法が安全であることを前提にした今回のアセスでは、都民の健康は守れません。処理方法の安全性を繰り返し、繰り返し何度も検証し、また情報を公開し、確実に安全に操業できることを十分に検証した上での操業をお願い致します。二次災害を絶対に起こさないために確実な安全確保をお願い致します。		
	③ PCBの毒性は図りしれないほど恐ろしいものであるのだから、微量でも外にもれる事のないよう安全処理できる事がデータ上からも証明されないかぎりには実施しないでいただきたい。又、そのデータは常時公開していただきたい。		

項 目	事業計画	小項目	安全性
	意見の内容		事業者の見解
④	処理対象のPCB廃棄物からのPCB及びダイオキシン類の揮発に関するデータがあれば示されたい。		PCB廃棄物として各地の事業場に保管されているトランス、コンデンサ等の中には、長年にわたる保管により躯体の劣化がみられるものもあり、環境保全上早急に処理することが必要です。 これらの事業場におけるPCB等の揮発状況に関するデータはありませんが、PCBの物性についてみると、沸点が270℃～400℃と高沸点であり、蒸気圧も35℃で0.00006～0.001mmHgと不揮発性ですが、トランス、コンデンサの躯体が破損し、PCB油が外気と接触していれば、相応のPCBの揮発があるものと考えます。
⑤	施設の安全度についてどこまで検討されているのか。(例えば、地震時の液状化の発生の有無及びその安全対策について)		本施設は、阪神淡路大震災を機に見直された建築基準法令に上乘せした安全性を確保する設計としております。また、作業時についても、地震、浸水、停電など様々な緊急時を具体的に想定し、マニュアルの整備による対応方策の明確化と公表、関係者への連絡体制の整備、専門家から助言を受ける支援体制の整備などの対応策を講じます。 地震時の液状化については、事業計画地について環境事業団が行った地質調査では、極めて大規模な地震時には、地下15m～18mの東京層で小規模ながら液状化が起きる懸念があるとの結果を得ておりますが、本事業の建物は、地中の支持層まで達する基礎杭で支えることから、仮に万一液状化現象が生じて、不等沈下が生じるようなことはありません。 また、南関東で発生が懸念されている震度6弱の地震にも十分耐えうる耐震設計です。
⑥	管理エリアについては負圧にして漏れが外部に及ばない措置を講じることとされているが、万一漏出した場合の安全措置について説明されたい。		施設内のPCB管理区域では、区域内の空気について、管理区域レベルに応じた負圧管理を行っており、また、排気、換気については、活性炭吸着装置等でPCBを除去して外部へ放出します。また、管理区域レベルの高い区画ほど建物の中央部分に配置し、その周辺に管理区域レベルを高くする必要がない区画を配置するなど、施設内で万一PCBが漏洩しても汚染した空気が施設内に拡散しないような設計とします。 さらに、PCB管理区域と非管理区域の間には前室を設け、人の出入によって管理区域内の空気が外部に漏洩しないようにする設計とします。

項 目	事業計画	小項目	安全性
	意見の内容		事業者の見解
	⑦ 最近各地でRDFを始め、様々な事故が多発しています。原発の事故もそうです。 安全この上ないと太鼓判を押した施設ですら、そのような事があるわけですから、念には念を入れた安全性の確認をしていただきたいと存じます。		安全性の確保は、本施設の運営にあたって非常に重要です。 処理の安全性を確保するため、施設設計段階で様々なリスクを想定し、それらに対する対策の効果について評価する安全解析を行い、その結果を施設の設計・運転管理に反映させることなどによって、リスクの回避、低減化を図り、フェイルセーフ、セーフティネットの措置を講じてまいります。 また、操業中の運転状況のデータ、モニタリング結果のデータなどを情報公開することはもちろん、施設の日常点検、保守、定期点検などに万全を期してまいります。
	⑧ 私は江東区潮見に住んでおります。火災時の対策及び付近に与える影響及び「水熱酸化分解反応器」が、もし爆発した時を想定し、その時付近に与える影響、条件としては夏場、南もしくは南西の風5m程度の時として御回答ください。 「水熱酸化分解反応器」は爆発しないと思いますが、「北海道、出光石油の石油タンク火災」「三重県のRDF貯蔵タンク火災」「原子力発電所のトラブル多数」「東海村の放射線漏洩事故」等建設当初は考えられない事故が多数発生している現在、たとえ10年間の操業であると言われるが「もし」ということが起きないとも限らない。起こったことを想定して御回答願います。		本施設は消防法の規制を受けるため、これに適合するよう防火対策を講じます。 基本的には処理施設内での火気はありませんが、洗浄溶剤等を使用する個所では必要な防爆対策を施します。また、消火設備として油類の火災に対して有効な消火設備を設置します。 水熱酸化分解反応は、PCB等の約60倍の量の水中で反応を行わせるため、穏やかで安定しています。 また、反応器内の温度、圧力の検知を二重化し、温度、圧力が設定値を超えて上昇する場合には緊急停止するシステムとします。 このように、水熱酸化分解装置が爆発することがないようにしております。 「もし」ということについてのご質問ですが、仮に万一、反応器に亀裂が入り高温高压蒸気が漏洩する事故が起きたとしても、反応器は周囲を隔壁で囲まれており、隔壁内の換気についても他の区域とは別に活性炭吸着装置により処理し、環境中へのPCB等の漏洩を防止する構造となっています。

項 目	事業計画	小項目	作業従事者の安全性
	意見の内容		事業者の見解
	① 容器からのP C B取り出しに際しては、作業者がP C Bに暴露する可能性も非常に大きいと思います。あらゆる安全性を考慮した施設といえども、危険な化学物質の中で実際に作業する人にとっては非常に危険な施設であることには違いありません。万が一にも人的被害が起こらないように、二次災害を起こさないように万全の対策をお願い致します。 ② 高圧トランス・コンデンサ等から、P C Bの抜き取りをする作業従事者の安全性を確保していただきたい。かつての臨界事故の時のような、素手でバケツで取り扱うような有り様にはならないよう、徹底したマニュアルを常時守った作業が行われるようにしていただきたい。		施設の設計にあたっては、施設外へのP C B等の漏洩防止対策を徹底することはもちろん、施設内の作業環境についてもP C B等による暴露防止を図り、作業員の安全性を確保いたします。 特に、高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程では、高濃度P C Bに作業員が直接接触することがないように対策を講じます。 具体的には、高圧トランスの処理にあたっては、抜油後、解体前に容器を密閉したまま内部に洗浄溶剤を投入し、予備洗浄します。 高圧コンデンサの処理にあたっては、大型のものは水中で切断、解体し、小型のものはグローブボックス内で切断、解体し、その後予備洗浄します。 安定器等の処理にあたっては、破碎、分別などの作業は、すべて隔離された装置で行います。 このほか、工程全般にわたって、極力、自動化や機械操作を採用し、作業従事者は必要に応じて、保護服、マスク、手袋等の保護具を着用することにより、作業内容に応じた安全対策を講じます。 さらに、高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理エリアでは、P C Bを取り扱う区域は他の区域と区別し、取扱区域には管理区域レベルを設定し、管理区域レベルに応じた排気、換気の処理及び室内空気の負圧管理を行うことにより、施設外へのP C B等の漏洩防止を図るとともに、作業者の安全を確保します。 柱上トランスの処理エリアでは、取り扱う絶縁油に含まれるP C B濃度が数十 ppm 以下と低く、作業環境中のP C B、ダイオキシン類ともに極めて低いものと想定されますが、高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程における管理区域レベル1と同じ考えで排気、換気処理を行います。 これら、作業環境の安全対策についてはマニュアル化し、従業員に対する教育を徹底するとともに、必要な作業環境モニタリングを行い、結果を公表いたします。

項 目	事業計画	小項目	運搬中の安全性
意見の内容		事業者の見解	
① P C B廃棄物の取り扱いについては、収集・運搬・搬入・搬出などあらゆる場面において細心の注意を払い、漏洩等の汚染防止に万全を期していただきたい。 ② P C Bの入っているトランス等の運搬には如何なる安全対策をするのか。もし、交通事故等によりトラックが転倒し、P C B入りの廃油が漏れた時の対策及びその時の予想被害について御回答願います。		P C B廃棄物の運搬に関しては、廃棄物処理法に基づく技術的な基準の改正により、他の廃棄物よりも一層厳しい規制が行われ、その具体的な内容は「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」に示されます。このガイドラインでは、P C Bの運搬についての国連勧告を踏まえた安全性の高い運搬容器の基準、緊急時の措置及び運転者の教育訓練等を記述し、講ずべき安全対策が明確化されます。 また、ガイドラインでは、収集・運搬を行う者は、緊急時における連絡先及び収集・運搬者が対応すべき事項を記載した緊急時対応マニュアルを携帯しなければならないこととされ、万一P C Bが漏れたときの措置としては、吸着マット、吸着材、ウエス、土砂等に吸収させ、又はウエス等で拭き取り、密閉できる容器に回収するという措置を講ずるという対策が示されます。 万一の場合の被害の予想について一概に論ずることは難しいのですが、P C Bは難燃性であり化学的安定性が高く、爆発物でも劇物でもなく、急性毒性も低いので、あらかじめ定めたマニュアルに従って落ちついて漏れたものの回収等の措置を講ずることで 1大きな被害の発生を防止できるものと考えます。	

項 目	事業計画	小項目	保守点検
意見の内容		事業者の見解	
石油プラントや化学プラントは1～3年間等のローテーションで運転を停止し、設備、機器の保守点検を定期的に行っていますが、本施設はどのような保守点検を計画していますか。特に反応器、加熱器、蒸留精製洗浄工程のタンク類等についてローテーション及び保守点検内容について御回答願います。		水熱酸化分解反応器及び脱塩素化分解反応器はいずれも、労働安全衛生法で定める第一種圧力容器に該当し、年一回の開放点検、安全弁の点検等を行います。 このとき、一定期間設備の運転を停止させ、併せて主要機器についても必要な点検を行う予定です。 日常的には、巡視等を通じて目視点検を行います。	

項 目	事業計画	小項目	車両運行計画
意見の内容		事業者の見解	
① 建設時及び操業時の車両の運行ルート及び車両の1日当りの運行台数を御回答願います。		工事の施行中の工事用車両の台数は最大で一日約190台（往復約380台）、操業後のPCB廃棄物、処理済物等の搬出入車両台数は一日約34台（往復約68台）と予測しております。 PCB廃棄物は、事業計画地が位置する中央防波堤内側埋立地へは、江東区青海二丁目方面からは第二航路海底トンネルを、大田区城南島方面からは東京港臨海道路臨海トンネルを通過して運搬されます。 保管場所からの運搬については、トレーラ等の大型車両による運搬も予想されるため、主として幹線道路を使用することとなりますが、実際保管している場所は町工場などもあり、これらの場所からの搬出については住宅地を通ることも考えられます。 環境事業団としては、運搬業者に対して、ディーゼル車に対する排ガス規制の遵守、規制速度の遵守、過積載の禁止等の徹底を求めるなどの環境保全対策を講じます。	
② 走行ルートについては、東京港臨海道路と青海縦貫道路までの記載しかないが、東京港臨海道路の開通に伴い大田区内の交通量が増加し交通騒音等が問題になっていることと、処理対象物の最も多い神奈川県分については大田区を通過することから、走行ルートについては大田区民への影響の少ない高速道路湾岸線を指定するなど収集・運搬による環境影響を少なくするよう特段の配慮をお願いしたい。			

項 目	その他
意見の内容	事業者の見解
① 環境影響を狭い範囲に限定して事業を進めていこうとしていることに大変に不安を感じます。大きな社会問題となったPCB問題を無害化処理ということで解決するのであれば、もっと都内全域、また千葉、埼玉、横浜も含めた広範囲で議論できる体制を整えてほしいと思います。ほとんどの市民は、このような事業が進められ、環境アセスが進められていることすら知ることができません。地元区、地域住民だけの問題で環境アセスを乗り越え、事業を進めていくのは大変な責任の押しつけのように入います。操業後の情報公開は当然のことながら、計画段階からの積極的な、広範囲への情報公開、事業の周知徹底を求めます。	環境事業団のPCB廃棄物処理事業に関する情報は、環境事業団及び環境省のホームページで積極的に公開しております。また、環境事業団のPCB廃棄物処理事業検討委員会を公開で開催し、東京事業の処理方式を検討した東京事業部会も公開で開催いたしました。今後とも、情報の公開には積極的には取り組んでまいります。 なお、環境事業団は、東京都環境影響評価条例に即して環境影響評価手続きを行っており、同条例に基づき東京都によって定められた「事業段階関係地域」及びその周辺で環境影響評価書案に係る住民説明会を行いました。対象とする参加者は上記地域に限っておらず、また、同様に条例が定める意見書の提出についても広く都民等を対象としております。
② 大きな社会問題となったPCBの無害化処理施設なのですから、もっと広範囲で議論をしていただきたい。空も海もつながっているわけですし、その影響は予測不可能な地にまで及ぶ可能性はおおいにあり得ると存じます。	環境事業団のPCB廃棄物処理事業検討委員会を公開で開催し、その開催情報はホームページに掲載するとともに、マスコミにも提供しております。このような姿勢は、今後も続けてまいります。 なお、本施設には多重の環境・安全対策を講じ、環境影響の極小化に努めてまいります。
③ 本施設は電力会社から発生したもの以外の一般民間会社から発生した物も処理委託を受けるのですか。その時の処理費用はいくらになるのですか。	本施設で処理するPCB廃棄物のうち、柱上トランス絶縁油は東京電力(株)から発生するものですが、高圧トランス・コンデンサ、安定器等については、電力会社が保有するものは一部であり、大部分は、その他の企業等で保有されています。 処理にあたっては応分の処理費用の負担を求めるものでありますが、処理費用についてはまだ定めておりません。
④ 安全監視委員会の設置を早急をお願い致します。全国5カ所のPCB処理事業のうち設置していないのは東京事業のみです。PCB処理事業への理解や安全性の検証が不可欠な事業に対して、操業後ではあまりにも形式的です。現状の計画段階からの監視委員会設置で安全性を地域住民も一緒に考える場を是非つくっていただきたいと思ひます。	事業受け入れに際して東京都から示された受入条件の一つとして、環境事業団は施設の運営にあたって、住民代表、専門家、地元区、東京都等で構成する環境安全委員会(仮称)を設置し、施設の稼動状況、事故・故障・災害への対応マニュアルなどの確実な履行などについて説明を行い、安全性の確保等について理解を得ることとされています。
⑤ 安全監視委員会の設置にあたっては、地域住民をかみならず加える事をお願いしたい。また、早急な設置をお願いしたい。	今後、上記委員会の設置については、時期、委員の選定等について、東京都及び江東区の指導を受けながら対応していく予定であります。

項 目	その他
意見の内容	事業者の見解
⑥ 東京湾にスーパーエコタウン構想と称して、このような廃棄物処理施設ばかりを建設するのではなく、かつて江戸前の魚がつかれたような海をとりもどせるような、自然林を創るなど、後世に少しでも良い環境として残せるものを創造していただきたい。	本事業は、東京都が進めるスーパーエコタウン事業の一環として計画されているものですが、P C B廃棄物の処理は日本にとってぜひ行わなければならないことであり、国際条約からもP C Bの根絶の義務があります。 環境事業団では、全国5か所においてP C B廃棄物の広域的な処理施設の設置を進めているところですが、事業を実施するにあたっては、安全対策、環境保全対策に万全を期す所存であります。 なお、処理施設の敷地は「江東区みどりの条例」の規定に適合するよう、できる限りの緑化を図ってまいります。
⑦ 本事業は東京都の実施するスーパーエコタウン事業の一環である。よって、環境影響評価条例の目的たる公害の防止、都民の快適な生活の確保のために、本事業単体としてではなく、スーパーエコタウン事業総体としての環境影響評価を実施されたい。	この環境影響評価は、東京都環境影響評価条例に定められた手続きに則り、本事業単体の評価を行っているものではありませんが、大気汚染の評価では、ダイオキシン類のバックグラウンド濃度の設定にあたって、近隣で近い将来に操業を開始する予定の「中央防波堤内側埋立地灰溶融施設」及び「東京臨海リサイクル発電施設」に係る環境影響評価で予測されたダイオキシン類の最高予測濃度を、本事業計画地における現況濃度に加算することにより、両施設の影響を折り込みました。
⑧ このようにして出される意見書の中味いかによっては、「処理事業検討委員会」に於いても十分に検討し、活かしていただきたい。	環境事業団では、本見解書を含めて、今回の環境影響評価の手続きをP C B廃棄物処理事業検討委員会東京事業部会にご助言を仰ぎながら進めてきております。
⑨ H15.11.12の説明会に出席しました、その時に質問された方が2名いました、その時の質問に対していただいた資料（カタログ）に概略フローシートが書かれていましたが、そのフローシートには書かれていない「固形物分離フィルター」が設備されているという説明がありました、また、圧力検出、温度検出、その他の場所にもP I、T I、遮断弁等が付いているので安全ですという回答でした、それらが全て表現されているフローシートを示してください。	環境影響評価書案で示す処理フローは、P C B廃棄物の処理の流れを説明することに主眼を置いて作成しており、必ずしも付帯装置がすべて書き込まれたものではありません。 住民説明会で説明したとおり、反応の制御や安全性の確保のため、固形物分離フィルターや圧力計、温度計、遮断弁等が設置されていますが、これらがすべて記載された詳細図面については、反応の制御方法等のノウハウに係る部分となり、一般に公表は難しいとのメーカーの見解であるためご理解願います。

13.2 事業段階関係区長（江東区長）の意見と事業者の見解

項 目	全般事項
意見の内容	事業者の見解
本施設は、P C B廃棄物を対象とした国内初の大規模処理施設であり、また、高温かつ高圧な分解設備を設置することから、次の点に留意してください。 ① 事故及び未分解による汚染の未然防止に万全を期すとともに、万一異常が生じた場合も、その影響を最小限度に留められるよう多段階の安全策を講じてください。	施設設計段階で詳細な安全解析を行い、その結果を施設の設計、運転管理に反映させ、事故及び未分解による汚染の未然防止に万全を期すとともに、万一異常が生じた場合も、その影響を最小限度に留められるよう、多段階の安全策を講じます。
② 地震、浸水、停電などの外的な異常事態や、運搬時の交通事故など、緊急時を想定した十分な安全対策を講じてください。	本施設では、詳細な安全解析の結果を施設の設計、運転管理に反映させて多重の安全策を講ずるほか、様々な外的異常事態を想定して、マニュアルなどによる対応方策を明確化するとともに、緊急連絡体制や専門家による助言を受ける体制を整備いたします。 ご指摘の地震については、感震計を備え、震度5を超える地震を感知した場合には、機器は自動で全停止し、自動弁等は安全側に作動するようにいたします。また、阪神淡路大震災を機に見直された建築基準法等の基準に、さらに上乘せした耐震設計といたします。 また、場内敷地の高さを周辺道路路面より約800 mm高くし、浸水を防止します。 さらに、停電に対しては、受電回線を複数化して停電が生じにくくしたうえで、非常用発電機の電源や無停電電源装置により設備の安全停止を可能とします。 なお、運搬時の安全対策については、P C B廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守等を受入基準に定めて事故の未然防止を図るとともに、同基準で緊急時通報機能を有する運搬車両とすることや、緊急時対応内容の教育・訓練を行うことを定めます。
③ 施設の稼動に伴う環境への負荷については、本区と協議の上、自主基準を設定するなどして、できるだけ軽減するよう努めてください。また、通常稼動時及び事故時の情報公開を実施してください。	施設の稼動に伴う環境の負荷については、できるだけ軽減するよう努めるとともに、情報公開を積極的に行ないます。

項 目	全般事項
意見の内容	事業者の見解
④ 今後の環境影響評価手続きに際しては、情報提供や説明を区及び関係住民に対して積極的に行うとともに、住民からの意見、要望の聴取に最大限努めてください。	今後、環境影響評価手続きにおいて、都民の意見を聴く会の開催が予定されていますが、環境事業団としては、ここでの都民の皆様からのご意見について聴取に努めるとともに、このご意見等を踏まえた知事の審査意見書の内容について、環境影響評価書に反映させてまいります。 また、見解書の内容を含めて環境影響評価手続きの進行状況について、環境事業団のホームページに掲載するなど、今後とも、江東区や関係住民への説明、情報提供に努めてまいります。
⑤ この他、事業の推進にあたっては、区が東京都知事あてに提出した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画について（回答）」を遵守してください。	ご指摘の江東区の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画について（回答）」を今後とも遵守してまいります。
⑥ 操業中は、今後、本区と住民を加えた構成で設置が予定されている協議機関において、安全性についての十分な検証を実施してください。	貴区のご意向と東京都の受入条件により設置する予定である、住民、専門家、貴区、東京都等で構成する環境安全委員会（仮称）において、操業中の運転状況及び安全性の検証について、十分に説明を行いたいと考えております。

項 目	大気汚染
意見の内容	事業者の見解
① 評価書案では、工事施工中及び完了後の搬出入車両台数が一般交通量に比べ極めて少ないと想定されるとし、搬出入車両の走行による影響は予測対象としていないが、事業計画地域には複数の廃棄物処理施設の建設が予定されており、周辺道路の交通量の増加が見込まれるため、大気質に与える影響が軽減するよう努めてください。	ご指摘のように、本事業の工事用車両及びPCB廃棄物等運搬車両台数は、一般交通量に比べて、それぞれ0.6%未満、0.1%未満と小さな比率ですが、排出ガスによる大気環境への影響を軽減するため、東京都が進めるディーゼル車に対する規制を遵守することはもちろん、アイドリングストップの励行、規制速度の遵守、過積載の禁止等の徹底を求める環境保全対策を講じます。
② 工事完了後におけるPCBの長期平均値（年平均値）について、将来予測濃度は評価の指標を下回っているものの、バックグラウンド濃度に対する付加する影響濃度の割合は高い値になっています。環境への影響をより一層軽減するよう十分な対策を講じてください。	操業中は施設の点検、検査を十分に行い、排気、換気の処理装置が所期の性能を発揮できるように維持管理するとともに、環境への影響をより一層軽減するという観点からも施設運転作業の改善を図ってまいります。
③ 施設稼働後は、処理施設の排出口に加えて、敷地境界におけるPCB及びダイオキシン類等に係る大気汚染調査（モニタリング）を実施し、安全性を検証してください。	操業中の環境モニタリングの内容については、貴区の御意見を踏まえ、今後具体的に検討してまいります。

項 目	騒音・振動	
	意見の内容	事業者の見解
	環境影響評価項目には選定されていませんが、廃棄物処理関係施設の多い中央防波堤内側埋立地の環境を悪化させることのないよう、次の点に留意してください。 ① 騒音・振動を発生する設備については、それぞれ可能な限り対策を講ずるよう努めてください。 ② 工事中は、低騒音型の建設機器を使用するとともに、工事車両及び施設稼働後の搬出入車両等の通行に伴うアイドリング等に十分配慮してください。	騒音・振動については、ほとんどの設備が屋内に設置されるため、外部への影響は少ないと考えております。 屋外に設置される機器については、できるだけ低騒音型を採用するなど、騒音レベルの低減化に努めます。 また、工事施工業者には、低騒音型の建設機械の使用、工事用車両のアイドリングストップの励行を求めます。

項 目	景観	
	意見の内容	事業者の見解
	江東区都市景観条例に基づく江東区景観づくり基準に適合するよう計画してください。 なお、評価書案にあるようにできるかぎりの緑化を図ってください。	建物の外観は、背景に溶け込みやすいグレーを基調とし、海や空をイメージしたブルーのストライプを配色するなど、周囲の建物や周辺の景観に調和する色彩を採用する予定です。 また、建物の形状については、高さは周辺の建物と同程度以下であり、上部にスカイラインを乱す煙突等の突出した構造物は配置しない予定です。 このように、本施設の設計にあたっては、江東区都市景観条例に基づき策定された「江東区臨海景観基本軸の景観づくり基準」に適合しているものと考えます。 また、敷地内の緑化については、「江東区みどりの条例」の規定に適合するよう、できる限りの緑化を図ってまいります。

項 目	廃棄物	
	意見の内容	事業者の見解
	P C B 廃棄物の搬入及び処理後に生じる廃棄物の搬出にあたっては、一元的な管理を図るとともに、廃棄物が飛散、流出しないよう使用容器及び運搬車両の構造など十分な対策を講じてください。 また、走行のルート、時間についても、安全確保を第一として計画してください。	P C B 廃棄物の運搬に関しては、廃棄物処理法に基づく技術的な基準の改正により、他の廃棄物よりも一層厳しい規制が行われ、その具体的な内容を示す環境省の「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に適合した運搬容器、運搬車両を用いなければ施設への P C B 廃棄物の搬入ができないよう、受入基準を定める予定です。 また、施設から搬出する廃棄物の運搬中の飛散、流出を防止することを委託業者に求めます。

項 目	廃棄物
意見の内容	事業者の見解
	なお、環境事業団は自ら収集運搬するものではありませんが、施設周辺の走行のルート、時間について貴区のお考えがあればそれを伺い、上記受入基準に盛り込むことも検討いたします。

項 目	温室効果ガス
意見の内容	事業者の見解
年間の電力使用量が非常に大きいことから、省エネルギーに配慮するとともに、自然エネルギーの一層の活用を検討するなどして、温室効果ガスの排出量の削減に努めてください。	本事業はP C B廃棄物に伴う環境汚染リスクを一刻も早く取り除くために実施するものであり、処理工程のエネルギー源等として電力の使用が不可欠であります。処理の安全性を確保するために必要な電力を削減することは困難であります。処理済物のリサイクルを推進することなど、実行可能な温室効果ガスの削減策を講じていきます。 また、現在、自然エネルギーの活用の観点から、太陽光発電を予定しています。

項 目	その他
意見の内容	事業者の見解
分解処理等の工程から発生する排水について、安全性を確保し、それを確認するシステムについて、見解書等環境影響評価手続きの中で、よりわかりやすく説明してください。	高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程において、水熱酸化分解装置から発生する排水は、処理液バッファタンクに一旦貯留し、P C Bが十分に分解されていることを確認した後、さらにセーフティーネットとしての活性炭吸着装置を通して、排水処理装置で中和処理します。 上記確認の際、万が一P C Bが十分に分解されていない場合には、処理液バッファタンクから水熱酸化分解装置へ戻し、再び分解処理します。 柱上トランス絶縁油の処理工程で発生する排水は、P C Bが十分に分解されていることを確認した後の油中にあるアルカリ分を除去する際に発生するものであり、上記確認の際、万が一P C Bが十分に分解されていない場合には、その油を分解工程に戻し、再び分解処理します。

14. 都民の意見を聴く会の意見の概要

都民の意見を聴く会において、3名の公述人から意見が述べられた。

都民の意見を聴く会の記録に記載された意見の概要は、以下に示すとおりである。

14.1 環境影響評価

項 目	意 見 の 概 要
(1) 全 般	① 環境影響評価の他にテクノロジーアセスメント、立地アセスメント、代替アセスメント及びリスクアセスメントの総合的な実施が不可欠である。
	② 環境影響評価項目の選定が限定的である。大気降下物による土壌や水質等への影響、下水処理・汚泥への影響、地盤の安定性の評価が必要である。
	③ P C B廃棄物の運搬を考えると、影響は広範囲に及ぶ。都内に限らず、首都圏、関東などの広域で説明する必要がある。
	④ 建設予定地周辺で現在稼動している施設、これから稼動する施設を考慮した総合的なアセスメントが必要である。
(2) 大気汚染	① 事業予定地周辺地域における現況調査地点が1地点であり、少なすぎる。
	② 事業予定地周辺の施設からの大気への影響を把握するためには現況調査の測定回数をもっと増やす必要がある。
	③ P C B廃棄物処理施設からのP C B及びダイオキシン類の排出濃度の設定根拠が不明である。
	④ 大気系へ排出されるP C B及びダイオキシン類の年間排出総量についての予測が示されていない。
	⑤ 大気降下物（フォールアウト）による土壌への沈積量とP C B及びダイオキシン類の含有量の予測が示されていない。
	⑥ 排気処理はオイルスクラバ等と活性炭による吸着処理とされているが、それぞれの除去効果と最終排出濃度が示されていない。
	⑦ ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス規制対象施設でないという根拠が明らかでない。
	⑧ 周辺大気の測定点が建設地の西側に偏っている。もう少し広域的に測定すべきである。
	⑨ ダイオキシン類や重金属の測定は散発でなく連続測定するべきである。
(3) 廃棄物	① 施設から排出される処理済物の卒業判定基準の適合状況の検査対象物とその量及び検査頻度についての記載がない。
	② 焼却処理される廃油中のP C B及びダイオキシン類の含有量と焼却処理による排出濃度が不明である。
	③ 残渣物のうちリサイクルできない物の具体的な品目とその適正処分方法についての記載がない。

項 目	意 見 の 概 要
(3) 廃棄物	④ 卒業判定のやり方如何によってP C Bが付着したままの容器等が廃棄、リサイクルに回される。試験法の実証試験結果についてのデータの検証が必要である。
(4) 温室効果ガス	施設の運転に伴う廃熱量の算出結果を示されたい。
(5) 水質汚濁	水熱酸化分解からの排水の実績データは、P C B基準値ぎりぎりの値もある。長期保管を経た容器等から重金属が検出されないことがあるのか。
(6) 土壌汚染	施設からリークすると思われるP C B、ダイオキシン類の大気降下物による土壌への沈積の影響を考慮する必要がある、そのために土壌汚染の現況調査が必要である。

14.2 事業計画

項 目	意 見 の 概 要
(1) 処理方式	① 水熱酸化分解法及び脱塩素化分解法の実証運転例の詳細データと運転上の不具合の発生事例を示すこと。
	② 三菱重工業の洗浄技術は、P C B処理ハンドブック増補版で示された方法と内容が異なる。東京事業の技術が認証されているのであればその内容を示していただきたい。
	③ 水熱酸化分解法、脱塩素化分解法の2方法を選択した理由が記載されていない。どういう点で優位性があり、他の分解法にどういうデメリットがあるのか。
(2) 安全対策	① 水熱酸化分解法は実証試験の54倍のスケールアップということであるが、あらゆる最悪の事故を想定して、万全の対策を求める。
	② プラントの耐震設計については、阪神震災の経験を踏まえて、震度7に耐える設計にすべきである。
(3) 作業環境	① 管理区分毎の室内大気中のP C B、ダイオキシン類の濃度予測値が示されていない。
	② 施設内のI P A（イソプロピルアルコール）を400ppm以下の対策をとっているが、石油工業協会のデータシートでT W Aは200ppm、安全に管理できるか心配である。
	③ 管理区分の設定根拠が不明確である。
	④ 作業者の保護具などを明らかにすべきである。
(4) その他	① 使用される薬品類の全てを列挙し、そのうちP R T R対象物質の有無及び年間使用量を示されたい。
	② 洗浄液として、引火性で急性毒性物質であるI P Aを何故使用するのか。

14.3 その他

項 目	意 見 の 概 要
その他	① 他の事業ではすでに安全監視委員会が設置されている。東京事業だけが操業後に、事業者である環境事業団が設置する。環境事業団任せにすることは東京都の責任放棄である。計画段階からの安全監視委員会の設置を求める。
	② 東京都は、東京PCB廃棄物適正処理検討委員会がまとめた報告内容を確実に履行されたい。
	③ 環境省が出した報告書によれば、東京事業のコストは大阪事業よりも安いとされている。コストを優先して、安いだけで選定したのであれば確実性や安全性が確保できるか不安である。
	④ 処理の最終年限が決まっているからといって、安全性を軽視せず、繰り返し安全性を検証し、積極的に情報公開してほしい。
	⑤ 地方自治体は自分のごみは自分で処理するという基本があるので、東京に限定した形の処理をする必要がある。
	⑥ プラントの事故の際の責任はどこにあるのか。その辺を今の段階から明らかにしておかないと、実際に事故が起きたときに、問題が出てくる。
	⑦ 施設に係る予算を公表すべきである。
	⑧ 災害発生、緊急時の連絡体制は10キロ範囲とし、自治体、町会等へ周知するという整備体制が必要である。

15. 調査計画書の修正の経過及びその内容

15.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第 46 条第 1 項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見（P.106 参照）並びに条例第 45 条において準用する条例第 18 条第 1 項の都民の意見書及び条例第 45 条において準用する条例第 19 条第 1 項の求めに応じて提出された周知地域区長（江東区長）の意見を勘案し、また、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、以下に示すとおりである。

15.1.1 知事の意見等を勘案した修正

知事の意見等を勘案して修正した箇所及びその内容等は、表 15.1-1 に示すとおりである。

表 15.1-1 修正した箇所及び修正内容

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
7. 環境影響評価の項目		
7.1 選定した項目及びその理由		
景 観	予測・評価項目として追加	知事の意見及び都民等からの意見を踏まえ、本事業の施設が景観を構成する新たな要素となることが考えられるため、景観を予測・評価項目に追加した。
温室効果ガス	予測・評価項目として追加	知事の意見及び都民等からの意見を踏まえ、施設の稼動に伴う電力の使用量が大きことから、温室効果ガスを予測・評価項目に追加した。
表 7.1-1 環境影響要因と 環境影響評価項目との関連表	景観及び温室効果ガスを予測・評価項目として追加	景観及び温室効果ガスを予測・評価項目として追加した。
表 7.1-2 選定した項目及びその理由	景観及び温室効果ガスを予測・評価項目として追加	景観及び温室効果ガスを予測・評価項目としたことから、選定した項目及びその理由を追加した。

15. 1. 2 事業計画の具体化等に伴う修正

事業計画の具体化等に伴い修正した箇所及びその内容等は、表 15. 1-2 に示すとおりである。

表 15. 1-2 修正した箇所及び修正内容

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
3. 対象事業の内容の概略		
表 3-1 対象事業の内容の概略	敷地面積	敷地境界の確定に伴い、敷地面積を約 30,000 m ² から約 30,500 m ² に修正した。
6. 対象事業の目的及び内容		
6. 2 事業の内容		
6. 2. 1 事業の位置		
図 6. 2-1 事業計画地の位置	事業計画地の形状	敷地境界の確定に伴い、事業計画地の形状を修正した(図 6. 3-1 及び図 8. 2-2 についても同様の理由により修正した。)
6. 2. 3 事業計画の内容		
表 6. 2-1 建築計画の概要	延床面積	施設計画及び配置計画等の見直しに伴い、延床面積を約 35,000 m ² から約 37,000 m ² に修正した。
図 6. 2-2 配置計画 図 6. 2-3 立面図	配置計画 立面図	敷地境界の確定及び施設計画等の見直しに伴い、配置計画及び立面図を修正した。
7. 環境影響評価の項目		
7. 1 選定した項目及びその理由		
表 7. 1-2 選定した項目及びその理由	搬出入車両台数 建設機械台数 工事用車両台数	事業計画の具体化に伴い、建設機械及び搬出入車両の台数並びに工事用車両の台数及び一般車両に対する割合を修正した。
表 7. 2-1(1) 選定しなかった項目及びその理由	建設機械台数 工事用車両台数	事業計画の具体化に伴い、建設機械台数及び工事用車両の台数の一般車両に対する割合を修正した。
9. 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名		
表 9-1 環境に影響を及ぼすおそれがある地域の町丁名	環境に影響を及ぼすおそれがある地域の町丁	大気汚染予測結果より、環境に影響を及ぼすおそれがある地域を半径約 1.0 km から約 2.0 km に修正した。それにより、有明四丁目が環境に影響を及ぼすおそれがある地域の町丁に追加された。
図 9-1 環境に影響を及ぼすおそれがある地域	環境に影響を及ぼすおそれがある地域	

15.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

第2 意見

環境影響評価の項目の選定について

【景観】

計画地周辺には、暁ふ頭公園等の眺望できる場所があり、景観への影響が考えられるので、環境影響評価の項目として選定し、予測・評価すること。

【温室効果ガス】

施設で使用する電力使用量が多いことから、環境影響評価の項目として選定し、予測・評価すること。

第3 その他

調査計画書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法を選定するに当たって、第2に掲げる意見について十分配慮するとともに、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び関係する区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

また、環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定したときは、同条第2項の規定に基づき報告すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的事業計画の策定に伴い発生する環境に影響を及ぼすおそれのある要因により、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案等において対応すること。

15.3 調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が2件、周知地域区長（江東区長）からの意見が1件提出された。これらの意見は以下のとおりである。

15.3.1 都民からの意見

(1) 都民からの意見①

項 目	意 見
(1) 大気汚染	P C B及びダイオキシン類のみの選定項目では納得できない。大気汚染の選定項目を幅広く見直してほしい。 水熱酸化分解の前処理で行う洗浄は、どのような溶剤を使用するのか計画書には明記されていない。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、n－ヘキサン等の溶剤を使うのであれば、大気や水質汚濁での項目に加えてほしい。また、柱上トランスに関しては脱塩素化分解となっているが、その場合の排ガス処理はどのように行うのか。計画書では、活性炭を通して大気中に放出するとなっているが、その程度で大丈夫なのか。有害物質を大気や水質に放出しないためには、あらゆる事故やトラブル等も想定して万全の対策で計画してほしい。 廃棄物処理施設の集中する江東湾岸地域は、個々の事業での形骸化した環境アセスメントにより、環境の悪化はひどくなるばかりである。現状でも、江東区湾岸地域は二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業」が工事のピーク時で工事用車両約120台／日程度、操業後の搬出入車両が約50台／日といえども、環境負荷が加算されることは事実である。どの車の排ガスがNO₂等を多くしているかは特定できないため、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等も含む選定項目で大気汚染を調査してほしい。 また、工事車両の排ガス対策なども徹底させてほしい。収集運搬のガイドライン策定にも、安全性はもとより、車両の排ガス規制などの対策も求める働きかけをしてほしい。
(2) 水質汚濁	「水熱酸化分解」による処理は大量に排水が発生すると聞いているが、どのくらいの排水を想定しているか。「これらの措置により水質汚濁は発生しない」でくくってしまうのでは、最初から環境アセスの必要等がなくなる。想定排水総量や水質汚濁防止法の基準値をどこまでクリアできるのかなどの調査も明示してほしい。
(3) 生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場	「生物の成育・生息に適した環境はほとんどない」「事業計画地周辺は、廃棄物処理施設であり、自然との触れ合いの場は存在しない」と絶望的な記載がしてある。しかし、カワウやスズガモは飛んでいる。そして、近くに「東京かざぐるま」もできて、ごみの埋立地もやっとこれから少しは変革の兆しを感じている。スーパーエコタウンという名の事業を進めるのであれば、少しはエコの名のもとに、なにか自然との触れ合いの場になるような空間も考えほしい。
(4) 廃棄物	施設の稼動に伴う廃棄物の種類、発生量、処理方法をわかりやすく示してほしい。 柱上トランスは、抜油した後の「容器洗浄」「卒業判定」はないまま容器搬出となるのか。そうすると低濃度いってもP C Bを含む廃棄物の搬出となる。東京電力(株)の川崎リサイクルセンターで金属等のリサイクルが行われると聞いているが大丈夫なのか。 感圧複写紙やウエス等に含まれたP C Bはどのように前処理をし、また廃棄物としてはどのように処理するのか。

(2) 都民からの意見②

項 目	意 見
(1) 大気汚染	①施設の稼働に伴う排気による影響について 破砕工程で発生すると考えられる粉じんに含まれるPCBは、どのように処理されるのか。処理工程中、汚染物質の発生・飛散が想定されるものについては、その対策をもれなく明記されたい。 ②工事車両及び搬出入車両の走行による影響について 事業計画地へ至る車両走行ルートは2つに限られており、工事車両の多くが大田区を通過する可能性がある。施設稼働後は、神奈川県及び東京都西北部からの搬入車両の全てが、大田区の住宅のある地域を通過することになる。 また、東京都のスーパーエコタウン事業により、事業計画地の隣接地にはガス化溶融等発電施設、城南島三丁目には8つの廃棄物処理施設の建設が予定されており、これらの施設の工事車両、搬出入車両による周辺道路の交通量増加が見込まれている。 したがって、台数の多少にかかわらず、工事車両及び搬出入車両の走行による大気質への影響について予測対象とし、対策を明らかにされたい。 また、PCB搬入時の飛散・流出防止対策に関しては、車両、容器の構造や管理について具体的に記述されたい。
(2) 廃棄物	排気・排水処理で生成するPCB含有の廃棄物（排気処理における活性炭、排水処理における汚泥等）について、その処理方法を明らかにされたい。
(3) 水質汚濁	事業計画地は、分流式下水道のため、敷地内に降った雨水は周辺海域に直接排出されるものと考えられる。雨水管からのダイオキシン汚染事例があったことから、対象事業の安全性・信頼性を確保するため、環境影響評価項目に水質汚濁を選定し、雨水管の水質のモニタリングと共に、雨水排出先である海域の水質・底質のモニタリング及びそこに生息する生物モニタリングを実施されたい。
(4) 土壌汚染	対象事業は約10年間の時限事業であり、事業終了後には土地の改変が考えられる。その時点で土壌汚染調査が必要となることから、事前調査及び事業廃止時調査を実施し、対象事業による土壌汚染がないことを明らかにする必要がある。
(5) その他	通常操業時の環境影響評価だけでなく、火災、爆発、地震及び運搬の際の交通事故等さまざまな異常時を想定した、十分なリスクアセスメントを実施されたい。 また、本事業は東京都の実施するスーパーエコタウン事業の一環である。よって、環境影響評価条例の目的たる公害の防止、都民の快適な生活の確保のために、本事業単体としてではなく、スーパーエコタウン事業総体としての環境影響評価を実施されたい。 以上の点をふまえ、条例第49条に基づく事業段階関係地域に大田区を加えられたい。

15.3.2 周知地域区長（江東区長）からの意見

項 目	意 見
(1) 全般事項	本施設は、P C B廃棄物を対象とした国内初の大規模処理施設であり、また、高温かつ高圧な分解設備を設置することから、事故及び未分解による汚染の未然防止に万全を期すとともに、万一異常が生じた場合も、その影響を最小限度にとどめられるよう多段階の安全策を講じてください。 環境影響評価を実施するにあたっては、東京都環境影響評価条例及び東京都環境影響評価技術指針の趣旨に基づき、事業の実施に伴って影響を与えると考える事項について、可能な限り広範かつ詳細に調査してください。 また、今後の環境影響評価手続に際して、調査に基づく情報提供や説明を区及び関係住民に対して積極的に行うとともに、住民からの意見、要望の聴取に最大限努めてください。 なお、環境影響評価の一連の手続においても、区が東京都知事あてに提出した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画について(回答)」を遵守してください。
(2) 大気汚染	計画書では、夏季の調査期間を他の季節と同じ7日間としています。しかしながら、夏季には計画地周辺では南風が卓越しているために、計画地の北側に位置する本区の住居地域への影響が懸念されます。したがって、夏季における調査期間を、他の季節に比べて長期間にわたって実施するよう検討してください。
(3) 騒音・振動	計画地周辺における道路騒音の状況は環境基準を上回っています。施設稼働後の搬出入車両台数は1日あたり約50台としていますが、地域の交通量の増加が予想され、渋滞やアイドリング等により近隣に影響を及ぼすおそれが考えられるので、評価項目として選定することを含め、十分な調査の実施を検討してください。
(4) 景観	江東区都市景観条例に基づく江東区景観づくり基準に適合するように計画してください。また、調査項目として選定することを検討してください。
(5) 廃棄物	調査計画に沿って十分な調査を実施してください。
(6) 温室効果ガス	年間の電力使用量が約6,200万kWhと非常に大きいことから、省エネルギーに努めるとともに、調査項目として選定することを検討してください。

16. その他

16.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

対象事業に必要な主な許認可等及び根拠法令は、表 16-1 に示すとおりである。

表 16-1 対象事業に必要な主な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
都市計画決定	都市計画法第 18 条
特別管理産業廃棄物処理業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4
産業廃棄物処理施設の設置許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条
危険物貯蔵所設置許可	消防法第 11 条第 1 項
計画通知	建築基準法第 18 条第 2 項
工事計画届出	電気事業法第 48 条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 81 条

16.2 調査等の実施者及び受託者の名称及び所在地

[実施者]

名 称：日本環境安全事業株式会社

代表者：代表取締役社長 宮坂 真也

所在地：東京都港区芝一丁目 7 番 17 号

[受託者]

名 称：中外テクノス株式会社 東京支社

代表者：取締役支社長 下野 輝美

所在地：東京都中央区新川一丁目 2 番 12 号 金山ビルディング 3 F

16.3 評価書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- (1) 東京港港湾計画書（東京港第6次改訂港湾計画）（平成9年 東京都）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成15年4月 環境省）
- (3) 東京構想2000（平成12年12月 東京都）
- (4) 東京都環境基本計画（平成14年1月 東京都）
- (5) 緑の東京計画（平成12年12月 東京都）
- (6) 東京都建設リサイクル推進計画（平成15年5月 東京都）
- (7) 東京都廃棄物処理計画（平成14年1月 東京都）
- (8) 中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業 環境影響評価書
（平成15年1月 東京二十三区清掃一部事務組合）
- (9) 平成13年度 都内環境中のダイオキシン類調査結果（平成14年6月 東京都）
- (10) 平成14年度 化学物質と環境（平成15年2月 環境省）
- (11) 平成14年度 大気汚染常時測定局測定結果報告（平成15年3月 東京都）
- (12) 平成14年度 有害大気汚染物質モニタリング調査報告書（平成15年2月 東京都）
- (13) 中央区の環境 平成14年版（平成14年11月 中央区）
- (14) 窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)（平成12年12月 公害研究対策センター）
- (15) 東京管区気象台の地上気象観測データ（気象庁）
- (16) 東京臨海リサイクル発電施設建設事業 環境影響評価書
（平成15年9月 東京臨海リサイクルパワー(株)）
- (17) 都市計画図（平成14年6月 江東区）
- (18) 都市計画概要 平成14年度（平成15年1月 港区）
- (19) 海上公園ガイド（平成13年3月 東京都）
- (20) 土地利用現況図（建物用途別）（平成8年 東京都）
- (21) 景観づくり基本方針（平成10年12月 東京都）
- (22) 臨海景観基本軸（平成12年8月 東京都）
- (23) 清掃事業年報(東京二十三区)平成13年度版(平成14年12月 東京二十三区清掃協議会)
- (24) 建設リサイクル推進計画2002（平成14年5月 国土交通省）
- (25) 建築系混合廃棄物の組成及び原単位調査報告書
（平成14年3月 (社)建築業協会、(社)全国産業廃棄物連合会）
- (26) 地球環境保全東京アクションプラン（平成10年3月 東京都）
- (27) 東京エネルギービジョン（平成11年3月 東京都）
- (28) 都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針（温暖化阻止東京作戦 第二ステージ）
（平成14年11月 東京都）
- (29) 環境庁版環境家計簿の排出係数について（環境省ホームページ「環境家計簿について」より）
- (30) 都における温室効果ガス排出量総合調査 2000年度実績（平成15年3月 東京都）
- (31) 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成13年1月1日現在 東京都）